



2026
年度版

Kumamoto City Lifestyle Guidebook | 2026

生活便利ブック

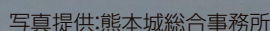
自然災害や火災に遭われた方への支援制度

くらしの窓口、市税・国保・年金、行政情報

市の取り組みやサービス情報

安心で安全なくらしの生活情報

学びと文化に関する施設など



LINE

能本市生活便利ブック

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です



地下水100%「蛇口をひねればミネラルウォーター!」

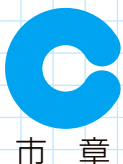


- 3 庁舎案内
- 6 各課電話番号一覧
- 8 防災ガイド・緊急避難場所リスト
- 13 自然災害や火災に
遭われた方への支援制度
- 15 市政を身近に
- 15 市政への意見、情報公開
- 16 市議会、データライブラリ、広報
- 17 **くらしの窓口**
- 17 戸籍・住民票・証明書関係の手続き
- 21 パスポートの交付
- 22 **市税・国保・年金**
- 22 市税
- 25 国民健康保険
- 26 後期高齢者医療制度
- 27 国民年金

- 29 **子育て**
- 29 親子(母子)健康手帳・育児補助・助成など
- 31 ひとり親家庭支援
- 31 こどもの預かり
- 33 入園・入学
- 34 子育てに関する施設
- 37 こどもの健診、相談
- 38 **健康**
- 38 予防接種、健康センターなどの施設
- 39 市保健所、健康についての相談、病院
- 41 各種がん検診
- 42 **福祉**(高齢者・障がい者・他)
- 42 高齢者
- 46 障がい者
- 51 **くらしと環境**
- 51 ごみの出し方
- 53 上下水道
- 59 まちづくりセンター、地域コミュニティセンター
- 61 亡くなったら
- 62 **教育・文化**
- 63 図書館
- 64 学びと文化に関する施設など
- 76 **困ったとき**

市民のくらし

世帯 345,599世帯 人口 731,670人 1世帯に 2.1人 (※令和8年4月1日現在)	人口 密度 1km²に 1,874人 (※令和8年4月1日現在)	出生 1日に 14.3人 (※令和7年度)	死亡 1日に 22.7人 (※令和7年度)	市の 予算 市民1人あたり 598,412円 (※令和8年度当初予算額)
--	---	---	---	--



市章

ひらがなの「く」の字を図案化したもの。和を尊び、人の調和を基本として躍進する熊本市の姿を円形にし、未来へたくましく発展する意味で太い円形にまとめたもの。
(昭和44年8月1日制定)



市鳥
シジュウカラ
(昭和59年5月22日制定)



市木
イチヨウ
(昭和49年10月9日制定)



市花
肥後ツバキ
(昭和49年10月9日制定)

熊本市歌 東岡 正治作詞 鳥飼 哲夫作曲 (昭和5年3月制定)

- 一、^{れいほう あそ はる のぞ} 霊峰阿蘇を遥かに望み
^{みづ} 水白川の流に沿いて
天下に名だたる古城の都
われらの都 大熊本市
- 二、^{ときわ みどり} 常磐の緑いらかを包み
^{うた} 森の都と世に謳われて
文運さかゆる平和の都
われらの都 大熊本市
- 三、^{りっし いとな} 商工立市の営みしげく
^{しんろう} いま新興の光に満ちて
生気ぞあふるる文化の都
われらの都 大熊本市
- 四、^{かがや しんしゅ はた} 輝く進取の旗ひるがえし
^{にしにほん} 西日本の最中に立ちて
いざいざ築かむ理想の都
われらの都 大熊本市

中央区

開庁時間:月曜～金曜 午前8時半～午後5時15分(祝日、年末年始を除く)

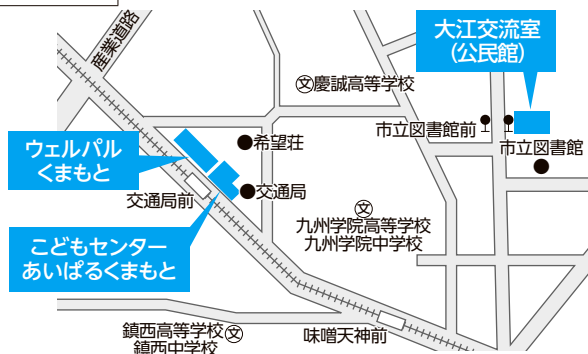
★の窓口受付時間は午前9時～午後4時半

○市役所本庁舎・中央区役所(1～3階)

所 中央区手取本町1-1 本庁舎 ☎328-2111(代) 中央区役所 ☎328-2555(代)

14F	●レストラン ●展望ロビー
13F	●指導監査課 ●道路整備課【西環状道路推進室】 ●用地課 ●河川課【雨水対策室】 ●土木総務課【用地調整室】 ●道路計画課 ●道路保全課【橋梁マネジメント室】
12F	●情報公開窓口 ●農地整備課 ●農業支援課【鳥獣対策室】 ●農業政策課【農水ブランド戦略室】 ●男女共同参画課 ●人権政策課 ●戸籍住民課 ●生涯学習課 ●地域政策課
11F	●都市デザイン課 ●市街地整備課【地域拠点推進室】 ●都市安全課 ●地域交通支援課 ●公共交通推進課【市電延伸室】 ●交通企画課 ●建築指導課【建築審査室】 ●開発指導課 ●都市政策課
10F	●保育幼稚園課【保育指導室】 ●保護管理援護課 ●健康づくり推進課 ●介護事業指導課 ●介護保険課 ●高齢福祉課 ●健康福祉政策課
9F	●住宅政策課 ●市営住宅課 ●市営住宅管理センター ●資産マネジメント課 ●空家対策課 ●設備課 ●営繕課 ●建築保全課
8F	●文化財課 ●文化政策課 ●イベント推進課 ●スポーツ振興課 ●観光政策課 ●誘致戦略課 ●企業立地推進課 ●起業・新産業支援課 ●商業金融課 ●雇用対策課 ●経済政策課
7F	●脱炭素戦略課 ●環境施設課 ●浄化対策課 ●事業ごみ対策課 ●廃棄物計画課 ●花とみどり協働課 ●みどり公園課 ●みどり政策課 ●水保全課 ●環境政策課
6F	●労務厚生課 ●人事課 ●人材育成センター ●契約政策課 ●工事契約課 ●管財課 ●改革プロジェクト推進課 ●法制課 ●技術管理課【検査室】 ●総務課【コンプライアンス推進室】
5F	●秘書課
4F	●政策企画課 ●公共交通戦略課 ●国際課 ●庁舎建設課 ●庁舎周辺まちづくり課 ●広報課 ●債権管理課 ●財政課
3F	●税制課 ●データ戦略課 ●情報政策課 ●デジタル戦略課 ●システム推進課 ●危機管理課 ●防災計画課 ●防災対策課 ●広聴課 ◎★保健こども課
2F	◎★固定資産税課 ◎★市民税課 ◎★納税課【特別滞納対策室】 ●会計総室 ◎★保護第一課 ◎★保護第二課 ◎中央区まちづくりセンター ◎★福祉相談支援センター ◎★中央生活自立支援センター
1F	◎総務企画課 ◎★福祉課 ◎★区民課 ◎★マイナンバー特設窓口 ◎★パスポートセンター ●時間外証明窓口 ◎★国保年金課 ◎★保険料収納対策課 ●水道料金納入所
B1F	●業務支援課

※◎は中央区役所



○ウェルパルクまもと(総合保健福祉センター)

所 中央区大江5-1-1

4F	<熊本市保健所> ●健康危機管理課 ●医療対策課 ●食品保健課 ●生活衛生課 ●感染症予防課
3F	●こころの健康センター ●ひきこもり支援センター「りんく」 ●障がい福祉課 ●障がいサービス課 ●健康センター大江分室
2F	●こども発達支援センター ●発達障がい者支援センター「みなわ」 ●こども家庭福祉課 ●妊娠内密相談センター ●こどもの権利サポートセンター
1F	●市民活動支援センターあいぽーと

○住友生命熊本ビル

所 中央区花畑町9-24

9F	●人事委員会事務局 ●農業委員会事務局 ●選挙管理委員会事務局
6F	●監査事務局
5F	●EBPM推進センター
4F	●熊本市歴史文書資料室

○市役所別館自転車駐車場

所 中央区花畑町9-1

8F	●大会議室
7F	●熊本城マラソン実行委員会事務局
6F	●放課後児童育成課 ●地域教育推進課 ●青少年センター
5F	●生活安全課 ●消費者センター
4～1F	駐輪場

○SPRING熊本花畑町

所 中央区花畑町9-6

8F	●人権教育指導室 ●教職員課
7F	●学校施設課
6F	●教育政策課 ●教育改革推進課
5F	●指導課 ●学務支援課
4F	●健康教育課 ●総合支援課【特別支援教室】
3F	〈熊本城総合事務所〉 ●総務管理課 ●復旧整備課 ●熊本城調査研究センター
2F	●こども政策課 ●こども支援課 ●オンブズマン事務局

○熊本市マイナンバーカードセンター

所 中央区手取本町4-1(大劇会館1階)

○大江交流室(公民館)

所 中央区大江6-1-85

○こどもセンター(あいぽるくまもと)

所 中央区大江5-1-50

3F	●児童相談所
2F	●教育相談室
1F	●障がい者福祉相談所

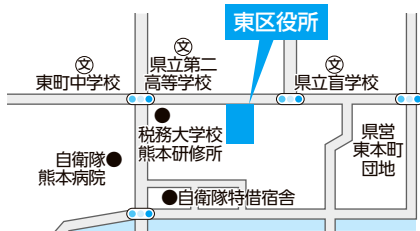
東 区

開庁時間:月曜～金曜 午前8時半～午後5時15分(祝日、年末年始を除く)
★の窓口受付時間は午前9時～午後4時半

○東区役所

所 東区東本町16-30 ☎367-9111

3F	★保健こども課(こども家庭センター) ○健康増進班、地域健康班 ☎367-9134 ○こども班 ☎367-9130 ○児童支援班 ☎367-9131
2F	●総務企画課 ☎367-9121 ★保護第一課 ☎367-9129 ★保護第二課 ☎367-9139 ★東税務室 ☎367-9138 ★生活自立支援センター ☎367-9233
1F	★区民課 ○戸籍班、住民・証明班 ☎367-9124 ○国保・後期班、年金・収納班 ☎367-9125 ○東区マイナンバー特設窓口 ☎367-9166 ★福祉課 ○福祉相談班・高齢福祉班 ☎367-9127 ○障がい福祉支援班・障がい福祉サービス班 ☎367-9177



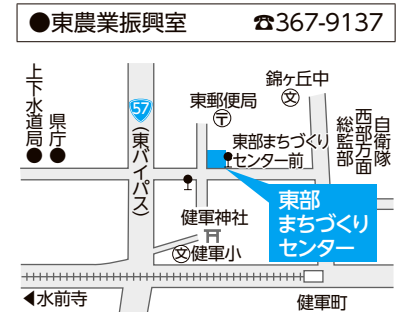
○託麻まちづくりセンター

所 東区長嶺東7-11-15 ☎380-8119



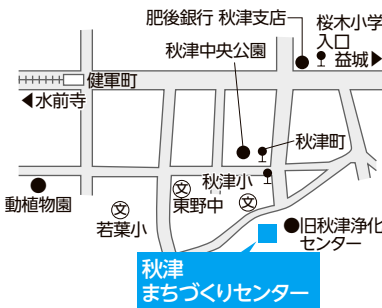
○東部まちづくりセンター

所 東区錦ヶ丘1-1 ☎367-1949



○秋津まちづくりセンター

所 東区秋津3-15-1 ☎368-2200



○東区土木センター

所 東区佐土原3-1-65 ☎367-4360



西 区

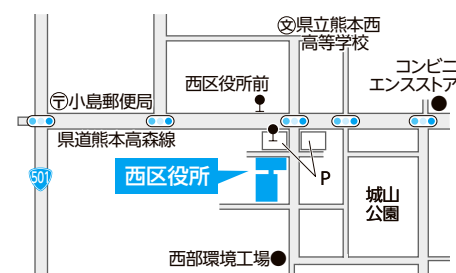
開庁時間:月曜～金曜 午前8時半～午後5時15分(祝日、年末年始を除く)
★の窓口受付時間は午前9時～午後4時半

(西部公民館は火曜～日曜 午前8時半～午後10時 ※休館日:月曜(祝日の場合は翌平日)、年末年始)

○西区役所

所 西区小島2-7-1 ☎329-1111(代)

3F	★保健こども課(こども家庭センター) ○健康増進班、地域健康班 ☎329-1147 ○こども班、児童支援班 ☎329-6838
2F	●総務企画課 ☎329-1142 ★保護課 ☎329-6839 ●西部まちづくりセンター ☎329-7625
1F	★福祉課 ☎329-5403 ★西税務室 ☎329-1174 ●農業振興課 ☎329-1158 ●基盤整備課 ☎329-1168 ●農業委員会事務局西南分室 ☎329-1179 ★区民課 ○戸籍班・住民班 ☎329-8503 ○国保年金班 ☎329-1198 ○西区マイナンバー特設窓口 ☎329-1220 ●西部公民館 ☎329-7205



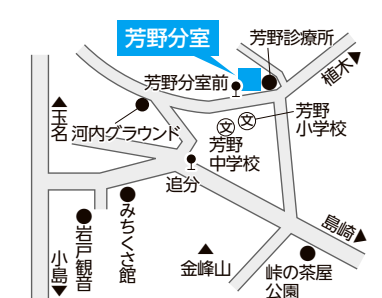
○花園まちづくりセンター

所 西区花園5-8-3 ☎359-1122



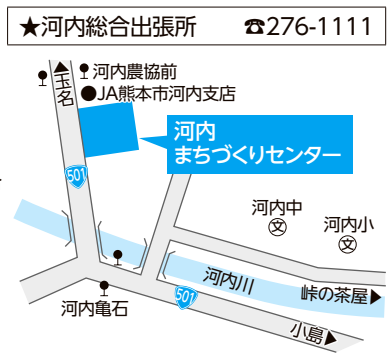
★河内まちづくりセンター 芳野分室

所 西区河内町野出1410 ☎277-2001



○河内まちづくりセンター

所 西区河内町船津2069-5 ☎276-1111



○中央区土木センター ☎355-2936

所 西区蓮台寺5丁目7-1



南区

開庁時間:月曜～金曜 午前8時半～午後5時15分
(祝日、年末年始を除く)

★の窓口受付時間は午前9時～午後4時半

○南区役所

所 南区富合町清藤405-3 ☎357-4111(代)

3F	★保健こども課	
	○健康増進班、地域健康班	☎357-4138
	○こども班、児童支援班	☎357-4135
	★保護課	☎357-4134
2F	●総務企画課	☎357-4112
	●南区土木センター	
	○総務課	☎357-4801
1F	○維持課	☎357-4877
	★区民課	
	○戸籍班・住民班	☎357-4126
	○国保年金班	☎357-4128
	○南区マイナンバー特設窓口	☎357-4177
	★福祉課	☎357-4129
	★南税務室	☎357-4143

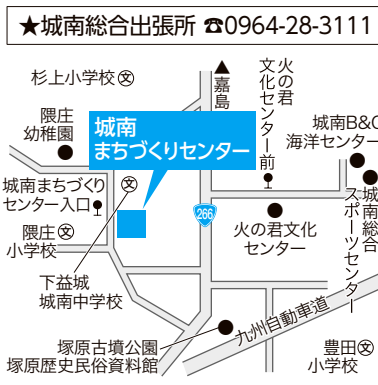
○富合まちづくりセンター

所 南区富合町清藤400(アスパル富合) ☎357-4580



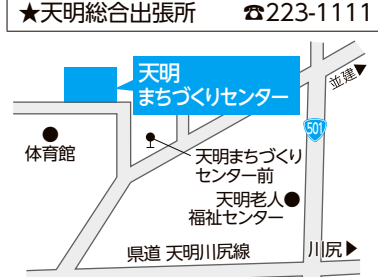
○城南まちづくりセンター

所 南区城南町宮地1050 ☎0964-28-3111



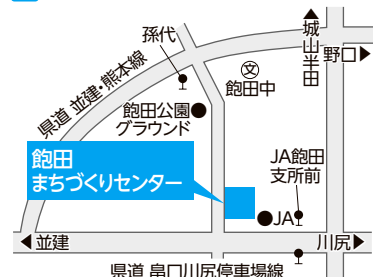
○天明まちづくりセンター

所 南区奥古閑町2035 ☎223-1117



○鮎田まちづくりセンター

所 南区会富町1333-1 ☎227-1112



○幸田まちづくりセンター

所 南区幸田2-4-1 ☎378-0202



○南部まちづくりセンター

所 南区南高江6-7-35 ☎358-1877



北区

開庁時間:月曜～金曜 午前8時半～午後5時15分
(祝日、年末年始を除く)

★の窓口受付時間は午前9時～午後4時半

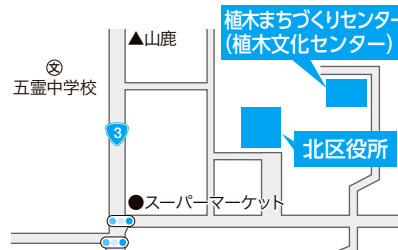
○北区役所

所 北区植木町岩野238-1 ☎272-1111(代)

3F	●農業振興課	☎272-1117
	●基盤整備課	☎272-1145
	●植木地域整備室	☎272-1115
	●農業委員会事務局北区分室	☎272-6908
	●文化財課植木分室	☎272-0551
2F	●総務企画課	☎272-1110
	★保護課	☎272-6910
1F	★区民課	
	○戸籍班・住民班	☎272-6900
	○国保年金班	☎272-6905
	○北区マイナンバー特設窓口	☎272-6901
	★福祉課	☎272-1118
	★保健こども課	
	○健康増進班、地域健康班	☎272-1128
	○こども班・児童支援班	☎272-1104
	★北税務室	☎272-1114

○植木まちづくりセンター

所 北区植木町岩野238-1
植木文化センター内 ☎272-6966



○北部まちづくりセンター

所 北区鹿子木町66 ☎245-2112

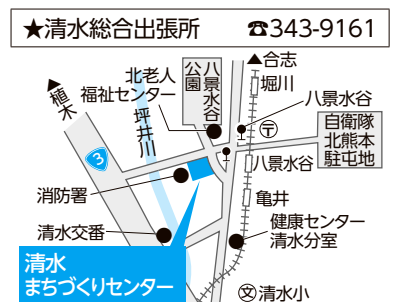
○北区土木センター

所 北区鹿子木町66 ☎245-5050



○清水まちづくりセンター

所 北区清水亀井町14-7 ☎343-9162



○龍田まちづくりセンター

所 北区龍田弓削1-1-10 ☎339-3323

★龍田総合出張所 ☎338-2231





各課電話番号一覧

※令和8年(2026年)4月1日現在の情報です。内容が変更となっている場合があります。

市外局番096を省略しています。

課 名	電話番号
政策局	
総合政策部	
政策企画課	328-2035
データ戦略課	328-2382
国際課	328-2070
庁舎整備部	
庁舎建設課	328-2089
庁舎周辺まちづくり課	328-2119
公共交通戦略部	
公共交通戦略課	328-2191
秘書部	
秘書課	328-2020
広報課	328-2043
広聴課	328-2075
危機管理防災部	
危機管理課	328-2490
防災計画課	328-2354
防災対策課	328-2360
東京事務所	03-3262-3840
総務局	
行政管理部	
総務課	328-2092
■ コンプライアンス推進室	328-2154
■ 歴史文書資料室	328-2038
法制課	328-2376
■ 情報公開窓口	328-2059
管財課	328-2100
人事部	
人事課	328-2149
■ 人材育成センター	359-6455
改革プロジェクト推進課	328-2110
業務支援課	328-2127
労務厚生課	328-2960
■ 衛生管理室	328-2164
デジタル部	
情報政策課	328-2057
デジタル戦略課	328-2062
システム推進課	328-2050
契約監理部	
契約政策課	328-2136
工事契約課	328-2442
技術管理課	328-2543
■ 検査室	328-2454
財政局	
財務部	
財政課	328-2085
債権管理課	328-2597
資産マネジメント課	328-2845
税務部	
税制課	328-2174
市民税課	328-2181
■ 東税務室	367-9138
■ 西税務室	329-1174
■ 南税務室	357-4143
■ 北税務室	272-1114
固定資産税課	328-2195
納税課	328-2204
■ 特別滞納対策室	328-2202
文化市民局	
オンブズマン事務局	328-2916
市民生活部	
地域政策課	328-2036
戸籍住民課	328-2031
■ マイナンバーカードセンター	328-2067
生涯学習課	328-2736
生活安全課	328-2397
■ 消費者センター	353-2500
人権推進部	
人権政策課	328-2333

課 名	電話番号
■ ふれあい文化センター	366-7310
■ 植木ふれあい文化センター	274-7147
男女共同参画課	328-2262
文化創造部	
文化政策課	328-2039
文化財課	328-2740
熊本城総合事務所	
総務管理課	352-5900
復旧整備課	328-2858
熊本城調査研究センター	355-2327
健康福祉局	
指導監査課	328-2336
健康福祉部	
健康福祉政策課	328-2340
保護管理支援課	328-2299
健康づくり推進課	328-2145
国保年金課	328-2290
保険料収納対策課	328-2270
高齢者支援部	
高齢福祉課	328-2963
介護保険課	328-2347
介護事業指導課	328-2793
障がい者支援部	
障がい福祉課	361-2519
障がいサービス課	361-2588
障がい者福祉相談所	362-6500
こころの健康センター	366-1171
保健衛生部	
健康危機管理課	364-3311
感染症予防課	364-3189
医療対策課	364-3186
生活衛生課	364-3187
動物愛護センター	380-2153
食品保健課	364-3188
こども局	
こどもの権利サポートセンター	366-3070
こども育成部	
こども政策課	328-2156
こども支援課	328-2158
■ 総合子育て支援センター	364-0123
■ 西原公園児童館	371-4090
■ 勤労青少年ホーム	343-8878
保育幼稚園課	328-2568
■ 保育指導室	328-2561
こども福祉部	
こども家庭福祉課	366-3030
妊娠内密相談センター	366-3060
こども発達支援センター	366-8240
児童相談所	
児童相談所	366-8181
■ 一時保護所	366-8181
環境局	
環境推進部	
環境政策課	328-2427
脱炭素戦略課	328-2355
水保全課	328-2436
環境総合センター	379-2511
資源循環部	
廃棄物計画課	328-2359
環境施設課	328-2431
■ 扇田環境センター	245-2696
事業ごみ対策課	328-2362
浄化対策課	328-2366
西部グリーンセンター	329-8803
東部グリーンセンター	365-4343
東部環境工場	380-8211
西部環境工場	329-0900
経済観光局	
産業部	

課 名	電話番号
経済政策課	
■ 計量検査所	369-0610
雇用対策課	328-2377
商業金融課	328-2424
企業立地推進課	328-2386
起業・新産業支援課	328-2392
観光交流部	
観光政策課	328-2393
誘致戦略課	328-2073
動植物園	368-4416
スポーツ・イベント部	
スポーツ振興課	328-2724
イベント推進課	328-2948
■ 熊本城マラソン実行委員会事務局	328-2373
競輪事務所	383-5215
農水局	
農政部	
農業政策課	328-2403
■ 農水ブランド戦略室	328-2410
農業支援課	328-2384
■ 鳥獣対策室	328-2369
農地整備課	328-2953
北東部農業振興センター	
農業振興課	272-1117
■ 東農業振興室	367-9137
基盤整備課	272-1145
西南部農業振興センター	
農業振興課	329-1158
■ 河内農業振興室	276-1114
■ 南農業振興室	0964-28-3115
基盤整備課	329-1168
水産振興センター	311-4010
都市建設局	
都市政策部	
都市政策課	328-2502
市街地整備課	328-2537
■ 地域拠点推進室	328-2538
都市デザイン課	328-2508
開発指導課	328-2507
都市安全課	328-2926
建築指導課	328-2513
■ 建築審査室	328-2516
交通政策部	
交通企画課	328-2510
公共交通推進課	328-2522
■ 市電延伸室	328-2556
地域交通支援課	328-2259
住宅部	
住宅政策課	328-2438
市営住宅課	328-2461
空家対策課	328-2514
公共建築部	
建築保全課	328-2578
営繕課	328-2573
設備課	328-2450
土木部	
土木総務課	328-2475
■ 用地調整室	328-2533
道路計画課	328-2484
道路整備課	328-2546
■ 西環状道路推進室	328-2546
道路保全課	328-2496
■ 橋梁マネジメント室	328-2486
河川課	328-2571
■ 雨水対策室	328-2571
用地課	328-2549
森の都推進部	
みどり政策課	328-2523
みどり公園課	328-2409



各課電話番号一覧

※令和8年(2026年)4月1日現在の情報です。内容が変更となっている場合があります。

市外局番096を省略しています。

課 名	電話番号
花とみどり協働課	328-2352
EBPM推進センター	328-2784
中央区役所	☎328-2555(代)
総務企画課	328-2610
区民課	328-2240
■ 総務班	328-2247
■ 証明班	328-2245
■ 戸籍班	328-2249
■ 住民班	328-2242
■ 国保年金班	328-2278
■ 中央区マイナンバー特設窓口	328-2068
中央区まちづくりセンター	328-2232
大江交流室(公民館)	372-0313
五福交流室	359-0300
■ 五福公民館	359-0500
中央区土木センター	355-2936
福祉課	
■ 総務班	328-2312
■ 高齢福祉班	328-2311
■ 地域包括支援班	328-2314
■ 障がい福祉班	328-2313
■ 障がい福祉サービス班	328-2317
■ 福祉相談支援センター	328-2301
保護第一課	328-2323
保護第二課	328-2325
保健こども課	
■ 健康増進班、地域健康班	328-2419
■ こども班	328-2421
■ 児童支援班	328-2451
東区役所	☎367-9111(代)
総務企画課	367-9121
区民課	
■ 戸籍班、住民・証明班	367-9124
■ 国保・後期班、年金・収納班	367-9125
■ 東区マイナンバー特設窓口	367-9166
託麻まちづくりセンター	380-8119
■ 託麻総合出張所	380-3111
■ 託麻公民館	380-8118
秋津まちづくりセンター	368-2200
■ 秋津公民館	365-5750
東部まちづくりセンター	367-1949
■ 東部公民館	367-1134
東区土木センター	367-4360
福祉課	367-9127
■ 福祉相談班、高齢福祉班	367-9127
■ 障がい福祉支援班、障がい福祉サービス班	367-9177
保護第一課	367-9129
保護第二課	367-9139
保健こども課(こども家庭センター)	
■ こども班	367-9130
■ 児童支援班	367-9131
■ 健康増進班、地域健康班	367-9134
西区役所	☎329-1111(代)
総務企画課	329-1142
区民課	
■ 戸籍・住民班	329-8503
■ 国保年金班	329-1198
■ 西区マイナンバー特設窓口	329-1220
西部まちづくりセンター	329-7625
■ 西部公民館	329-7205
河内まちづくりセンター	276-1111
■ 河内総合出張所	276-1111
■ 河内交流室(公民館)	276-0133
■ 芳野分室	277-2001
花園まちづくりセンター	359-1122
■ 花園公民館	359-1261
西区土木センター	355-2937
■ 河内分室	276-1115

課 名	電話番号
福祉課	329-5403
保護課	329-6839
保健こども課	
■ 健康増進班、地域健康班	329-1147
■ こども班、児童支援班	329-6838
南区役所	☎357-4111(代)
総務企画課	357-4112
区民課	357-4126
■ 戸籍・住民班	357-4126
■ 国保年金班	357-4128
■ 南区マイナンバー特設窓口	357-4177
富合まちづくりセンター	357-4580
■ 富合公民館	357-4580
飽田まちづくりセンター	227-1112
■ 飽田公民館	227-1195
天明まちづくりセンター	223-1117
■ 天明総合出張所	223-1111
■ 天明公民館	223-0118
幸田まちづくりセンター	378-0202
■ 幸田総合出張所	378-0172
■ 幸田公民館	379-0211
城南まちづくりセンター	0964-28-3111
■ 城南総合出張所	0964-28-3111
■ 城南交流室(公民館)	0964-28-1800
南部まちづくりセンター	358-1877
■ 南部公民館	358-0199
南区土木センター	
■ 総務課	357-4801
■ 維持課	357-4877
■ 城南地域整備室	0964-28-2133
福祉課	357-4129
保護課	357-4134
保健こども課	357-4138
■ こども班、児童支援班	357-4135
■ 健康増進班、地域健康班	357-4138
北区役所	☎272-1111(代)
総務企画課	272-1110
区民課	
■ 戸籍・住民班	272-6900
■ 国保年金班	272-6905
■ 北区マイナンバー特設窓口	272-6901
植木まちづくりセンター	272-6966
■ 植木公民館	272-6906
北部まちづくりセンター	245-2112
■ 北部公民館	245-0046
清水まちづくりセンター	343-9162
■ 清水総合出張所	343-9161
■ 清水公民館	343-9163
龍田まちづくりセンター	339-3323
■ 龍田総合出張所	338-2231
■ 龍田公民館	339-3322
北区土木センター	245-5050
■ 植木地域整備室	272-1115
福祉課	272-1118
保護課	272-6910
保健こども課	
■ こども班、児童支援班	272-1104
■ 健康増進班、地域健康班	272-1128
議会局	
総務課	328-2682
議事課	328-2687
政策調査課	328-2684
会計総室	328-2583
監査事務局	328-2763
人事委員会事務局	328-2939
選挙管理委員会事務局	328-2771
農業委員会事務局	328-2781
■ 西南分室	329-1179

課 名	電話番号
■ 富合・城南分室	0964-28-3211
■ 北区分室	272-6908
教育委員会事務局	
教育総務部	
教育政策課	328-2704
教育改革推進課	328-2708
学校施設課	328-2709
放課後児童育成課	328-2277
地域教育推進課	328-2276
市立図書館	363-4522
■ 植木図書館	272-6915
■ とみあい図書館	357-4580
熊本博物館	324-3500
■ 塚原歴史民俗資料館	0964-28-5962
学校教育部	
指導課	328-2721
学務支援課	328-2716
教職員課	328-2720
総合支援課・特別支援教育室	328-2743
■ 教育相談室	362-7070
健康教育課	328-2728
人権教育指導室	328-2752
教育センター	359-3200
必由館高等学校	343-0236
千原台高等学校	355-7261
総合ビジネス専門学校	352-1768
消防局	☎363-0119(代)
中央消防署	371-0119
■ 指導課	364-2894
東消防署	367-0119
■ 指導課	367-6315
西消防署	325-0119
■ 指導課	353-5028
南消防署	212-0119
■ 指導課	212-0303
北消防署	327-0119
■ 指導課	327-2020
益城西原消防署	286-2119
■ 指導課	286-2298
交通局	
総務課	361-5211
運行管理課	361-5241
■ 上熊本車両工場	352-9826
■ 大江営業所	361-5244
上下水道局	
総務部	
総務課	384-4142
経営企画課	381-4334
■ 出納室	381-4333
料金課	381-1118
給排水設備課	381-1151
計画整備部	
計画調整課	381-3020
■ 技術監理室	381-3035
水道整備課	381-5266
下水道整備課	381-6103
維持管理部	
水道維持課	381-5610
下水道維持課	381-6333
水運用課	381-7070
■ 水質管理室	381-7091
水再生課	381-6340
■ 中部浄化センター	356-6600
■ 東部浄化センター	369-6401
■ 南部浄化センター	357-2455
■ 西部浄化センター	329-0707
病院局	
市民病院(代)	365-1711
植木病院(代)	273-2111

知っておきたい! 防災ガイド

市外局番096を省略しています。

問 危機管理課 ☎328-2490

いざというときに慌てずに対応ができるよう、日ごろからしっかりと備えましょう。また、災害の際に家族がどのような行動をとり、どこへ避難するか話し合っておきましょう。

防災ガイド1

準備しておきたい非常持出品は?

大規模災害が発生した場合、水道施設などが使用できなくなったり、道路の損壊などにより防災機関による救援活動がすぐにできない可能性もあります。災害発生後の数日間は自給自足できるよう準備しておきましょう。

最初に持ち出す 非常持出品

家族構成を考えて必要な分だけ用意し、避難時にすぐに取り出せる場所にひとまとめに保管しましょう。

懐中電灯

できれば1人ひとつ
※予備の電池と電球も忘れずに



携帯ラジオ

軽くてAM・FM両方聞けるもの
※予備の電池は多めに



貴重品

現金、預貯金通帳、印鑑
マイナンバーカードなど



スマートフォン

予備の充電器(モバイルバッテリー)

その他

マスク、消毒液、体温計、傷薬、ばんそうこう、解熱剤、かぜ薬、胃腸薬、目薬など
※常備薬は忘れずに



カンパン、缶詰、ペットボトルの水など
※火を通さなくても食べられるもの
※乳幼児がいる場合は粉ミルク

ヘルメット、防災ずきん、上着・下着、タオル、軍手、紙の食器、ライター(マッチ)、缶切、栓抜き、ろうそく、ナイフ、ビニール袋、ティッシュ、ビニールシート、歯ブラシ、生理用品、紙おむつ、哺乳瓶など

復旧までを支える 非常備蓄品

最低3日分(できれば1週間分)を準備しておきましょう。

食品

缶詰、レトルト食品、ドライフーズ、栄養補助食品、調味料など



水

飲料水…大人1人1日あたり3リットル

※できれば7日分



$$\begin{array}{c} \text{水} \\ \text{1L} \quad \text{1L} \quad \text{1L} \\ \hline \text{1日3L} \end{array} \times \text{7日分}$$

燃料その他

卓上コンロ、固形燃料、予備のガスボンベ、毛布、寝袋、洗面用具、ラップ、使い捨てカイロ、工具、マスク、トイレットペーパー、新聞紙、簡易トイレ、めがね(予備)、バイク・自転車、ドライシャンプー

防災ガイド2

避難するときの注意点

災害が発生し、その場にとどまることが危険な状態になった場合は、落ち着いてすばやく避難する必要があります。安全が確保できる場所であれば親戚・知人宅に避難することも考えられます。その際には、乳幼児や高齢者、障がいのある方などの要配慮者の保護を念頭に置き、近所の一人暮らし高齢者世帯などにも声をかけるなど近隣で協力することが大切です。

避難に関する基本的な考え方

避難は 自ら判断を

災害が迫ったとき、置かれた状況は一人ひとり違います。それぞれが自ら判断し、適切な行動をとらなければなりません。

命を守る 最低限の 行動を

安全の確保を第一に考えます。危険が切迫している場合は、指定された避難場所への移動(①水平避難)だけでなく、命を守る最低限の行動が必要な場合もあります。

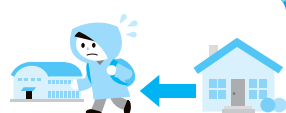
例えば…

- 土砂災害の危険がある地域に住んでいる
- 堤防の決壊で家屋消失、浸水の危険がある地域に住んでいる
- 乳幼児や高齢者などと一緒に住んでいる

- 夜間や急激な降雨で避難路上の危険箇所がわかりにくい
- ひざ上まで浸水している(50cm以上)
- 浸水は20cm程度だが、水の流れる速度が速い
- 浸水は10cm程度だが、用水路などの位置が不明で転落のおそれがある

(①水平避難)

とにかく
早めの避難を!



(②垂直避難)

屋外への移動は危険です。
浸水による建物倒壊の危険が無い場合には、自宅や近隣建物の2階以上へ緊急的に一時避難し、救助を待つことも検討してください。



防災ガイド3

5段階の警戒レベルで避難情報をお伝えします

水害・土砂災害について、市町村が出す避難情報等を、5段階でお知らせします。

〈避難情報等〉

～命の危険 直ちに安全確保！～

〈住民がとるべき行動〉

5

災害発生
又は切迫



きんきゅうあんぜんかくほ
緊急安全確保

命の危険
直ちに安全確保！

～《警戒レベル4までに必ず避難！》～

4

災害の
おそれ高い



ひなんしじ
避難指示

危険な場所から
全員避難

～危険な場所から高齢者等は避難！～

3

災害の
おそれあり



こうれいしゃとうひなん
高齢者等避難

避難に時間を要する人は
早めに避難、準備など

2

気象状況
悪化



大雨・氾濫・土砂災害・高潮注意報(気象庁)

避難行動を確認

1

今後気象状況
悪化のおそれ



早期注意情報(気象庁)

災害への心構えを高める

安全に避難するために

事前に準備を

普段から避難場所までの
安全な経路などの確認を。

持ち物は最小限に

荷物は背負い、両手が使
えるように。

声を掛け合って

避難は2人以上で。隣近所
を誘って集団で避難を。

動きやすく安全な服装で

ヘルメットで頭部を保護しましょう。靴
はひもでしっかりしめられる運動靴を。

車は使わない

車は数10cmの浸水で浮いてし
まいます。他の避難者や緊急
車両の妨げにもなり危険です。

気象情報に注意を

被害の状況や今後の気象
状況を確認しましょう。

マンホールや側溝に注意

急激な大雨が下水管に流れ込むと、管内の圧力が上昇し、マ
ンホールのふたが開いてしまう場合があります。浸水が進む
なか、マンホールや側溝にはまると大変危険です。

防災ガイド4

防災情報の入手方法をご存知ですか？

市民の皆さんへの主な広報手段

熊本市

市ホームページ

防災情報ポータル

市公式LINE・X

くまもとアプリ

緊急告知ラジオ

緊急速報メール

防災行政無線

消防機関

熊本市災害情報メール(事前登録制)

テレビ・ラジオ

広報車

市民の
皆さん

今すぐ登録を！

熊本市災害情報メール

(注意報・警報や避難情報をメールでお知らせ)

login@kumamoto.mailio.jp に空メールを送信



その他防災情報はこちらから



●命を守るQR

携帯電話・スマートフォンで
避難情報やハザードマップを
確認できます。

●災害時協力企業井戸情報

「災害時における井戸水の提供に関する協定」を締結してい
る井戸の情報が閲覧できます。

<https://www.city.kumamoto.jp/kankyo/kiji00315906/index.html>



問 水防本部 ☎328-2222

**緊急時には、緊急避難場所への避難が必要な場合があります。
避難場所を事前に確認し、災害に備えましょう。**

避難場所の入所では「くまもとアプリ」を利用して受付ができます。
利用可能な避難場所には㊦マークがついています。※「くまもとアプリ」についての詳細はP.59参照



避難所の開設状況はこちら

指定緊急避難場所(一時避難場所)

本市が指定緊急避難場所として使用するときは、災害の規模や種類により開設の可否を判断したうえで使用します。

区	校区	名 称	所在地	区	校区	名 称	所在地
中央区	出水	出水小学校 ㊦	出水1丁目1-75	中央区	城東	城東小学校 ㊦	千葉城町5-1
		熊本国府高校	国府2丁目15-1			藤園中学校 ㊦	千葉城町5-2
		ゆめマート水前寺駅(駐車場)	水前寺1丁目4-8			銀座橋一帯白川川岸	中央街
	出水南	出水南小学校 ㊦	出水4丁目1-1		白川	白川小学校 ㊦	新屋敷1丁目7-13
		出水中学校 ㊦	出水5丁目3-1			熊本大学本荘体育館 ㊦	九品寺4丁目24番1号
		出水南中学校 ㊦	出水7丁目86-1			ゆめマート九品寺(駐車場)	九品寺3丁目17-17
		湧心館高校 ㊦	出水4丁目1-2	砂取	砂取小学校 ㊦	神水1丁目1-1	神水1丁目1-1
		ゆめマートえづ(駐車場)	出水4丁目39-28		熊本商業高校 ㊦	神水1丁目1-2	神水1丁目1-2
	一新	一新小学校 ㊦	新町3丁目10-45		熊本工業高校 ㊦	上京塚町5-1	上京塚町5-1
		西山中学校 ㊦	島崎1丁目27-1		水前寺運動公園	水前寺5丁目23	水前寺5丁目23
		二の丸広場	二の丸2		水前寺江津湖公園(水前寺地区)	水前寺公園12	水前寺公園12
		第一高校	古城町3-1		熊本市総合体育館・青年会館 ㊦	出水2丁目7-1	出水2丁目7-1
		熊本YMCA本館	段山本町4-1		熊本武道館 ㊦	水前寺5丁目23-2	水前寺5丁目23-2
	大江	ゆめマート熊本新町(駐車場)	新町2丁目12-21	碩台	中央公民館 ㊦	草葉町5-1	草葉町5-1
		大江交流室・公民館 ㊦	大江6丁目1-85		碩台小学校 ㊦	井川淵町4-8	井川淵町4-8
		大江小学校 ㊦	大江3丁目5-31		白川公園	草葉町5	草葉町5
		白川中学校 ㊦	大江3丁目1-12		家族葬のファミーユ 藤崎宮前ホール	上林町3-26-1	上林町3-26-1
		九州学院高校	大江5丁目2-1	託麻原	託麻原小学校 ㊦	渡鹿2丁目3-1	渡鹿2丁目3-1
		熊本大学大江体育館 ㊦	大江本町5-1		熊本高校 ㊦	新大江1丁目8	新大江1丁目8
		開新高校	大江6丁目1-33		渡鹿公園	渡鹿1丁目15	渡鹿1丁目15
		熊本学園大学 ㊦	大江2丁目5-1		家族葬のファミーユ とろくホール	渡鹿3丁目11-3	渡鹿3丁目11-3
		子飼橋上流左岸	大江1丁目、新屋敷2丁目	白山	白山小学校 ㊦	菅原町9-1	菅原町9-1
		ゆめマート大江(駐車場)	大江3丁目2-40		熊本大学薬学部運動場	白山1丁目6-54	白山1丁目6-54
	帯山	帯山小学校 ㊦	帯山4丁目11-11	春竹	春竹小学校 ㊦	琴平1丁目9-43	琴平1丁目9-43
		帯山7丁目どんぐり公園	帯山7丁目18		江原中学校 ㊦	琴平2丁目9-59	琴平2丁目9-59
		家族葬のファミーユ 上水前寺ホール	上水前寺2丁目23-21		八王寺中央公園	八王寺町50	八王寺町50
		ゆめマート帯山(駐車場)	三郎1丁目1-3	本荘	本荘小学校 ㊦	本荘6丁目5-47	本荘6丁目5-47
		帯山3丁目公園	帯山3丁目1886-23		九州動物学院(ペット同伴専用)	本荘6丁目16-34	本荘6丁目16-34
		帯山さくら公園	帯山7丁目764番	東区	秋津	秋津まちづくりセンター・公民館 ㊦	秋津3丁目15-1
	帯山西	帯山西小学校 ㊦	帯山1丁目29-8			秋津小学校 ㊦	秋津3丁目9-20
		帯山中学校 ㊦	帯山1丁目35-32			秋津中央公園	東野2丁目26
		黒髪小学校 ㊦	黒髪2丁目2-1			東野中学校 ㊦	東野3丁目6-50
	黒髪	桜山中学校 ㊦	黒髪5丁目13-1			秋津三丁目公園	秋津3丁目6
		竜南中学校 ㊦	坪井4丁目16-1			秋津西公園	東野1丁目14
		市立必由館高校 ㊦	坪井4丁目15-1			沼山津公園	沼山津2丁目9
		熊本大学黒髪運動場・黒髪体育館 ㊦	黒髪2丁目39-1			光輪保育園	沼山津4丁目8-29
		子飼橋上流右岸	黒髪2丁目		泉ヶ丘	泉ヶ丘小学校 ㊦	水源1丁目7-1
		済々黌高校 ㊦	黒髪2丁目22-1			水前寺江津湖公園(広木地区)	広木町
		サンライフ熊本 ㊦	黒髪3丁目3-12	画図	画図小学校 ㊦	下江津8丁目1-6	下江津8丁目1-6
		坪井中央公園	坪井6丁目13		環境総合センター ㊦	画図町所島404-1	画図町所島404-1
	慶徳	慶徳小学校 ㊦	山崎町72	尾ノ上	東部公民館 ㊦	錦ヶ丘1-1	錦ヶ丘1-1
		花畑広場	花畑町7-10		尾ノ上小学校 ㊦	尾ノ上2丁目8-1	尾ノ上2丁目8-1
	向山	向山小学校 ㊦	本山4丁目5-11		錦ヶ丘中学校 ㊦	錦ヶ丘22-1	錦ヶ丘22-1
		江南中学校 ㊦	本山町75		錦ヶ丘公園	錦ヶ丘8	錦ヶ丘8
		白川橋上・下流左岸(白川橋左岸緑地)	本山2丁目、3丁目		家族葬のファミーユ 尾ノ上ホール	尾ノ上3丁目1-12	尾ノ上3丁目1-12
		長六橋上・下流左岸	迎町1丁目、本荘5丁目	健軍	健軍小学校 ㊦	健軍2丁目25-56	健軍2丁目25-56
		家族葬のファミーユ 世安ホール	世安2丁目1-27		熊本マリスト学園高校	健軍2丁目11-54	健軍2丁目11-54
壺川	壺川	壺川小学校 ㊦	壺川1丁目4-5		湖東中学校 ㊦	湖東1丁目13-1	湖東1丁目13-1
		京陵中学校 ㊦	京町本丁1-14		水前寺江津湖公園(庄口地区)	健軍4丁目19	健軍4丁目19
		熊本大学附属小・中学校	京町本丁5-12		家族葬のファミーユ 神水斎場	健軍2丁目21-14	健軍2丁目21-14
	五福	五福小学校 ㊦	細工町2丁目25	健軍東	健軍東小学校 ㊦	東町4丁目15-2	東町4丁目15-2
		五福交流室・公民館 ㊦	細工町2丁目25		東町中学校 ㊦	東町4丁目15-1	東町4丁目15-1



緊急避難場所リスト

※令和8年(2026年)4月1日現在の情報です。内容が変更となっている場合があります。

市外局番096を省略しています。

区	校区	名 称	所在地
東 区	桜木	桜木小学校	花立2丁目23-1
		岡耳鼻咽喉科医院	花立2丁目16-24
	桜木東	桜木東小学校	桜木6丁目10-1
		桜木中学校	桜木4丁目13-23
	託麻北	託麻北小学校	上南部3丁目34-1
		東部中学校	上南部2丁目21-1
		託麻スポーツセンター	上南部3丁目22-30
		ゆめタウンサンピアン(駐車場)	上南部2丁目2-2
	託麻西	託麻西小学校	御領2丁目3-30
		家族葬のファミリー 長嶺西ホール	長嶺西1丁目6-2
		家族葬のファミリー 保田窪ホール	御領1丁目6-38
		シュロアモール長嶺	長嶺西1丁目5-1
	託麻東	託麻東小学校	戸島3丁目15-1
		二岡中学校	戸島3丁目15-2
		熊本総合医療リハビリテーション学院	小山2丁目25-35
		熊本県酪農協同組合連合会	戸島5丁目10-15
	託麻南	戸島ふれあい広場	戸島町1489番地
		託麻まちづくりセンター・公民館	長嶺東7丁目11-15
		託麻南小学校	長嶺東3丁目2-20
		託麻南中央公園	長嶺東4丁目14
	月出	家族葬のファミリー 長嶺東ホール	長嶺東4丁目15-8
		月出小学校	月出6丁目2-40
	長嶺	熊本県立大学	月出3丁目1-100
		長嶺小学校	長嶺南7丁目22-1
		長嶺中学校	長嶺南7丁目21-40
		長嶺公園	長嶺南4丁目8
	西原	香りの森	戸島西7丁目3
		西原小学校	新南部3丁目4-60
		西原中学校	保田窪4丁目9-1
		東海大学熊本キャンパス	渡鹿9丁目1-1
	東町	保田窪公園	保田窪本町24
		東町小学校	東町3丁目3-1
		第二高校	東町3丁目13-1
		家族葬のファミリー 花立ホール	花立6丁目1-1
	山ノ内	山ノ内小学校	山ノ内4丁目1-1
		山ノ内中央公園	山ノ内3丁目1
		東稜高校	小峯4丁目5-10
	若葉	若葉小学校	若葉4丁目23-1
		健軍文化ホール	若葉3丁目5-11
西 区	池田	池田小学校	池田1丁目28-5
		井芹中学校	上熊本3丁目27-1
		熊本県立総合体育館	上熊本1丁目9-28
		池田1丁目西児童遊園	池田1丁目19
	池上	池亀公園	池亀町12
		池上小学校	池上町850
		三和中学校	池上町4丁目4-1
	小島	池上中央公園	池上町484-1外
		西部公民館	小島2丁目7-1
		小島小学校	小島7丁目9-1
		城西中学校	小島8丁目17-1
		西部交流センター	小島2丁目7-50
	春日	小島公園	小島6丁目10-40
		春日小学校	春日5丁目3-5
		くまもと森都心プラザ	春日1丁目14-1
	河内	熊本駅白川口駅前広場	春日3丁目15
		河内交流室・公民館	河内町船津791
		河内小学校	河内町船津2505-2
		旧河内小学校白浜分校	河内町白浜1018-6
	城山	河内中学校	河内町船津2470-1
		城山小学校	城山大塘1丁目23-1
		熊本西高校	城山大塘5丁目5-15
		西部環境工場	城山薬師2丁目12-1

区	校区	名 称	所在地
西 区	城山	城山公園運動施設	城山半田4丁目16-1
		ゆめマート城山(駐車場)	城山下代2丁目5-7
	城西	城西小学校	島崎3丁目12-60
		市立千原台高校	島崎2丁目37-1
		古荘公園	島崎5丁目15
		石神山公園	島崎3丁目56
		家族葬のファミリー 横手ホール	横手3丁目1-27
		ゆめマート島崎(駐車場)	島崎2丁目12-1
	白坪	白坪小学校	蓮台寺4丁目4-1
		花陵中学校	八島2丁目14-1
		蓮台寺公園	蓮台寺4丁目14-55、5丁目5
		ゆめマート田崎(駐車場)	田崎2丁目5-1
	高橋	高橋小学校	高橋町1丁目6-1
	中島	中島小学校	中島町538
		中島中央公園	中島町字直氏371-1外
		白川中原緑地	小島上町、中原町
	花園	花園まちづくりセンター・公民館	花園5丁目8-3
		花園小学校	花園6丁目9-15
		花園五丁目公園	花園5丁目9
		柿原公園	花園7丁目19
	古町	古町小学校	二本木4丁目9-65
	松尾北地区	旧松尾北小学校	松尾町平山255
	松尾西地区	旧松尾西小学校	西松尾町4456-1
	松尾東地区	旧松尾東小学校	上松尾町2880
	芳野	芳野小学校	河内町野出1419
		芳野中学校	河内町野出1420-46
		芳野コミュニティセンター	河内町野出1410-51
		芳野保育園	河内町岳880
南 区	飽田東	飽田東小学校	砂原町115
		飽田中学校	孫代町72
		飽田公園運動場	浜口町126
		白川飽田緑地	今町、土河原町
	飽田西	飽田西小学校	並建町1005
	飽田南	飽田まちづくりセンター・公民館	会富町1333-1
		飽田南小学校	護藤町999
	奥古閑	奥古閑小学校	奥古閑町4072
		天明中学校	奥古閑町2146-1
		天明体育館	奥古閑町1877
		天明まちづくりセンター・公民館	奥古閑町2035
	川口	川口小学校	川口町3045
	川尻	川尻小学校	川尻4丁目1-1
		城南中学校	八幡8丁目1-1
		熊本農業高校	元三町5丁目1-1
		緑川右岸第1号緑地	元三町4丁目
	城南	緑川右岸第2号緑地	野田1丁目、3丁目
		南部まちづくりセンター・公民館	南高江6丁目7-35
	銭塘	城南小学校	南高江4丁目2-70
		銭塘小学校	銭塘町990
	田迎	田迎小学校	出仲間8丁目3-30
		託麻中学校	出仲間6丁目4-1
		田迎出仲間公園	出仲間3丁目7-62
		家族葬のファミリー はませんホール	出仲間6丁目12-7
	田迎西	ゆめタウンはません(駐車場)	田井島1丁目2-1
		田迎西小学校	馬渡2丁目5-1
		平成中央公園	馬渡1丁目8
	田迎南	家族葬のファミリー くまなんホール	馬渡1丁目1-28
		田迎南小学校	田井島3丁目12-1
		浜線健康パーク(田迎公園運動施設)	良町4丁目8-1
	富合	富合小学校	富合町清藤472番地
		富合中学校	富合町平原56番地
		雁回館	富合町清藤405-1
		アスパル富合(富合公民館)	富合町清藤400



緊急避難場所リスト

※令和8年(2026年)4月1日現在の情報です。内容が変更となっている場合があります。

市外局番096を省略しています。

区	校区	名 称	所在地	区	校区	名 称	所在地	
南 区	中緑	中緑小学校	美登里町800	北 区	山東	植木地域農産物の駅	植木町岩野160番地1	
	日吉	日吉小学校	近見1丁目9-30		清水		清水まちづくりセンター・公民館	清水亀井町14-7
		白川平田十禅寺緑地	平田1丁目、十禅寺2丁目			清水小学校	清水本町14-58	
		ゆめマート近見(駐車場)	近見1丁目3-5			清水スポーツセンター	清水万石2丁目3-73	
	日吉東	日吉東小学校	近見5丁目1-1				坪井川緑地	清水町外
		日吉中学校	近見5丁目5-1		城北	城北小学校	清水新地1丁目4-1	
	御幸	幸田まちづくりセンター・公民館	幸田2丁目4-1			清水中学校	清水新地2丁目3-1	
		御幸小学校	御幸笛田7丁目16-1			八景水谷公園	八景水谷1丁目7外	
		木部中央公園	御幸木部1丁目3			家族葬のファミリー 麻生田ホール	清水新地4丁目5-48	
		御幸中央公園	流通団地1丁目		高平台	高平台小学校	高平1丁目17-28	
		笛田中央公園	御幸笛田6丁目6			家族葬のファミリー 清水ホール	山室4丁目1-12	
	力合	力合小学校	刈草2丁目10-1			ゆめマート清水(駐車場)	高平2丁目25-10	
		力合中学校	島町5丁目8-1		田底	田底小学校	植木町正清515番地	
		白藤公園	白藤2丁目4		龍田		龍田まちづくりセンター・公民館	
		刈草中央公園	刈草2丁目1			龍田体育館	龍田弓削1丁目1-10	
		家族葬のファミリー 島町ホール	島町4丁目15-1			武蔵塚武道場		
	力合西	力合西小学校	荒尾1丁目11-1			龍田小学校	龍田7丁目7-1	
		南部総合スポーツセンター	白藤5丁目2-1			龍田中学校	龍田7丁目8-1	
		アクアドームくまもと	荒尾2丁目1-1			武蔵塚公園	龍田弓削1丁目3	
	限庄	城南老人福祉センター	城南町宮地1050番地			家族葬のファミリー 龍田ホール	龍田1丁目2-9	
		城南総合スポーツセンター	城南町舞原144番地1		龍田西	龍田西小学校	龍田陳内2丁目17-1	
火の君文化センター		城南町舞原394番地1	田原	田原小学校	植木町富広1302番地5			
下益城城南中学校		城南町宮地1020番地1		田原スポーツ公園	植木町富広1595-1			
限庄小学校		城南町限庄270番地	西里	西里小学校	下硯川町1784			
杉上	杉上小学校	城南町永505番地1		TKUぷらざ	徳王1丁目8-1			
	城南地域物産館	城南町坂野65番地1		今熊公園	立福寺町91-2			
豊田	高グラウンド	城南町高476-1		北部公園	下硯川町416-2			
	豊田小学校	城南町塚原259番地	熊本市食品交流会館	貞町581-2				
	塚原グラウンド	城南町塚原81-3	楡木	楡木小学校	楡木3丁目9-1			
北 区	麻生田	麻生田小学校		麻生田3丁目9-1	楠中学校	楠3丁目2-1		
		清水新地公園		清水新地7丁目5	熊本北高校	兎谷3丁目5-1		
	植木	五霊中学校	植木町一木163番地	菱形	菱形小学校	植木町円台寺124番地		
		植木小学校	植木町広住1番地	大和地区	大和地域コミュニティセンター	植木町大和70-22		
	川上	北部まちづくりセンター・公民館	鹿子木町66	北部東	北部東小学校	鶴羽田2丁目7-1		
		川上小学校	西梶尾町480		勤労青少年ホーム	鶴羽田2丁目13-10		
		北部中学校	鹿子木町1	武蔵	武蔵小学校	武蔵ヶ丘3丁目15-1		
	楠	楠小学校	楠5丁目15-1		武蔵中学校	武蔵ヶ丘4丁目19-1		
		楠中央公園	楠3丁目5		武蔵ヶ丘中央公園	武蔵ヶ丘4丁目11		
	桜井	ゆめマート龍田(駐車場)	龍田8丁目15-75		家族葬のファミリー 武蔵ヶ丘ホール	武蔵ヶ丘1丁目3-20		
		鹿南中学校	植木町滴水1110番地		ゆめマート武蔵ヶ丘(駐車場)	武蔵ヶ丘1丁目4-5		
		桜井小学校	植木町滴水2255番地	弓削	弓削小学校	弓削3丁目20-1		
	山東	ホームセンターグッディ植木店	植木町鑑田1038番地	山本	山本小学校	植木町内1424番地		
		芝生広場	植木町岩野269番地2		植木総合スポーツセンター公園	植木町山本788-1		
		山東小学校	植木町有泉841番地	吉松	植木北中学校	植木町舟島455番地1		
		植木中央公園運動施設	植木町岩野285-35		吉松小学校	植木町豊田474番地		
		植木文化センター	植木町岩野238番地1		吉松スポーツ公園	植木町亀甲464		

広域避難場所

地震などによる火災が拡大して危険になったときに避難する場所

地 区	名 称	所在地	地 区	名 称	所在地
熊本城一帯	二の丸広場	中央区二の丸2	大江地区	熊本高校	中央区新大江1丁目8
	城東小学校	中央区千葉城町5-1	水前寺地区	水前寺江津湖公園	水前寺江津湖公園一帯
	藤園中学校	中央区千葉城町5-2		水前寺運動公園	中央区水前寺5丁目23
黒髪地区	済々黌高校	中央区黒髪2丁目22-1		熊本工業高校	中央区上京塚町5-1
	熊本大学黒髪地区	中央区黒髪2丁目39-1	健軍地区	第二高校	東区東町3丁目13-1
	子飼橋上流右岸(上河原)	中央区黒髪2丁目	本荘、迎町、 本山区	長六橋上下流左岸	中央区迎町1丁目・本荘5丁目
大江地区	白川中学校	中央区大江3丁目1-12		代継橋下流左右岸	中央区本荘3・5丁目
	熊本学園大学	中央区大江2丁目5-1		白川橋上下流左岸	中央区本山2・3丁目
	開新高校	中央区大江6丁目1-33			

自然災害や火災に遭われた方への支援制度

自然災害（風水害、地震等）や火災による被害が発生した場合に、被災された方の一日も早い復旧のお手伝いをするため、以下のような支援を行っています。

ただし、（★）の制度は、火災に遭われた方は対象外です。

制 度	概 要 ・ 対 象	受付窓口	備考
個人市民税の減免	①所有住宅又は家財の損害割合が10分の3以上かつ前年中の所得が1,000万円以下の方 ②農作物の減収による損害額が、平年の農作物収入の10分の3以上かつ前年中の所得が1,000万円以下で、そのうち農業所得以外の所得が400万円を超えない方 ③災害により死亡又は障がい者となった方	市民税課	り災証明書、本人確認書類 ほか
森林環境税(国税)の免除	①所有住宅又は家財の損害割合が10分の3以上かつ前年中の所得が500万円以下の方 ②所有住宅又は家財の損害割合が10分の5以上かつ前年中の所得が500万円を超え750万円以下の方 ③農作物の減収による損害額が、平年の農作物収入の10分の3以上かつ前年中の所得が1,000万円以下で、そのうち農業所得以外の所得が400万円を超えない方 ④災害により死亡又は障がい者となった方		り災証明書、本人確認書類 ほか
固定資産税の減免	土地、家屋、償却資産に被害があった方（減免率100%～40%）	固定資産税課	り災証明書、本人確認書類
市税の納税猶予	被害の状況により、市税の納付が困難な場合、納税を猶予します	納税課	内容により必要書類は異なります
各種証明書の発行手数料の免除（★）	住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書の発行手数料の免除 ※申請時期等によっては利用できない場合があります	区役所区民課、総合出張所、河内まちづくりセンター芳野分室	り災証明書、本人確認書類 印鑑登録証、り災証明書、本人確認書類
	所得課税証明書、固定資産関係証明書、納税証明書、その他の税証明書の発行手数料を免除します ※申請時期や、取得目的等によっては利用できない場合があります	市民税課、区税務室、区役所区民課、総合出張所、河内まちづくりセンター芳野分室	り災証明書、本人確認書類
		（その他の税証明書）市民税課、区税務室	り災証明書、本人確認書類
マイナンバーカードの再発行手数料の免除	マイナンバーカードの再発行の手数料を免除します	熊本市マイナンバーカードセンター、各区役所区民課マイナンバーカード特設窓口	り災証明書、本人確認書類
国民健康保険料の減免	水害により床上浸水以上の被害を受けた方、水害以外の災害で建物等が被害を受けた方（価格の10分の3以上の被害）、農作物の被害を受けた方（平均年収の5分の1以上の被害） ※保険等による補てんがある場合はその分を控除します	国保年金課 区役所区民課	マイナ保険証または資格確認書、り災証明書 ※内容により必要書類は異なります
国民健康保険一部負担金の減免・徴収猶予	災害により、その世帯の被保険者が死亡したり、身体障害者となったり、又は資産に重大な被害を受けた方等、世帯主の申請により、3カ月以内に限る減免や6カ月以内に限る徴収猶予があります（実収入月額を基準生活費と比較し、減免割合や徴収猶予を決定）		マイナ保険証または資格確認書、り災証明書 ※内容により必要書類は異なります
後期高齢者医療保険料の減免	災害により、建物等に著しい被害（10分の3以上）を受けた方、農作物の被害を受けた方（所得等の減少割合が10分の3以上） ※保険等による補てんがある場合は減免額が変わります		マイナ保険証または資格確認書、り災証明書 ※内容により必要書類は異なります
後期高齢者医療保険一部負担金の減免	災害により、建物等に著しい被害を受けた方、農作物の被害を受けた方について、申請月から、6カ月以内に限り減免します（実収入月額を基準生活費と比較し、減免割合を決定）		マイナ保険証または資格確認書、り災証明書 ※内容により必要書類は異なります
国民年金保険料の免除	国民年金第1号被保険者で納付が困難な方（学生を除く）（建物等に2分の1以上の被害があった場合） ※保険等による補てんがある場合はその分を控除します	区役所区民課 総合出張所	本人確認書類、り災証明書
学生の国民年金保険料納付特例	国民年金第1号被保険者の学生で納付が困難な方（建物等に2分の1以上の被害があった場合） ※保険等による補てんがある場合はその分を控除します		基礎年金番号通知書等、り災証明書、学生証の写し又は在学証明書等
特別障害給付金及び障害基礎年金の支給	所得制限により特別障害給付金や20歳前に初診日のある傷病の障害基礎年金の支給が停止されている方で、被害により収入減が認められる方（建物等に2分の1以上の被害があった場合）について、支給の停止を解除します。 ※保険等による補てんがある場合はその分を控除します		本人確認書類、り災証明書 ※内容により必要書類は異なります
介護保険料及び介護保険サービス利用料の減免	災害により著しい被害を受けた方について、被害の程度や保険料の段階によって減免します	区役所福祉課 介護保険課	被保険者証、り災証明書（又は被害を証明できるもの）

制 度	概 要 ・ 対 象	受付窓口	備考
障がい福祉関係サービスの利用者負担の免除(★)	災害により著しい被害を受けた方について、被災された方の利用者負担を免除します	障がい福祉課 児童相談所	申請書、受給者証、 り災証明書(又は被害を証明できるもの)
ひとり親家庭への貸付	現に居住し、かつ所有する建物を補修し、保全し、改築又は建設し、購入し、増築するために必要な経費の貸付を行います	母子父子相談室 (大江交流室内) 区役所保健こども課	り災証明書、印鑑、 見積書又は実地調査等による確認
	災害により支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められる場合、各種資金について貸付を受けた方の償還金の支払いを猶予します		り災証明書、印鑑
児童扶養手当の災害特例措置	災害により建物等の財産について、その価格のおおむね2分の1以上の被害を受けた場合に、所得による支給制限を解除する特例措置を行います	区役所保健こども課	児童扶養手当証書、 り災証明書、写真
特別児童扶養手当、特別障害者手当及び障害児福祉手当の災害特例措置	災害により建物等の財産について、その価格のおおむね2分の1以上の被害を受けた場合に、所得による支給制限を解除する特例措置を行います	区役所福祉課 総合出張所	り災証明書、印鑑、 写真等
保育所等保育料の減免	火災、風水害、震災その他の災害により、支給認定保護者等が所有する住宅に著しい損害を受けた方について保育所等保育料を免除します※減免率100%～30%(納期限未到来分)	保育幼稚園課 区役所保健こども課	り災証明書
災害弔慰金及び見舞金の支給	災害により被害を受けた方で、支給要件に該当する方へ支給します	健康福祉政策課 区役所福祉課	り災証明書 ※内容により必要な書類は異なります
飲用井戸水等の水質検査(★)	災害により建物等に被害を受けたご家庭で、上水道の未給水又は断水している世帯の井戸水等の水質検査を行います	環境総合センター	り災証明書(又は被害を証明できるもの)
廃棄物処理手数料の減免	災害により発生したごみ(災害が直接起因して発生したごみに限る)のうち、市の処理施設で処理できるものを搬入する際の廃棄物処理手数料を減免します	廃棄物計画課 区役所総務企画課	廃棄物処理手数料減免申請書(使用する車両のナンバー記載が必要) り災証明書、被害状況がわかる写真
災害し尿の収集(★)	住居用に供しているくみ取り便槽が災害により満水となり、トイレの使用ができなくなった世帯の緊急くみ取りを実施します ※水洗(浄化槽)トイレを除く	浄化対策課	災害し尿収集依頼書、 被害状況がわかる写真
建築確認・完了検査申請・許可・認定申請及び省エネ適判申請手数料の免除	災害により被害を受けた建物等を、被災後1年以内に建築等する場合に免除します	建築指導課	手数料免除申請書、 り災証明書
開発許可申請及び建築許可申請手数料の免除(★)	災害により被害を受けた建物等を、被災後1年以内に建築する場合に免除します	開発指導課	り災証明書、印鑑
市営住宅への入居	災害により被害を受けた方(入居資格を要する方)を公募の例外扱いで、優先します	市営住宅管理センター (市営住宅課)	り災証明書 ※内容により必要な書類は異なります
水道料金の減免(★)	風水害又は地震その他の自然災害により、床下浸水又は半壊以上の被害を受け、り災世帯名簿に掲載された場合、水道料金を減免します	上下水道局料金課	り災証明書
下水道使用料の減免(★)	風水害又は地震その他の自然災害により、床下浸水又は半壊以上の被害を受け、り災世帯名簿に掲載された場合、下水道使用料を減免します		
農業集落排水処理施設使用料の減免(★)	風水害又は地震その他の自然災害により、給水装置の破損による漏水や、床下浸水又は建物の半壊以上の被害を受け、り災世帯名簿に掲載された場合、使用料を減免します。	北東部農業振興センター農業振興課 西南部農業振興センター農業振興課南農業振興室	り災証明書
教科書の給与	災害により教科書を損失した市立小中学校の児童生徒への教科書給与	教育委員会指導課	学校への届出

※各種制度について、詳しくはそれぞれの担当課へお問い合わせください。

※「り災証明書」は、事前に調査が必要な場合がありますので、詳しくは以下の担当課へお問い合わせください。

【自然災害】(住家)健康福祉政策課、区役所福祉課、総合出張所 (店舗、事業所、工場等)商業金融課
(農業関係)農業支援課、農業振興センター農業振興課 (水産業関係)水産振興センター

【火災】消防局総務課



市政を身近に

※令和8年(2026年)4月1日現在の情報です。内容が変更となっている場合があります。

市外局番096を省略しています。

区役所、まちづくりセンターなどの電話番号は各課電話番号一覧(6、7ページ)をご覧ください。

市政への意見

問 広聴課

☎328-2075

市民の皆さんから市政に対するご意見やご提案等を広くお寄せいただき、今後の市政運営に活かしていきます。

市長への手紙	「市長宛」の投稿 ①ホームページの入力フォームからの投稿 ②専用封筒と用紙を区役所・まちづくりセンターなどに設置しています。
わたしの提言	ホームページの入力フォームからの投稿

※ホームページの入力フォーム

熊本市 市政への意見

検索



熊本市オンブズマン制度

問 オンブズマン事務局

☎328-2916

熊本市オンブズマン(弁護士)が、市政に関する苦情を公平かつ中立的な立場で、簡易迅速に処理します。

●苦情の対象

熊本市の仕事と、その仕事に関わる職員の行為で、自らの利害に関わり、その事実のあった日(終わった日)から原則として1年以内の苦情。ただし取り扱わない場合もあります。

●苦情の申立て方法

オンブズマン事務局に書面(苦情申立書)を持参いただくか、郵送、ファクス、電子メールでお送りください。ホームページの入力フォームからも申立てを行うことができます。

持 参	中央区花畑町9-6 SPring熊本花畑町 2階 月～金曜日(土・日、祝日、年末年始は除く) 午前8時半～午後5時15分
郵 送	〒860-8601 オンブズマン事務局あて
ファクス	324-4003
電子メール	ombudsman@city.kumamoto.lg.jp
ホームページ	熊本市オンブズマンホームページTOPの「インターネットからの申立て」から

詳しくは、オンブズマン事務局へ。

熊本市地図情報サービス

問 技術管理課

☎328-2543

最新の都市計画図や路線網図などの行政情報や、公共施設の情報などのさまざまな地図情報について、インターネット配信を使って情報提供しています。

<https://www.sonicweb-asp.jp/kumamoto/>

熊本市地図情報サービス

検索



情報公開と個人情報保護制度

問 法制課(情報公開窓口 市庁舎12階)

☎328-2059

情報公開制度は、市が保有する文書などの開示を請求することができる制度です。

個人情報保護制度は、市が保有するご自身の個人情報の開示・訂正の請求などを行うことができる制度です。代理人による請求もできます。

また、情報公開窓口では市政に関する情報を提供しています。

- 開示請求に関する窓口業務
- 行政資料の閲覧、有料コピー
- 市刊行物の販売

歴史文書資料室

問 総務課(歴史文書資料室 住友生命ビル4階)

☎328-2038

新熊本市史編纂事業に伴って収集した歴史資料(古文書・絵図・地図・書籍など)の公開や、熊本市の歴史に関するお尋ね・資料の提供にお応えしています。

また、専門家が熊本市の歴史や古文書等についての、質問や相談にお応えする「歴史談話室」(偶数月第2火曜日午後)を開催しています。

選挙

問 選挙管理委員会事務局

☎328-2771

選挙は、政治に参加する大切な機会です。進んで投票に行きましょう。

投票日当日に仕事やレジャーなどで投票に行けない方は、期日前投票ができます。

詳しくは、お住まいの区選挙管理委員会(総務企画課内)へ。

区	問合せ	
中央区	中央区選挙管理委員会	☎328-2610
東 区	東区選挙管理委員会	☎367-9121
西 区	西区選挙管理委員会	☎329-1142
南 区	南区選挙管理委員会	☎357-4112
北 区	北区選挙管理委員会	☎272-1110



市政を身近に

※令和8年(2026年)4月1日現在の情報です。内容が変更となっている場合があります。

市外局番096を省略しています。

区役所、まちづくりセンターなどの電話番号は各課電話番号一覧(6、7ページ)をご覧ください。

市議会

問 議会局 総務課

☎328-2682

市議会は、年4回定期的に開く定例会と、必要に応じて開く臨時会があります。議員の定数は48人、任期は4年で、市の条例や予算案件などを審議・決定しています。

●市議会の傍聴

開会中の本会議はどなたでも傍聴できます。本会議場の傍聴席で傍聴する場合は、本会議開催日に議会棟5階の受付で、傍聴券をお受け取りください。

本会議および予算決算委員会については、市庁舎1階ロビー、区役所のテレビモニターや熊本市議会ホームページでもご覧になれます。

また、聴覚に障がいのある方に向け、傍聴スペースに手話通訳の映像を視聴できる席を設けています。(熊本市議会ホームページでも視聴可)

常任・特別委員会は、市庁舎および議会棟のテレビモニターでご覧になれます。なお、テレビモニターの設置場所は委員会によって異なります。詳しくは、議会局へお問い合わせください。また、予算決算委員会を除く各常任委員会、予算決算委員会各分科会、議会運営委員会、特別委員会については、YouTubeによる配信を行っていますので、ご利用ください。

ホームページ

熊本市議会

検索

●市議会だより「いちょう」

議会の広報紙として定例会ごとに年4回発行し、市内の各世帯に配布しています。
(議会局政策調査課 ☎328-2684)

熊本市データライブラリ

問 データ戦略課

☎328-2382

個別に公開していたデータを探しやすく、分かりやすくするために、熊本市に関連する様々なデータ(統計データ、アンケートデータ、施設等の一覧データなど)をひとつに集約したページをウェブ上に開設しています。

- ダッシュボード…地図やグラフで視覚的に表現
- オープンデータ…二次利用可能な使いやすいデータ
- その他、各種統計資料へのリンクも掲載しています。

ご利用は、右のQRコード又は

熊本市 データライブラリ

検索



市政広報

問 広報課

☎328-2043

●市政だより

市政の動きや市からのお知らせを市民の皆さんにお伝えする広報紙です。毎月1回発行し、各世帯に配布しています。届かない場合は、市政だより配布センター(☎0120-666-659 平日 午前8時～午後8時)へ。

また、スマホからもご覧になれます。

市政だよりスマホ版はこちら→



●ホームページ

市政に関する情報やイベント案内など最新の情報を随時掲載しています。

●テレビ

KKT(熊本県民テレビ) 「熊本市民チャンネル」

毎週火曜日 午後10時54分～(3分間)

(再放送)毎週土曜日午前4時53分～

J:COM ※ケーブルテレビ「クローズアップくもと」

毎月 第一金曜日 午後8時～(約3分間)

(再放送)第2から第4又は第5金曜日の午後8時～

●ラジオ

RKK(熊本放送)

「とんでるワイド 大田黒浩一のきょうも元気」内
「熊本市役所だより」

毎週月曜日 午前9時半頃～(約2分間)

「小学生の時間」内「心の扉」

毎週日曜日 午後6時20分～6時30分(うち20秒間)

FMK(エフエム熊本)

「フレッシュ・フラッシュ・くもと」

毎週火・木曜日 午前8時45分～(5分間)

FM791(熊本シティエフエム)

「おはよう熊本市」

毎週月曜～金曜日 午前7時45分～(13分間)

「熊本市民あんぜんあんしん大作戦」

毎週月曜～木曜日 午後6時55分～(5分間)

「子どもラジオ局」

毎月最終日曜日 正午～午後1時(うち5分間)

「声の市政だより」

毎月第1土曜日 午前9時半～(30分間)



戸籍の届

問 区役所区民課、総合出張所、河内まちづくりセンター芳野分室

届の種類	期間	必要なもの
出生届	生まれた日から14日以内	①出生届書…医師または助産師の出生証明書 ②親子健康手帳(母子健康手帳)
死亡届	死亡を知った日から7日以内	①死亡届書…医師の死亡診断書(死体検案書)
婚姻届	—	①婚姻届書…成人の証人が2人必要 ②本人確認書類…マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど
離婚届 (協議離婚と裁判離婚があります。)	裁判離婚の場合は、裁判が確定した日から10日以内	①離婚届書…成人の証人が2人必要(裁判離婚の場合は、証人不要) ②その他の書類(裁判離婚の場合のみ) ●調停離婚のときは、調停調書の謄本 ●審判離婚のときは、審判書の謄本と確定証明書 ●和解離婚のときは、和解調書の謄本 ●認諾離婚のときは、認諾調書の謄本 ●判決離婚のときは、判決書の謄本と確定証明書 ③本人確認書類…マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど
死産届	妊娠4カ月(12週)以後で死産したときは7日以内	①死産届書…医師または助産師の死産証明書(死胎検案書)

○休日等の届出

預かり場所	受付時間	埋火葬許可、不受理申出
中央区役所 ※本庁舎地下1階の守衛室	年中無休、24時間	可
中央区以外の各区役所 ※各施設の警備員室	休日(土・日・祝日・年末年始) 午前8時半から午後5時15分まで 平日の時間外 午後5時15分から午後10時まで	
		不可

※平日午前8時半から午後5時15分までは各窓口へ届出を行うことができます。

なお、平日午前8時半から9時及び午後4時半から午後5時15分は、各窓口で預かりのみ行います。

○本人確認

戸籍届出の際は、写真付本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)の提示が必要な場合があります。

住所変更の届

問 区役所区民課、総合出張所、河内まちづくりセンター芳野分室

変更の種類	期間	必要なもの
転入 ほかの市区町村から 熊本市へ 住所を変える場合	転入した日から 14日以内	① 住民異動届 ② 転出証明書 …旧住所の市区町村長が発行したもの(マイナンバーカードをお持ちの方は交付されない場合があります。) ③ 本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証、健康保険の資格確認書など) ④ その他の主な手続き書類 ○マイナンバーカード…交付を受けている場合 ○転校の手続き…小・中学校に在学の場合
転出 熊本市から ほかの市区町村へ 住所を変える場合 (マイナンバーカードを持 っている場合は転出証明 書を発行しません。)	転出予定日の 約2週間前から	① 住民異動届 ② 本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証、健康保険の資格確認書など) ③ その他の主な手続き書類 ○印鑑登録証…登録証はご自身で廃棄または返却をお願いします。
転居 熊本市内で 住所を変える場合	転居した日から 14日以内	① 住民異動届 ② 本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証、健康保険の資格確認書など) ③ その他の主な手続き書類 ○マイナンバーカード…交付を受けている場合 ○転校の手続き…小・中学校に在学の場合

オンラインによるお引越

問 戸籍住民課

328-2067

転出届(熊本市から市外へ引越す場合)は、マイナポータルを通じたオンラインでの届出が可能となりました。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

【注意】

転入届、転居届(区間異動含む)については、申請後に来庁し、窓口での手続きが必要です。

スマホ お引越し

檢 索



※市ホームページ内で検索してください。

マイナンバーカードの手続き

問 戸籍住民課

328-2067

マイナンバーカードの手続きは、熊本市マイナンバーカードセンター(大劇会館1階)および東区サテライト(ゆめタウンサンピアン3階)、各区役所等でできます。

マイナンバーカードセンター(大劇会館1階)と東区サテライト(ゆめタウンサンピアン3階)は、日曜日も開業しており大変便利です。

詳しくは、熊本市マイナンバーカード特設サイトをご覧ください。

能本市 マイナンバーカード

檢 索





外国人住民の住所変更届

問 区役所区民課、総合出張所、河内まちづくりセンター芳野分室

適法に3カ月を超えて在留し、住所を有する外国人住民は、日本人と同様に住民票が作成されます。転出、転入などの際は転出届、転入届などの提出が必要です。

対象者 住民登録ができる外国人の方(3カ月を超える在留資格を有する中長期在留者、特別永住者など。新たに在留資格の取得等により対象者となった方は住民登録が必要です。)

変更の種類	期間	必要なもの
入国 海外から熊本市へ最初の住居地届をおこなう場合	熊本市に住み始めた日から14日以内	在留カード、パスポート、特別永住者証明書または入管法で定められている必要書類等
転入 ほかの市区町村から熊本市へ住所を変える場合	転入した日から14日以内	「転入届」「転出届」「転居届」でそれぞれ必要なものに加え、在留カード、特別永住者証明書または入管法で定められている必要書類等
転出 熊本市からほかの市区町村へ住所を変える場合	転出予定日の約2週間前から	
転居 熊本市内で住所を変える場合	転居した日から14日以内	

※転出以外の手続きをした場合は、在留カードに新住所も記載します。

印鑑の登録

問 区役所区民課、総合出張所、河内まちづくりセンター芳野分室

届の種類	必要なもの
印鑑登録 改印や登録証をなくした場合は、改めて新規登録の手続きが必要です。	①印鑑登録申請書…原則として、本人による申請 ※本市に住民登録をしている方に限ります。ただし、15歳未満の方と意思能力を有しない方は登録できません。 ②登録する印鑑…印鑑の材質や形状、印影などによって登録できない印鑑もあります。 ③手数料…300円 ④本人確認書類 ◎マイナンバーカード、運転免許証などによる本人確認の場合…その日に手続きが終わります。 官公署発行の写真付き身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなどで有効期限内のもの)を窓口にお持ちください。 マイナンバーカード、運転免許証などの写真付き身分証明書がない場合は、以下の方法となります。 ◎保証人による本人確認の場合…その日に手続きが終わります。 申請人は本人確認書類(健康保険の資格確認書など)を持って、保証人(本市で印鑑登録をしている方)と一緒に窓口へおいでください。その際、保証人は本市に登録済みの印鑑(実印)と官公署発行の写真付き身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証など)をお持ちください。 ◎文書照会による本人確認の場合…2回窓口に来ていただき、数日かかります。 登録印鑑を持って窓口で申請後、ご自宅に「照会書(回答書)」を書留郵便でお送りします。「照会書(回答書)」が届いたら、署名捺印のうえ期限内に登録印鑑と本人確認書類(健康保険の資格確認書など)と一緒に窓口にお持ちください。

※代理人が申請する場合、手続き方法が異なります。詳しくは窓口へお問い合わせください。

日曜日に住民票などを発行する窓口

問 中央区時間外証明窓口

☎328-2256

住民票の写し、住民票記載事項証明、印鑑登録証明書、戸籍全部(個人)事項証明、戸籍附票の証明(現在のもの)、市民税・県民税・森林環境税(所得・課税)証明書を発行しています。

戸籍の請求は同一戸籍の方及び直系と分かる戸籍をお持ちいただいた方に限ります。

住民票の写し、住民票記載事項証明書、市民税・県

民税・森林環境税(所得・課税)証明書の請求は同一世帯の方に限ります。

●時間外証明窓口

時 間 日曜:午前9時～午後4時30分

休業日 年末年始・祝日

場 所 中央区役所1階



戸籍・住民票・印鑑証明書の請求

問 区役所区民課、総合出張所、河内まちづくりセンター芳野分室、時間外証明窓口(中央区役所)

●申請に必要なもの

別途資料の提示をお願いすることがありますので、事前にお問い合わせください。

◎本人が手続きする場合

官公署発行の写真付き身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)

※お持ちでない場合は、健康保険の資格確認書、年金手帳など。

◎代理人が手続きする場合

代理人の本人確認書類、委任状など

※委任状は、委任する方(本人)の住所、氏名を本人が書いて印鑑を押し(自筆・署名される場合は、押印を省略することができます)、代理人の住所と氏名、代理人に何を委任するのかを書いてください。

※住民票コード・マイナンバー入り住民票を代理人請求する場合、代理人に対して直接交付することはできません。請求者本人あてに配達証明にて郵送します。

◎会社や団体で請求する場合

会社(団体)名、代表者名、会社印など

※社員が手続きをする場合は本人確認書類に加え委任状または社員証(顔写真付)が必要。

●印鑑登録証明書について

印鑑登録証明書を請求する際は、必ず印鑑登録証(手帳)をお持ちください。代理人が手続きする場合も本人の印鑑登録証(手帳)を持参してください。委任状は不要です。代理人に登録者の住所、氏名、生年月日、必要枚数をはっきりとお知らせください。

●証明書の手数料

証明書	手数料
住民票の写し	400円(200円)
印鑑登録証明書	
住民票記載事項証明	400円
戸籍附票の写し	
身分証明書	450円(200円)
戸籍全部事項証明・ 個人事項証明	
除籍、改製原戸籍の謄本・抄本	750円

※()はコンビニ交付手数料。コンビニ交付には、マイナンバーカードが必要です。

特別永住者証明書の交付申請

問 区役所区民課

●申請に必要なもの

窓口備え付けの交付申請書、パスポート(未所持の場合は、理由書の提出が必要)、特別永住者証明書、写真1枚(たて4cm×よこ3cmで6カ月以内に撮影されたもの。原則16歳以上の方のみ)

※代理人が手続きをする場合は事前にお問い合わせください。

ご遺族のための手続き

身近な方が亡くなられた後の手続きについては、ご遺族サポートサービスをご利用ください。職員がご遺族からの情報をもとに、必要となる手続き及び手続きにあたりお持ちいただくものをご案内、届出書類の作成をサポートします。

※届出書類の作成サポートのご利用は予約制です。予約は各区役所において、ご希望の日の3開庁日前までにお願いします。

電話予約受付時間 午前9時～午後4時(土日祝日、年末年始を除く)

※ご遺族サポートサービスを利用せず、直接担当窓口に行き手続きすることも可能です。

窓口の場所	中央区役所	東区役所	西区役所	南区役所	北区役所
	1階 区民課横	1階 区民課	1階 区民課	1階 区民課	1階 区民課
電話番号	☎328-2251	☎367-9133	☎329-1199	☎357-4122	☎272-6922



マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストア等での証明書等の取得

問 戸籍住民課

☎328-2067

住民票の写し、印鑑登録証明書、市民税・県民税・森林環境税(所得・課税)証明書、固定資産証明書、固定資産評価証明書、納税証明書(市県民税・森林環境税、固定資産税・都市計画税)、戸籍全部事項・個人事項証明(戸籍謄本・抄本)を全国のコンビニエンスストア等(セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、イオン九州・北海道・東北・イオンリテール等)で取得できます。

必要なもの **マイナンバーカードの機能を有するもの**

利用時間 午前6時半～午後11時(年末年始・メンテナンス日を除く)

※戸籍証明は午前8時半～午後8時の発行で、熊本市以外に住民票がある場合は事前登録が必要となります。

※住民票の写しは、個人番号(マイナンバー)入りの取得もできます。

※市民税・県民税・森林環境税(所得・課税)証明書、固定資産証明書、固定資産評価証明書、納税証明書は**ご本人分のみ**の発行となります。また、過年度分は発行できません。

おすすめポイント① 高度なセキュリティで"個人情報"をしっかり保護!

おすすめポイント② 夜間や休日でもすぐに取得!

おすすめポイント③ 手数料が窓口の半額以下!!

パスポート(旅券)の申請と交付(受領)

問 区役所区民課

●申請:平日午前9時から午後4時半まで(受付終了時間直前は大変混み合いますので、早目にお越しください。)

必要な書類	申請の種類	新規申請	有効期間が残っている場合の申請	
			残存有効期間1年未満になった(氏名等変更無し)	氏名・本籍の都道府県等が変わった
① 申請書(窓口にあります)		○	○	○
② 戸籍全部事項証明(戸籍謄本) (発行日から6カ月以内のもの)		○	原則不要	○
③ 写真(撮影日から6カ月以内のもの。細かい規格がありますので、なるべく写真店でパスポート用としてお撮りください。)		○	○	○
④ 本人確認書類(原本) 1点でよいもの:運転免許証、マイナンバーカードなど 2点必要なもの:健康保険の資格確認書+年金手帳など		○	不要 (旅券で確認)	
⑤ 前回の旅券		○ (失効した旅券)	○ (有効な旅券)	

○代理申請を希望される方は、申請書の必要事項を本人が記入し、必要な書類を代理人が持参してください。

○東区・西区・南区・北区役所で申請し、中央区役所でも受け取ることができます。(申請時に申し出ください)

○マイナポータルを利用したオンライン申請が可能です。申請時の窓口への来庁は不要となりますが、交付時の来庁は必要です。

●交付(受領):年齢に関わりなく、必ず申請者本人がお越しください。

中央区役所 平日・日曜日(祝日・年末年始は休み) 午前9時から午後4時30分まで

東区・西区・南区・北区役所 平日午前9時から午後4時30分まで

○申請から交付予定日までの日数は、平日のみ(土日・祝休日・年末年始を除く)を数えて2週間～1か月です。

旅券の種類	窓口にて書面申請	マイナポータルからオンライン申請
10年	9,300円(収入印紙7,000円+県証紙2,300円)	8,900円(収入印紙7,000円+県証紙1,900円)
5年(18歳未満)	4,800円(収入印紙2,500円+県証紙2,300円)	4,400円(収入印紙2,500円+県証紙1,900円)
残存有効期間同一	5,800円(収入印紙3,500円+県証紙2,300円)	5,400円(収入印紙3,500円+県証紙1,900円)

○令和8年7月1日以降、旅券手数料が変更になるとともに、18歳以上の方の5年旅券は廃止となりました。



市税

市民税

問 市民税課

☎328-2183

1月1日現在で市内に住所を有する方、または市(区)内に事務所・事業所または家屋敷を有する方でその市(区)内に住所を有しない方に課税されます。次の①～④に該当しない方は、前年中の収入(所得)の申告を3月15日までに行ってください。

- ①所得税及び復興特別所得税の確定申告を行う方
- ②収入が給与収入のみの方で、勤め先から市役所に給与支払報告書が提出される方
- ③収入が公的年金収入のみの方で、日本年金機構などから市役所に公的年金等支払報告書が提出される方
- ④前年中に収入がなく、市内に住所がある親族に扶養されている方

固定資産税・都市計画税

問 固定資産税課

☎328-2195

固定資産税…その年の1月1日現在で、市内に土地・家屋・償却資産を有する方に課税されます。

都市計画税…市街化区域内の土地および家屋の所有者に固定資産税と合わせて課税され、道路、公園などの都市計画施設の整備や区画整理事業の費用として使われています。

償却資産……毎年1月1日現在、法人や個人で事業を経営している方(例:工場や商店の経営、駐車場やアパートなどを貸し付けている方、農業、漁業、酪農、畜産業等を営まれている方)のうち、市内に構築物、機械装置、工具・器具・備品、船舶などの事業用資産(償却資産)をお持ちの方は、毎年1月末日までに償却資産の申告を行ってください。

軽自動車税

問 市民税課

☎328-2181

軽自動車税は4月1日現在で市内に原動機付自転車や軽自動車などを所有する(使用する)方に課税されます。軽自動車を取得、譲渡または廃車する場合や住所が変わった場合等は、軽自動車税申告等による手続きが必要となりますので、下記の申告手続き場所での手続きをお願いします。

※4月2日以降に車両を他人に譲渡したり、廃車した場合でもその年度は課税され、月割による減額等はありません。

※障がいのある方などが所有する軽自動車等については、一定の要件に該当する場合、軽自動車税が減免される場合があります。

種別	申告手続き場所
原動機付自転車(総排気量125cc以下のもの)、小型特殊自動車	市民税課、各区役所税務室、各総合出張所
二輪の軽自動車(総排気量125ccを超え250cc以下)、 二輪の小型自動車(総排気量250ccを超えるもの)	熊本運輸支局 〒862-0901 東区東町4丁目14-35 ☎050-5540-2086
三輪および四輪の軽自動車	軽自動車検査協会熊本事務所 〒862-0902 東区東本町16-3 ☎050-3816-1758



市税・国保・年金

※令和8年(2026年)4月1日現在の情報です。内容が変更となっている場合があります。

市外局番096を省略しています。

区役所、まちづくりセンターなどの電話番号は各課電話番号一覧(6、7ページ)をご覧ください。

市税の納期

問 納税課

☎328-2204

市税は納期限までに納めましょう!

税目	1期	2期	3期	4期
市県民税	6月末	8月末	10月末	翌年1月末
固定資産税	5月末	7月末	9月末	12月末
軽自動車税	5月末	—	—	—

※納期限日が土日祝の場合は、納期限が翌日になります。

市税の納付

問 納税課

☎328-2204

市税は次の場所・方法で納付することができます。詳しくは熊本市ホームページ、地方税お支払サイトをご覧ください。

【納付場所】

熊本市指定金融機関・収納代理金融機関や納税課、各区税務室の窓口で納付できます。バーコード付きの納付書はコンビニエンスストアでも納付できます。また、地方税統一QRコード(eL-QR)付きの納付書は全国の地方税統一QRコード対応金融機関でも納付できます。

【口座振替・自動払込み】

金融機関の窓口またはインターネットでお申し込みできます。

【スマートフォン決済アプリ】

各種スマートフォン決済アプリで納付できます。

【地方税お支払サイト】

クレジットカードやインターネットバンキング等で納付できます。

[【熊本市ホームページ】](#)

[【地方税お支払サイト】](#)



市税の納期を過ぎてしまったら

問 納税課

☎328-2204

納税通知書(納付書)または督促状を持って金融機関の窓口で納めてください。納付日時点で延滞金が発生している場合、後日延滞金納付書が発送されます。

保険料の納付

問 保険料収納対策課

☎328-2270

国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料は、銀行、信用金庫、農協などの金融機関や郵便局で納めることができます。バーコード付きの納付書は納付期限内であればコンビニエンスストアやモバイル決済サービスでも納付できます。

詳しくは納付通知書をご覧ください。

納付には口座振替をご利用ください。利用する金融機関・郵便局に、納付通知書または納付書等、預(貯)金通帳、通帳届出印を持参して申し込みください。

※区役所・総合出張所での口座振替のお申し込みはキャッシュカードのみで手続きできます。

口座振込が安心・便利!



スマホやパソコンから市税や国民健康保険料などの口座振込のお申し込みができます。

熊本市口座

検索





保険料(国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料)証明書の請求

問 保険料収納対策課、区役所区民課(中央区を除く)、総合出張所

種類	発行場所(○…発行可、×…発行不可)				手数料	備考
	保険料 収納対 策課	区役所	総合出張所 (託麻・河内・幸田 ・天明・城南・清水 ・龍田)芳野分室	中央 区役所 時間外 証明窓口		
納付状況確認書	○	○	○	×	無し	該当年(1月1日～12月31日)の納付 済額を示すもの ※該当年途中の場合は発行日までの納付済額
納付証明	○	○	○	×	1枚(1年度) 300円	年度・保険料ごとに発行
滞納がないこと の証明	○	○	○	×	1枚300円	保険料ごとに発行日時時点で滞納がない ことを証明

※窓口では本人確認を行っていますので、身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど)をお持ちください。

※代理人が申請する場合は、納付義務者からの委任状が必要です。

※土・日・祝日の証明書の発行は行っていません。

市税証明書の請求と閲覧

問 市民税課、区役所(区民課・税務室)、総合出張所、中央区役所時間外証明窓口

証明などの書類	発行場所(○…発行可、×…発行不可)					手数料	備考
	市民税課	区役所		総合出張所 (託麻・河内・幸田・ 天明・城南・清水・ 龍田)芳野分室	中央 区役所 時間外 証明窓口		
		区民課	税務室				
所得・課税証明	○	○	○	○	○	※1 1件400円(200円)	各年度1月1日現在の 住所地の市町村で発行
資産証明	○	○	○	○	×	※2 1枚400円(200円) (所有者ごとに 1枚5件まで記載)	市内に各年の1月1 日に所有している土 地・家屋などについ て発行
評価証明	○	○	○	○	×		
公課証明	○	○	○	○	×		
納税証明	○	○	○	○	×	1 税目(1 年度) 400円(車検用納 税証明は無料) ※3(200円)	年度・税目ごとに発行
滞納がないことの証明	○	×	○	×	×	1件400円	—
滞納処分を受けたこと がないことの証明	○	×	○	×	×		
軽自動車税記載事項証明 (原動機付自転車、小型特殊自動車)	○	×	○	×	×		
住宅用家屋証明	○	×	○	×	×	1件1,300円	

※1 コンビニ交付手数料は200円。交付にはマイナンバーカードが必要です。なお、個人分の現年度分のみの発行です。

※2 資産証明、評価証明のコンビニ交付を行っています。

コンビニ交付手数料は200円(所有者ごとに1枚5件まで記載)。交付にはマイナンバーカードが必要です。なお、本人分、単独所有分の現年度分のみの発行となります。また、所有されている全物件の発行となります。(一部のみの発行はできません)

※3 納税証明書(市県民税・森林環境税、固定資産税・都市計画税)のコンビニ交付を行っています。コンビニ交付手数料は1枚200円、交付にはマイナンバーカードが必要です。なお、本人分の現年度分のみ、また、固定資産税については単独所有分の現年度分のみの発行となります。また、納付額が証明書に反映されるまでに最大4週間程度かかる場合があります。

※固定資産課税台帳の閲覧…手数料:1件400円 窓口:固定資産税課、各区税務室

※代理人が手続きする場合は、納税義務者からの委任状が必要です。なお、窓口では本人確認を行っていますので、官公署発行の写真付き本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど)をお持ちください。

※中央区役所時間外証明窓口の受付時間については、19ページをご覧ください。



国民健康保険

国民健康保険は、加入者全員が保険料を納めて、万が一の病気やけがのとき安心して十分な診療が受けられるように、お互いが助け合う制度です。

○国民健康保険に加入する方

健康保険、船員保険、各種共済組合などの社会保険の被保険者(組合員)と被扶養者、生活保護を受けている方以外は、すべて国民健康保険に加入しなければなりません。

ればなりません。

○国民健康保険料

加入人数と前年の所得額により決まり、納付通知書は世帯主へ6月に送付します。支払月は6月から翌年3月までの10期となります。

※保険料および医療機関窓口での一部負担金の減免制度があります。

詳しくは、お住まいの区の窓口へお問い合わせください。

給付の種類

問 区役所区民課、総合出張所、河内まちづくりセンター芳野分室

種類	保険給付の内容	必要なもの
療養費	被保険者が緊急時などやむをえない理由でマイナ保険証等を提示せず医療機関を受診し、医療費を全額支払ったときや治療上必要な装具を作製したときなど、申請により医療費の一部負担金を除く保険適用分(7割～8割)を支給します。申請期間は、診療を受け、その料金を支払った日の翌日から2年間です。	診療報酬明細書の写し、病院などに全額支払った領収書等(原本)、マイナ保険証または資格確認書、世帯主の預貯金通帳等、医師の証明書(治療用装具証明書) ※マイナンバーカードをお持ちの方はご持参ください。
高額療養費	同月内に、被保険者の所得及び世帯の課税状況に応じて定められた限度額を超えて医療費の支払いをしたときは、申請により世帯主に対して国民健康保険からその超過額(差額)を支給します。 なお、70歳未満の方は、暦月ごと、医療機関ごと、入院・外来ごと、医科・歯科ごとに付けて一部負担金が21,000円を超えたものが、高額療養費の計算対象となります。ただし、院外処方調剤負担は、処方を出された医療機関と合算できます。申請期間は診療月の翌月1日から2年間です。	病院などの領収書(原本)、マイナ保険証または資格確認書、世帯主の預金通帳等 ※マイナンバーカードをお持ちの方はご持参ください。
限度額適用認定証の交付	医療機関に「資格確認書」と「限度額適用認定証」を提示すると、入院、外来の各月の医療費が自己負担限度額までとなります(保険外診療分、差額ベッド代、食事代などを除く)。この限度額適用認定証の交付にはマイナ保険証を利用している場合を除き申請が必要で、対象者は国保被保険者のうち「70歳未満の全て」と「70～74歳の3割負担の一部の世帯、非課税世帯」の方です。 非課税世帯の限度額適用認定証は、入院時の食事代が減額される「標準負担額減額認定証」を兼ねています。	資格確認書 ※マイナンバーカードをお持ちの方はご持参ください。 ※保険料に未納があると交付できない場合があります。
出産育児一時金	被保険者が出産したときに48万8千円、産科医療補償制度の対象分娩である場合には、50万円を支給します。死産、流産の場合、妊娠4カ月(12週)以上で、医師の証明があれば支給の対象となります。 ※出産育児一時金を医療機関等に支払う出産費用に充てる直接支払制度もあります。直接支払制度の利用を希望する場合は、事前に出産する医療機関等でマイナ保険証または資格確認書を提示して申し込みをしてください。	マイナ保険証または資格確認書 世帯主の預貯金通帳等 領収書(請求書) 直接支払制度利用有無の合意文書 死産等の場合は、医師の証明書
葬祭費	被保険者が死亡したとき、葬祭執行者(喪主)の方に2万円を支給します。	マイナ保険証または資格確認書、葬祭執行者(喪主)の預貯金通帳等、会葬礼状など
高額介護合算療養費	世帯内の国民健康保険の被保険者の方全員が、1年間(毎年8月から翌年7月末)に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、基準限度額を超えたとき、申請により超えた金額を支給します。	マイナ保険証または資格確認書、介護保険被保険者証、世帯主の預貯金通帳等、介護保険被保険者の預貯金通帳等 ※マイナンバーカードをお持ちの方はご持参ください。

※このほかにも給付制度があります。また、保険給付については申請期間が定められています。詳しくはお住まいの区の窓口へお問い合わせください。



こんなときには届け出を

問 区役所区民課、総合出張所、河内まちづくりセンター
芳野分室

次のような場合は、14日以内に届けてください。届け出に必要なものはそれぞれ異なりますので事前にご確認ください。

○加入するとき

- ①市外からの転入
- ②職場の保険が切れたとき
- ③こどもが生まれたとき
- ④生活保護を受けなくなったとき など

○資格がなくなるとき

- ①市外への転出
- ②職場の保険に加入したとき
- ③死亡したとき
- ④生活保護を受けるようになったとき など

○変更があるとき

- ①市内で住所を変えたとき
- ②世帯を分けたり一緒にしたとき
- ③世帯主や氏名が変わったとき
- ④就学のため市外へ転出したとき(在学証明書などが必要です。) など

国民健康保険の納期を過ぎてしまったら

問 区役所区民課(中央区は保険料収納対策課)、
総合出張所、河内まちづくりセンター芳野分室

納付通知書または督促状を持って金融機関の窓口やコンビニエンスストアで納めてください。納期限から納付日までの期間によって延滞金が発生する場合があります。

特定健診

問 国保年金課 ☎328-2289

生活習慣病の予防や早期発見のために、毎年健診を受診しましょう。

●**対象者**:40～74歳の国民健康保険被保険者

●**自己負担金**:1,000円

※前年度非課税国保世帯の方は無料

※年度途中加入の方は一律1,000円

●**受診券について**:健診の受診には、受診券が必要です。4月1日時点で被保険者の方に3月末または5月末に発送します。年度途中加入の方や再発行は、ひごまるコール(健診専用☎334-1507)へご連絡ください。

●**健診申込方法**:熊本市が指定する医療機関や集団健診へ直接お申し込みください。

(熊本市ホームページ)



後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、熊本県の全市町村で組織する熊本県後期高齢者医療広域連合が運営しています。本市では申請等の受付、保険料の徴収などを行っています。

○後期高齢者医療制度に加入する方

満75歳の誕生日から、すべての方(生活保護受給中等は対象外)が国民健康保険など他の保険制度から脱退し、後期高齢者医療制度に自動的に加入することになります。また、満65歳以上で一定の障がいをお持ちの方は、申請により加入することができます。

○資格確認書・資格情報のお知らせ

満75歳の誕生日の前月に、資格確認書又は資格情報のお知らせを郵送します(自動加入のため手続きは不要)。

資格確認書又は資格情報のお知らせは、加入された日から7月31日までが有効期限となります。

○後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療の保険料は、お一人お一人の負担となります。

毎年7月に年度の保険料を計算して通知します。支払方法は原則として、2カ月ごとに支払われる年金からの差引き(特別徴収)となります。年金からの差引きができない方は、7月から翌年3月までの9回で支払う(普通徴収)こととなります。支払には口座振替が便利です。

保険料の納期を過ぎてしまうと、納期限から納付日までの期間によって延滞金が発生する場合があります。

後期高齢者健診・歯科口腔健診

問 国保年金課

☎328-2289

生活習慣病とフレイル予防のための健診です。ご自身の健康状態の把握、健康維持のために年に1回健診を受けましょう。

●**対象者**:後期高齢者医療被保険者

●**自己負担金**:後期高齢者健診 一律800円

歯科口腔健診 一律400円

●**受診券について**:健診の受診には、受診券が必要です。76歳～79歳の方には3月末、前年度に健診を受診された方には3月末または7月末に発送します。受診券がない方は、ひごまるコール(健診専用☎334-1507)へご連絡ください。

●**健診申込方法**:熊本市が指定する医療機関や集団健診へ直接お申し込みください。

熊本市 後期高齢者健診

検索





給付の種類

問 区役所区民課、総合出張所、河内まちづくりセンター芳野分室

種類	保険給付の内容	必要なもの
療養費	被保険者が緊急時などやむをえない理由でマイナ保険証または資格確認書を提示せず医療機関を受診し、医療費を全額支払ったときや治療上必要な装具を作製したときなど、申請により医療費の一部負担金を除く保険適用分(7割～9割)を支給します。	診療報酬明細書の写し、病院などに全額支払った領収書(原本など)、マイナ保険証または資格確認書、振込口座のわかるもの、医師の証明書(治療用装具証明書) ※個人番号カードをお持ちの方はご持参ください
高額療養費	同月内に、被保険者の所得及び世帯の課税状況に応じて定められた限度額を超えて医療費の支払いをしたときは、後期高齢者医療制度からその超過額(差額)を支給します。	マイナ保険証または資格確認書、被保険者の振込口座のわかるもの ※個人番号カードをお持ちの方はご持参ください ※2回目以降申請は不要です。
葬祭費	被保険者が死亡したとき、葬祭執行者(喪主)の方に2万円を支給します。	資格確認書、葬祭執行者(喪主)の振込口座のわかるもの、葬祭の執行者がわかるもの(会葬礼状または領収証の写しなど)
高額介護合算療養費	世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者の方全員が、1年間(毎年8月から翌年7月末)に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、基準限度額を超えたとき、申請により超えた金額を支給します。	対象となる方に申請書を送付しますので、同封通知書の必要な書類を添えて窓口に提出してください。 ※個人番号カードをお持ちの方はご持参ください

※このほかにも給付制度があります。また、保険給付については申請期間が定められています。詳しくはお住まいの区の窓口へお問い合わせください。

こんなときには届け出を

問 区役所区民課、総合出張所、河内まちづくりセンター芳野分室

次のような場合は必ず申請・届け出をしてください。申請・届け出に必要なものはそれぞれ異なりますので、事前に問い合わせるか、市ホームページでご確認ください。

○加入するとき

- ①他の県から転入するとき
- ②生活保護を受けなくなったとき(区役所のみ)
- ③65歳以上で一定の障がいを持っている方が、加入したいとき など

○資格がなくなるとき

- ①他の県に転出するとき
- ②65歳以上で一定の障がいを持っている方が、加入をやめたいとき
- ③死亡したとき
- ④生活保護を受けることになったとき(区役所のみ) など

○変更があるとき

- ①他の市町村から転入するとき
- ②市内間で転居するとき
- ③名前が変わったとき
- ④特定の施設に入所するとき など

○その他申請・届け出が必要なとき

- ①資格確認書をなくしたとき
- ②入院時の食事代の軽減を受けたいとき
- ③特定の疾病をお持ちのとき
- ④資格確認書などの送り先を変えたいとき
- ⑤保険料の納付方法を変更したいとき

⑥事故に遭い治療を受けるとき など

国民年金

日本に住所のある20歳以上60歳未満の方(学生を含む)は、老齢(退職)年金を受けている方を除いて、必ず加入しなければなりません。

●第1号被保険者

自営業者、農林漁業者やその家族(学生を含む)など、第2号・第3号被保険者以外の方で20歳以上60歳未満の方

●第2号被保険者

厚生年金保険や共済組合などに加入している方(事業所が年金事務所へ手続き)

●第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の方(事業所経由で年金事務所への届け出が必要)

●任意加入できる方

- ①日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方(70歳までの特例あり)
- ②海外に住む20歳以上65歳未満の方



市税・国保・年金

※令和8年(2026年)4月1日現在の情報です。内容が変更となっている場合があります。

市外局番096を省略しています。

区役所、まちづくりセンターなどの電話番号は各課電話番号一覧(6、7ページ)をご覧ください。

年金の種類

問 区役所区民課、総合出張所、河内まちづくりセンター芳野分室

種類	支給の要件	請求区分	請求先
老齢基礎年金	保険料を納めた期間(免除された期間を含む)が10年以上の加入者が65歳になったときから支給。希望により繰り上げや繰り下げによる受給も可能。	加入期間のすべてで第1号被保険者として納付(免除含む)し、受給権のある方 第2号または第3号被保険者の期間があり受給権のある方	区役所区民課 総合出張所 熊本西年金事務所 ☎353-0142
障害基礎年金	加入者(被保険者)が病気やけがで障がい者になったとき、一定の条件を満たす場合に支給。未成年で障がいのある方にも20歳になったときから支給。(本人の所得による支給制限あり)	初診日が20歳未満であるか第1号被保険者期間または60歳から65歳未満で納付要件を満たす方 初診日が第2号または第3号被保険者の期間にあり納付要件を満たす方	区役所区民課 総合出張所 熊本西年金事務所 ☎353-0142
遺族基礎年金	死亡した加入者(被保険者)によって生計を維持されていた「子を持つ妻」「子を持つ夫」または「子」に支給。 ※ここにいう「子」とは、18歳(その年度内に18歳に達する)までの方か国民年金障害等級1・2級の20歳未満の方。	死亡日が第1号被保険者のときで納付要件を満たす場合 死亡日が第2号または第3号被保険者のときで納付要件を満たす場合	区役所区民課 総合出張所 熊本西年金事務所 ☎353-0142
寡婦年金	第1号被保険者として保険料を納めた期間(免除された期間を含む)が10年以上ある夫が年金を受けず死亡した場合、その夫に生計を維持され10年以上婚姻関係があった妻に60歳から65歳まで支給。	—	区役所区民課 総合出張所
死亡一時金	第1号被保険者として3年以上保険料を納めた方が、年金を受けずに死亡し、その家族が遺族基礎年金を受けられないときに支給。		
老齢福祉年金	明治44年4月1日以前に生まれた方に支給。本人・配偶者および扶養義務者に所得のある方やほかの公的年金を受給している方は制限あり。		
未支給年金 及び死亡届	—	国民年金の老齢・通算老齢、障害・遺族・寡婦・老齢福祉年金を受給している方が死亡したとき 国民年金の老齢基礎年金(年金コード1150)を受給している方が死亡したとき	区役所区民課 総合出張所 熊本西年金事務所 ☎353-0142
特別障害給付金	国民年金の任意加入対象者で任意加入していなかったために、障害基礎年金などの受給権を有していない障がい者の方に支給。 ・平成3年3月以前の任意加入対象であった学生 ・昭和61年3月以前の任意加入対象であった被用者年金などに加入していた人の配偶者	—	区役所区民課

国民年金保険料

問 区役所区民課、総合出張所、河内まちづくりセンター芳野分室

- 第1号被保険者の令和8年度(2026年度)の定額保険料は月17,920円です。付加保険料400円を加算すると、将来受け取る年金額が増えます。
※経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合は、保険料の全額・一部免除制度、納付猶予制度、学生(教育施設の一部を除く)の方は学生納付特例制度があります。
- 第2号被保険者は、報酬額に応じて保険料が給与から直接差し引かれます。
- 第3号被保険者は、配偶者が加入している厚生年金保険・共済組合が保険料を負担しますので、自ら支払う必要はありません。ただし、第3号被保険者の届け出をしていない場合は、保険料を納めた扱いにはなりませんのでご注意ください。

こんなときには届け出を

問 区役所区民課、総合出張所、河内まちづくりセンター芳野分室

こんなとき	手続きに必要なもの
会社などを退職したとき	基礎年金番号通知書(または年金手帳)、退職日が分かる書類
第3号被保険者の方で配偶者が離職したとき	
第3号被保険者の方で配偶者の扶養からはずれたとき(離婚したときや増収のとき)	基礎年金番号通知書(または年金手帳)、扶養からはずれた年月日がわかる書類

子育てに関する情報提供

熊本市 こども・子育て応援サイト

問 こども政策課

☎328-2156

本サイトでは、妊娠・出産・子育てに関するQ&Aや制度情報、病児・病後児保育施設や保育所等の空き状況、親子連れに配慮した施設の情報など、子育てに役立つ情報を掲載しています。

熊本市こども・子育て応援サイト

検索



親子(母子)健康手帳の交付

親子(母子)健康手帳交付と妊産婦健康相談

問 区役所保健こども課、総合出張所

妊娠したら、産科医療機関で交付される「妊娠届出書」を区役所保健こども課などへ提出し、親子(母子)健康手帳の交付を受けてください。

親子(母子)健康手帳は、母と子の健康管理に必要な検査や健診、予防接種の結果を記録するもので、妊娠や出産、育児についての注意事項などが書いてあります。

また、妊産婦健康相談日(37ページ参照)には、妊娠から出産、育児などの保健相談や栄養相談、歯科相談ができます。

親子(母子)健康手帳の交付時に各種健診の受診票もお渡しします。

育児補助・手当・助成

こども医療費の助成

問 区役所保健こども課、総合出張所

0歳から高校3年生相当までのお子さんの医療費を助成します。助成を受けるためには、ひまわりカードの手続きが必要です。

☑必要なもの

こどもの健康保険情報がわかるもの

●自己負担内容

医科 (外来)	0歳～2歳まで無料
	3歳～小学6年生まで700円負担※
	中学1年生～高校3年生相当まで1,200円負担※
歯科 (外来)	0歳～4歳まで無料
	5歳～小学6年生まで700円負担※
	中学1年生～高校3年生相当まで1,200円負担※
調剤	0歳～高校3年生相当まで無料

※1カ月1医療機関毎に上記の金額まで自己負担あり。入院は無料。

児童手当

問 区役所保健こども課、総合出張所

18歳年度末までの児童を養育する方に児童手当を支給します。出生や転入などの翌日から15日以内に手続きが必要です。

支給額	0～3歳未満	月額1万5千円
	3歳～18歳年度末	月額1万円
	第3子以降	月額3万円

☑必要なもの

申請者の年金種別がわかるもの※、申請者名義の金融機関の通帳など

※共済組合(日本私立学校振興・共済事業団を除く)の方で、3歳未満の児童を養育している方が対象

入院出産費の助成

問 区役所保健こども課

経済的な理由で出産のための入院をすることが困難な妊産婦に、出産費用の一部を助成します(所得制限があります)。なお、この場合の入院先は下記の病院に限られます。原則出産のための入院をする前までに区役所保健こども課へ申請してください。

助産施設名	熊本赤十字病院・慈恵病院 福田病院・熊本市民病院
-------	-----------------------------

未熟児養育医療の給付

問 区役所保健こども課

指定医療機関に入院している1歳未満の未熟児に対し、医療の給付を行います(世帯の市町村民税額に応じて一部負担があります)。

☑必要なもの

医師の意見書、健康保険情報がわかるもの、ひまわりカード、印鑑など

※所得・課税証明書が必要な場合もあります。

自立支援医療(育成医療)の給付

問 区役所保健こども課

指定医療機関に入院または通院し手術などの治療を行う、障がいのある児童に対し、医療の給付を行います(被保険者の税額により、一部負担があります)。

☑必要なもの

指定医の意見書、健康保険情報がわかるもの等

産前産後ホームヘルプサービス事業

問 区役所保健こども課

妊娠中又は出産後の体調不良等で家事や育児を行うことが困難な家庭や、双子など多胎出産の方の家庭にホームヘルパーを派遣する制度です。

利用可能期間	妊娠中～出産後1年未満
利用時間および利用可能日	原則 午前8時～午後6時 原則 年末年始を除く毎日
利用可能回数	40回 ・1回のサービスにつき3時間以内 ・1日に複数回利用可
利用料金	1時間600円 (生活保護受給者は無料)
利用方法	受付場所は区役所保健こども課 ※事前の登録が必要
サービスの内容	家事に関すること
	食事の準備や後片付け、衣類の洗濯、居室の掃除、買物など
サービスの内容	育児に関すること
	授乳介助、おむつ交換、沐浴のお手伝い、そのほか育児支援

産後ケア事業

問 こども支援課

☎328-2158

出産後、専門職による保健指導等を必要とする母子に対して、医療機関や助産所等においてケアや指導を行い、健やかな育児ができるよう支援する制度です。

利用可能期間	出産日から1年未満
種類	①宿泊型 ②日帰り型(1日型、3時間型、2時間型) ③訪問型
内容	母親の心身のケア及び保健指導、栄養指導、授乳相談、育児手技についてなど
利用可能日	年末年始(12/29～1/3)を除く毎日 ※実施施設により異なる
利用時間	宿泊型
	原則 午前10時～翌午前10時
	1日型…1回あたりおおむね5時間程度 3時間型…1回あたり2時間を超えて3時間以下 2時間型…1回あたり2時間以下
利用時間	訪問型
	1回あたり2時間程度
利用可能回数	宿泊型、日帰り型、訪問型合わせて10回まで ※宿泊型については、1泊2日を1回とする。
利用料金	実施施設や所得に応じ利用料金が変わります。
利用方法	市のホームページより実施施設を確認し、施設に直接お問い合わせください。

不妊治療における先進医療費の助成

問 区役所保健こども課

保険適用の不妊治療と組み合わせて実施する先進医療にかかる費用の一部を助成します。

対象者	次の要件全てに該当する方 ①生殖補助医療(体外受精・顕微授精)以外の治療法によっては、妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断された夫婦(事実婚含む)であること。 ②申請日時点で、夫又は妻(パートナー)のいずれかが本市の住民基本台帳に記載されていること。 ③1回の治療の開始日における妻(パートナー)の年齢が43歳未満であること。
助成額	夫婦1組につき、1年度当たり上限5万円
申請時期	1回の治療が終了又は中止した日の属する年度の末日(3月31日)まで
申請場所	区役所保健こども課
必要なもの	申請書、受診等証明書、戸籍全部事項証明、治療費用の領収書原本および診療明細書、通帳またはキャッシュカード

小児慢性特定疾病医療費の助成

問 区役所保健こども課

糖尿病や小児ガンなどの特定疾患にかかり、入院または通院する児童などに医療の給付を行います(保護者の所得や児童の状況によって自己負担が異なります)。

☑必要なもの

指定医の意見書、健康保険情報
がわかるもの等

※市県民税の課税証明書が必要な場合があります。

小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付

問 区役所保健こども課

小児慢性特定疾病児童等の日常生活の便宜を図るため、便器・特殊便器・紫外線カットクリームなどの日常生活用具を給付します(扶養義務者全員の市町村民税額などに応じて自己負担があります)。

☑必要なもの

小児慢性特定疾病医療受給者証、給付を受けようとする用具の見積書など

小児慢性特定疾病に関する相談窓口

問 こども支援課

☎328-2158

慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とするお子さんとそのご家族からの各種相談や必要な支援を行います。

相談窓口	認定NPO法人NEXTEP
住所	熊本県合志市幾久富1123-5
電話	☎288-5511 ※月～金 8:30～17:00(土日祝休)

ひとり親家庭支援

事業名	内容	問合せ
児童扶養手当 ★	対象:以下のいずれかの方で、18歳に達した最初の3月31日までの児童または20歳未満の障がいのある児童を養育する方(所得制限あり) 母子家庭または児童の父に一定以上の障がいのある世帯の母、 父子家庭または児童の母に一定以上の障がいのある世帯の父、 父母に代わる方 支給額:児童が1人のとき月額48,050円、2人目からは1人につき月額11,350円を加算。[令和8年(2026年)4月1日現在] ※本人や同居親族の所得により異なります。	区役所保健こども課 総合出張所
ひとり親家庭等医療費助成 ★	母子家庭の親子、父子家庭の親子、または父母のいない児童に対して、保険診療における一部負担金の3分の2を助成します。	
ひとり親家庭等日常生活支援事業★	母子・父子家庭などで、病気や冠婚葬祭の参加などで一時的に身の回りの世話や、児童を預ける必要が生じた場合に、育児や食事の世話などを手伝う家庭生活支援員を派遣します。	熊本市 母子寡婦福祉連合会 ☎214-7333
母子生活支援施設	18歳未満のこどものいる母子家庭の方で、母子保護が必要と認められた方のための入所施設です。市内には2施設あり、入所者には自立の促進のための生活支援を行います。	区役所保健こども課
母子・父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭の方(20歳未満の児童を扶養している方)で求職中の方や転職を希望する方に対し、相談員が面接などを行い、資格取得講座の紹介、ハローワークと連携した就業支援などを継続的にを行います。	こども家庭福祉課、 東区役所保健こども課
母子家庭等自立支援教育訓練給付金	母子家庭の母または父子家庭の父が主体的な能力開発のため、市が指定した講座を受講した場合、受講修了後に受講料の6割相当額、雇用保険制度の教育訓練給付金の資格を有している場合は差額を支給します(申請前の相談が必要)。	
母子父子寡婦福祉資金の貸付	母子家庭・父子家庭や寡婦の方に技能習得のための資金や児童の修学資金などの福祉資金をお貸しします。貸付額などの条件は種類により異なります。	区役所保健こども課、 母子父子相談室 (☎372-1228)
母子家庭等高等職業訓練促進給付金 ★	母子家庭の母・父子家庭の父が、養成機関で6月以上の修業期間を必要とする下記の資格を取得する場合、修業期間の一定期間について給付金を支給します。また、養成機関を卒業後、修了支援給付金を支給します。(申請前の相談が必要) ◆対象資格:看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士など	
養育費相談事業	養育費に関する専門相談員が、離婚前後にかかわらず、養育費の取り決め方や支払いの履行などに関する相談や情報提供を行います。	東区役所保健こども課
養育費履行確保等支援事業	養育費の取り決めに関する公正証書や調停調書を作成した場合や養育費保証契約を保証会社と締結する場合に必要な費用を市が助成します。(上限5万円、1人1回限り)	東区役所保健こども課、 母子父子相談室 (☎372-1228)

※★の事業は所得制限があります

こどもの預かり

子育て短期支援事業

問 区役所保健こども課

●ショートステイ(宿泊:原則7日以内)

保護者が病気や冠婚葬祭などで一時的に家庭でのこどもの世話が難しい場合や経済的な理由などで緊急一時的に母子の保護が必要な場合に、宿泊型で預かりまたは保護する制度です。

●トワイライトステイ(夜間・休日)

保護者が仕事などの理由で、帰宅が夜間になるよう

な場合や休日に不在となる場合に一時的に預かる制度です。

※施設に空きがない場合は、お預かりできない場合もあります。

預かる施設名

熊本乳児院、慈愛園乳児ホーム、
慈愛園子供ホーム、藤崎台童園、
龍山学苑、広安愛児園、シオン園、
母子生活支援施設(2ヶ所)



病児・病後児保育

問 こども支援課

☎328-2158

児童が病気あるいは病気回復期において、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内、一時的に施設で保育する制度です。(事前に登録・予約が必要です。)

対象児童	原則として熊本市および下記連携自治体在住の小学6年生までの病児または病後児 (宇城市、合志市、菊池市、菊陽町、西原村、嘉島町、玉東町、高森町、大津町、益城町、山鹿市、玉名市、荒尾市、長洲町、御船町、山都町) ※施設の利用状況等により、ご利用できない場合があります。
病児とは	病気回復期に至らないが、入院治療を必要とせず、当面の症状の急変は認められない児童(はしかはお預かりできません。インフルエンザ、RSウイルス等は病態に応じて判断します。)
病後児とは	病気の回復期であるが、集団保育が困難な児童
開所日及び時間	月曜日～土曜日 午前8時～午後6時 ※日曜日、祝日、年末年始を除く
利用料	1日につき1人あたり2,000円(食事代含む) ※生活保護世帯無料、市民税非課税世帯1,000円(証明する書類が必要です。詳しくはこども支援課へ。)

●預かる施設

区	名 称	電話番号
中央	エーネホーム (慈愛園乳児ホーム)	☎383-7553
	ベビーベアホーム (熊本乳児院)	☎227-6766
	病児保育室みらい (にのみやクリニック)	☎381-8766
東	病児・病後児保育ふわっと (こども園ふわ保育園隣)	☎367-8030
西	みるく病児保育センター (こども園ふわふわ隣)	☎351-8825
	グリム病児保育室 (おがた小児科内)	☎326-5411
南	病児保育室いちご (雁回まこと保育園隣)	☎358-1500
北	病児保育エミー (えがみ小児科内)	☎339-0331

※その他、企業主導型の病児保育施設もあります。

ファミリー・サポート・センター〈熊本〉

こどもを預けたい方と預かりたい方が会員登録し、会員相互の信頼関係のもとに援助活動を行います。

●対象

こどもを預けたい方(依頼会員)

市内に住むか勤める方で、生後3カ月から小学6年生までのこどもがいる方(事前講習を2時間程度受けていただきます)。

※病児の預かり活動は生後6カ月からとなります。

こどもを預かりたい方(協力会員)

こどもを預かることができる満20歳以上の健康な方(事前講習を26時間程度受けていただきます)。

●費用

依頼会員が協力会員に直接支払います。

- ・月曜～金曜日 午前7時～午後7時
1時間当たり 600円(病児は900円)
- ・土曜・日曜日、祝日、早朝、夜間、年末年始など
(病児の活動は土曜のみ)
1時間当たり 700円(病児は1,000円)

申し込み ファミリー・サポート・センター〈熊本〉事務局へ

◆中央区黒髪3丁目3-10

男女共同参画センターはあもにいい

☎345-3011/345-3039

児童育成クラブ

問 放課後児童育成課

☎328-2277

保護者が就労などで昼間家庭にいない小学生(放課後児童)を対象に、適切な遊びや生活の場を与えて健全育成を図ることを目的とした施設です。市内全ての小学校区で開設しています。

公営クラブ(民営クラブは、クラブにより異なります)

対象	小学1～6年生(一部のクラブは1～3年生、障がいのある児童は6年生まで)
開設日	月曜～土曜日(祝日・年末年始を除く)
開設時間	月曜～金曜日:児童の下校時間～午後6時(延長時間 午後6時～午後7時)土曜日・長期休業中(春・夏・冬休み):午前8時～午後6時(延長時間 午後6時～午後7時)
利用者負担金	8月を除いた月: 5,000円(午後6時まで)、6,200円(午後7時まで) 8月: 9,500円(午後6時まで)、10,700円(午後7時まで) 兄弟姉妹が同時に在籍する場合は、2人目以降半額となります。
申し込み	利用開始前月の15日までに、各児童育成クラブへ

保育所等への入園

問 区役所保健こども課

0歳から小学校入学前のお子さんがいる方で、仕事や病気などで家庭においてこどもを保育することができない場合、保護者に代わって保育を行います。市内には公立19園、私立66園の保育所と、認定こども園113園、地域型保育事業72箇所があります。

保育料	こどもの年齢と世帯の税額(市民税所得割合算額)等によって異なります。また3歳児クラス～5歳児クラスの児童及び0歳児クラス～2歳児クラスの非課税世帯の児童の保育料は無料です。
申し込み	入園を希望する保育所等もしくは区役所保健こども課へ 翌年4月からの入園案内については、秋ごろに市ホームページなどでお知らせします。

☑必要なもの

保育の必要性を証明する書類
(就労証明書など)

こども誰でも通園制度

問 保育幼稚園課

☎328-2568

保育所等に通っていない生後6か月から3歳未満のお子さんを対象に、保護者の就労要件などにかかわらず月10時間を上限としてお預かりする制度です。

熊本市 こども誰でも

検索



一時預かり保育

問 各保育所等

保育所等に通っていない乳幼児を対象に、保護者の就労や病気等の理由により家庭で一時的に保育ができない場合に、月13日以内(週3日程度まで)を上限として、保育園・認定こども園・地域型保育事業において乳幼児をお預かりしています。

熊本市 一時預かり

検索



幼稚園への入園

問 各幼稚園、公立幼稚園については 教育委員会事務局指導課(☎328-2721)

3歳から小学校入学前のお子さんの教育を行います。市内には公立6園、国立1園、私立13園の幼稚園と認定こども園113園があります。

申し込み

入園を希望する幼稚園へ
毎年9月ごろ、翌年4月からの公立幼稚園の入園案内を市政だよりなどでお知らせします。

小・中学校への入学

問 学務支援課

☎328-2716

転校手続き

●市内間の住所変更

- ①在学していた学校から㊦在学証明書 ㊩教科用図書給与証明書を受け取る。
- ②㊦㊩を持って区役所区民課、総合出張所窓口で住民異動の届けをし、㊭転入学通知書を受け取る。
- ③指定された学校へ㊦㊩㊭を提出。

●市外から転入したとき

- ①㊦在学証明書 ㊩教科用図書給与証明書 ㊮転出証明書を持って区役所区民課、総合出張所窓口で転入届けをし、㊭転入学通知書を受け取る。
- ②指定された学校へ㊦㊩㊭を提出。

●市外へ転出するとき

- ①在学していた学校から㊦在学証明書 ㊩教科用図書給与証明書を受け取る。
- ②区役所区民課、総合出張所窓口で転出届けをし、㊮転出証明書を受け取る。
- ③転出先の市区町村へ㊦㊩㊮を提出し、転校手続きを行う。

入学通知書

熊本市立の小学校へ入学するこどもの保護者と、熊本市立の中学校へ入学するこどもの保護者に「入学通知書」を1月末に送ります。

就学援助

お子さんが安心して義務教育を受けられるよう、学用品費などの一部を援助します。

対象	経済的理由により就学困難と認められる小・中学生(私立を除く)の保護者で、市が定める認定基準に該当する方
申し込み	1月から小・中学校で受付
援助の種類	学用品費・新入学児童生徒学用品費・修学旅行費・学校給食費など

子育てに関する施設

施設など			
施設名	概要	所在地	問合せ
こども家庭センター	各区保健こども課内に「こども家庭センター」を設置しています。妊娠・出産に関することや育児に関しての困りごとなどのご相談をお受けします。	(中央区)中央区 手取本町1-1 3F	☎328-2419
		(東区)東区東本町 16-30 3F	☎367-9134
		(西区)西区小島 2-7-1 3F	☎329-1147
		(南区)南区富合町 清藤405-3 3F	☎357-4138
		(北区)北区植木町 岩野238-1 1F	☎272-1128
熊本市若者・ヤングケアラー支援センター	概ね18歳から39歳の若者、ヤングケアラーに関する相談をお受けします。専門のコーディネーターが必要な支援や適切な関係機関へのつなぎを行います。また、若者やヤングケアラーが安心して自由に過ごせる居場所を提供します。 ●電話相談:月～金曜日 午前9時～午後6時 ※祝日・年末年始を除く。 ●メール・LINE相談:24時間受付 ※夜間・休日等は翌平日に返信。	中央区神水 2丁目13-35	【若者相談】 ☎243-5600 ✉ wakamono-owl@aiores.ocn.ne.jp 【ヤングケアラー相談】 ☎243-1300 ✉ young-owl@aiores.ocn.ne.jp
こどもホットライン	まわりの人から嫌なことをされている、いじめを受けているなど、自分自身のこと・家族のこと・友達のこと・学校のことにすることもの権利について、相談員が相談をお受けします。 ●電話相談:月～金曜日 午前10時～午後6時 ※祝日、年末年始を除く。 ●メール相談:24時間受付 ※土・日、祝日、年末年始の相談は、翌平日に返信。 ●チャット相談:24時間365日対応 ※連携協定を結んでいる「NPO法人あなたのいばしょ」の相談員が対応します。	中央区大江 5丁目1-1 ウェルパルクまもと2階	こども専用☎0120-273-070(無料) おとなの方☎070-3367-9330 ✉ kodomohotline@city.kumamoto.lg.jp
		チャット相談:こどもホットラインホームページより「NPO法人あなたのいばしょ」のサイトにアクセスできます。 https://talkme.jp/wellness/kumamoto_city	
教育相談室	●来所相談 発達や就学、不登校など、こどもの教育に関する来所相談をお受けします。 対象:市内に住む年長児、小・中・高校生のこども本人、保護者及び学校関係者 時間:月～金曜日 午前9時半～午後3時45分 (電話予約は午前9時～午後5時15分) ●教育支援センター〈フレンドリー〉あいぱる大江教室 不登校の状態にあるこどもの社会的自立を目指した活動を行います。 活動内容:スポーツ、仲間づくり、学習、ものづくり、体験活動など 対象:市内に住む小・中学生 時間:午前9時半～午後3時(水曜日は正午まで) 電話予約:月～金曜日 午前9時～午後5時15分 ※火の君教室(城南町)、植木教室(植木町)、森都心教室(くまもと森都心プラザ内)、新町教室(こども文化会館内)、託麻教室(託麻公民館) ●ユア・フレンド 不登校のこどもの家庭や学校に、話し相手、遊び相手として熊本大学教育学部の学生を派遣しています。 対象:市立小・中学校に通う児童・生徒 活動時間:月～金曜日 午前9時～午後6時のうち、週に1回程度、1回1～2時間程度 ※学校を通して申し込み	中央区大江 5丁目1-50 こどもセンター あいぱる くまもと2階	☎362-7070

施設名	概要	所在地	問合せ
学校教育 コンシェルジュ	「どこに相談していいかわからない」「学校には相談しづらい」といった学校教育に関するあらゆる相談をお受けします。 時間:月～金曜日 午前9時～午後5時 ※祝日、年末年始を除く	中央区 手取本町1-1 SPRING 熊本花 畑町4階 総合支援課	☎328-2216 ✉ 7171con@city.kumamoto.kumamoto.jp
児童相談所	18歳未満のこどもの養育相談や心身の障がい、虐待、非行などのこどもに関する様々な相談を受け付け、必要に応じて知的能力・発達・性格などの心理検査や医師による診察、こどもやその保護者への調査、判定に基づいて必要な支援を行う専門的な機関です。また、里親に関する相談も受け付けています。 来所相談:月曜～金曜日 午前8時半～午後5時15分 ※祝日、年末年始を除く ※要予約 まずは、電話でご相談ください。来所が必要なときは、日時をご連絡します。	中央区大江 5丁目1-50 こどもセンター あいばる くまもと3階	☎366-8181
こども発達 支援センター	発達に心配のあるこどもの健やかな成長を手助けするため、医師や専門のスタッフが個々の状況に応じた支援を行います。 電話相談:月曜～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前8時半～午後5時15分 ※来所相談の予約は、ホームページをご確認ください。	中央区大江 5丁目1-1 ウェルパル くまもと2階	☎366-8240 
すこやか 交流広場	●こどもふれあい農園 農業体験を通じて自然と触れ合えます。 対象:市内の保育所・幼稚園・子ども会など、幼児・児童などの福祉や教育又は健全育成を目的とした団体 使用料:1区画(30㎡)につき年間1,500円 ※1団体4区画まで 申し込み:申込書を健康福祉政策課へ ●多目的広場 健康づくりやレクリエーションに利用できます。 対象:どなたでも 使用料:無料 ※専用使用の場合は事前に申請が必要。	南区御幸笛田 8丁目1534-1	☎328-2340 (健康福祉政策課)
母子家庭等 就業・自立 支援センター	ひとり親家庭及び寡婦の自立を支援するために、就業・子育て・経済的なことなどの相談や、専門家による法律・就職相談、親子交流(面会交流)事業を行います。 就業支援のための技能習得・教養講座なども無料で行っています。	東区錦ヶ丘 34-23	☎331-6737

子育てほっとステーション

熊本市では、子育て中の皆さんが、親子で遊んだり、仲間づくりをしたり、ほっとくつろげる空間として利用できる子育て支援施設を総称して「子育てほっとステーション」と名づけています。

●子育て支援センター

就学前までのお子さまをもつ親子の交流の場として、子育てに関するイベントや情報の提供、育児相談などを行っています。

区	名称	電話番号
中央	総合子育て支援センター	☎364-0123
	白山子育て支援センター	☎364-4815
東	イルカクラブ	☎367-0127
	京塚子育て支援センター	☎381-5784
	ながみね子育て支援センター	☎380-6645

区	名称	電話番号
東	やまなみ子育て支援センター	☎365-9111
	画図子育て支援センター	☎284-4770
西	小島子育て支援センター	☎329-7250
	池上子育て支援センター	☎329-0344
	京町台子育て支援センター	☎352-6280
南	幸田子育て支援センター	☎378-7674
	さくらっこ子育て支援センター	☎357-9616
	だいいち子育て支援センター	☎357-1245
	城南子育て支援センター	☎0964-28-2147
北	あゆみ子どもセンター	☎339-5673
	西里子育て支援センター	☎245-0062
	清水子育て支援センター	☎343-6983
	植木子育て支援センター	☎272-0281

●児童館・児童室

こども達の自由な遊びの場を提供しています。また、就学・就園前までのこどもを対象とした朝の活動や小学生を対象としたクラブ活動を行っているほか、季節行事や各種催しなどを開催しています。

区	名称	電話番号
中央	西原公園児童館	☎371-4090
	大江児童室(大江交流室内)	☎372-0313
	五福児童室(五福まちづくり交流センター内)	☎359-0500
東	秋津児童館(秋津まちづくりセンター内)	☎365-5751
	託麻児童館(託麻まちづくりセンター内)	☎380-8118
	東部児童館(東部まちづくりセンター内)	☎367-1134

区	名称	電話番号
西	西部児童館(西区役所内)	☎329-7205
	花園児童館(花園まちづくりセンター内)	☎359-1261
南	南部児童館(南部まちづくりセンター内)	☎358-1705
	幸田児童館(幸田まちづくりセンター内)	☎379-0211
	天明児童室(天明まちづくりセンター内)	☎223-0118
	城南児童館(城南図書館併設)	☎0964-27-5945
北	龍田児童館(龍田まちづくりセンター内)	☎339-3322
	清水児童館(清水まちづくりセンター内)	☎343-9163
	桜ヶ丘児童館	☎275-5510

●その他の子育てほっとステーション

施設名		対象	利用時間	休館日	所在地	問合せ
街なか子育てひろば		就学前児童と保護者	午前10時～午後3時半 (アドバイザー対応時間) ※午後8時まではキッズスペースとして開放	火曜日(祝日の場合、翌平日)、年末年始	中央区上通町2-3 現代美術館内	☎323-3222
駅前子育てひろば		就学前児童と保護者	午前10時～午後3時 (土曜・日曜・祝日は午前10時～午後5時)	毎月第3水曜日 (祝日の場合、翌平日)、年末年始、プラザ図書館特別整理期間(7日以内)	西区春日1丁目14-1 プラザ図書館3F	☎355-7409
ついでに広場	夢もやい館内	市内に住む就学前児童と保護者	午前9時～午後6時 (利用登録が必要)	日曜日、祝日、年末年始	北区楠1丁目20-5-101	☎338-3210
	かがやき館内	就学前児童と保護者	午前10時～午後4時	土～月曜日、年末年始 (月曜日が祝日の場合、火曜日休館)	北区植木町岩野285-29	☎272-2600
こども文化会館		18歳未満の児童 ※就学前児童は保護者同伴	午前9時～午後5時 (会議室、多目的ホールの有料での利用は午後8時半まで)	第2・第4火曜日 (祝日の場合は翌日) 年末年始	中央区新町1丁目3-11	☎323-0505
		こども達が楽しく集い、遊び、学べるよう、工作や遊具を使った体験活動、また季節にちなんだ行事や舞台劇などを行っています。健康やしつけ、栄養などの育児全般の相談にも応じます。 入館料:無料(会議室などを利用する場合は利用料が必要)				

こどもの健診、相談

幼児健診

問 区役所保健こども課

管轄区	実施日					
	中央区	東区	西区	南区	南区 (城南地区)	北区
場 所	健康センター 大江分室 (ウェルパルク くまもと3階)	東区役所 3階 健康センター	西区役所 3階 健康センター	健康センター 平成分室もしくは 南区役所保健こども課		健康センター 清水分室
1歳6カ月児 健康診査	水曜	火曜・木曜日	木曜日	水曜日		火曜日
	午前9時～ 10時受付	午前9時～ 10時10分受付	午前9時～ 10時半受付	午前9時～10時20分受付		午前9時～ 10時20分受付
3歳児 健康診査	水曜	火曜・木曜日	木曜日	水曜日		火曜日
	午後1時～ 2時受付	午後1時～ 2時20分受付	午後1時～ 2時半受付	午後1時～2時20分受付		午後1時～ 2時20分受付

※親子(母子)健康手帳、歯の健康手帳を持参してください。

※開催日は区役所保健こども課へお問い合わせください。

育児等についての相談

問 区役所保健こども課

		内容	実施日・受付時間					
管轄区			中央区	東区	西区	南区	北区	
受付場所			中央区役所 保健こども課	東区役所3階 健康センター	西区役所3階 健康センター	南区役所3階 保健こども課	北区役所3階 中会議室	
育児相談 歯の相談 療育相談 (未就学児)	面談 (事前予約制) (※1)	お子さまの成長 や行動面、ことば、授乳や離乳食、むし歯予防など子育てに関するご相談など	第2・4月曜日	第2・4月曜日	毎週月曜日 (祝日除く)	月曜日 おおむね 月2回 実施予定	第1・3金曜日	
			午前9時～ 10時半	午後1時～ 3時	午後1時半～ 3時	午後1時半～ 3時	午後1時半～ 3時	
	電話		月曜～金曜日					
			午前8時半～午後5時15分(祝日除く)					
親子(母子)健康手帳交付 妊産婦健康相談 ※2		親子(母子)健康手帳の交付、保健・歯科・栄養に関するご相談など	木曜日	月曜日	月曜日	木曜日	水曜日	
			午後1時～ 3時	午前9時～ 11時	午後1時～ 3時	午前9時～ 11時	午前9時～ 11時	

※1 年末年始は除きます。開催日が変更となることがありますので、事前に区役所保健こども課へお問い合わせください。

※2 相談日以外の親子(母子)健康手帳交付については、区役所保健こども課へお問い合わせください。

法定予防接種

問 感染症予防課

☎364-3189

予防接種名	対象者	備考
5種混合(百日せき、ジフテリア、破傷風、ポリオ、ヒブ)	生後2カ月～7歳半未満	1期初回3回は、3～8週間の間隔で受けることをお勧めします。
二種混合	11歳～13歳未満	—
麻しん風しん混合(MR)	(1期)1歳～2歳未満 (2期)5歳～7歳未満で小学校入学前の1年間	1期は1歳になったら早めに受けましょう。
BCG	1歳未満	生後5～7カ月の接種をお勧めします。
日本脳炎	(1期)生後6カ月～7歳半未満 (2期)9歳～13歳未満	特例措置により、20歳未満の方は、未接種分を接種できる場合があります。
小児の肺炎球菌	生後2カ月～5歳未満	開始時期により接種回数が変わります。生後2～6カ月からの接種をお勧めします。
ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん予防)	小学6年生～高校1年生相当の女性	—
水痘	1歳～3歳未満	生後12～14カ月からの接種をお勧めします。
B型肝炎	1歳未満	生後2～8カ月の接種をお勧めします。
ロタウイルス感染症	ロタリックスは、出生6週0日後～24週0日後まで ロタテックは、出生6週0日後～32週0日後まで	ロタリックスは2回、 ロタテックは3回接種。 (経口投与)
RSウイルス	接種日時点で妊娠28週0日から36週6日目までの妊婦の方	妊娠ごとに1回接種可能 R8.4.1～定期接種開始
成人用肺炎球菌	接種時点で65歳、60歳～65歳未満で一定の障がいのある方	初回接種の方のみ対象
带状疱疹	①今年度に65、70、75、80、85、90、95、100歳になる方 ②60～65歳未満の方で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいを有する方(身体障害者手帳1級相当)	組換えワクチンは2回、 生ワクチンは1回接種。
インフルエンザ・ 新型コロナウイルス感染症	65歳以上、60歳～65歳未満で一定の障がいのある方、生活保護世帯および中国残留邦人などに対する支援給付を受給している20歳以上65歳未満の方	—

接種場所…指定医療機関

接種時期…通年(インフルエンザは10月～1月、新型コロナウイルス感染症は10月～3月)

費用…対象年齢内に定められた間隔で接種した場合は原則無料(成人用肺炎球菌・带状疱疹・インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症は一部自己負担あり)

※対象者等が変更となる場合があります。詳しくは感染症予防課へお問い合わせください。

健康センターなどの施設

地域の皆さんの健康増進や、各種子育て教室などに利用されています。

名称	住所	問合せ
健康センター大江分室	中央区大江5丁目1-1	☎328-2419(中央区役所保健こども課)
健康センター平成分室	南区平成1丁目10-8	☎357-4138(南区役所保健こども課)
健康センター城南分室	南区城南町舞原394-1	
健康センター清水分室	北区清水本町16-10	☎272-1128(北区役所保健こども課)
植木健康福祉センターかがやき館	北区植木町岩野285-29	☎272-2600

市保健所

食品衛生や環境衛生、疾病対策など公衆衛生のための専門的な機関です。医療機関や食品関係施設への行政指導、台所・飲料水・住まいの衛生、結核・O-157・エイズなどの健康に関する様々な相談に応じます。

- ◆ 中央区大江5丁目1-1 ウェルパルクまもと4階「交通局前」電停、「交通局前」バス停下車
健康危機管理課 ☎364-3311、医療対策課 ☎364-3186(難病関係 ☎364-3300)、
生活衛生課 ☎364-3187、食品保健課 ☎364-3188、感染症予防課 ☎364-3189

健康についての相談

実施場所	中央区 中央区役所 保健こども課	東区 東区役所 保健こども課	西区 西区役所 保健こども課	南区 南区役所 保健こども課	北区 北区役所 保健こども課	備考
健康相談 (要予約)	第2・4火曜日 午後1時～3時	第1・3木曜日 午後1時～3時	第1・3火曜日 午前10時～正午	第1・2木曜日 午後1時～3時	第1・3月曜日 午後1時～3時	生活習慣病や 女性の健康に 関する相談など
妊産婦健康相談 ※1	29、37ページへ					
育児相談・療育相談 (未就学児)	37ページへ					
医師による心の 健康相談 ※2	第4月曜日	第2金曜日	第2金曜日	第3月曜日	第3木曜日	要電話予約
保健に関する相談	月曜～金曜日(電話でも相談できます。)					

※1 相談日以外の親子(母子)健康手帳交付については、区役所保健こども課へお問い合わせください。

※2 年10回。開催日が変更となることがあります。事前に区役所保健こども課へお問い合わせください。

HIV(エイズ)検査

問 感染症予防課

☎364-3189

	実施曜日	受付時間	注意事項など		
即日検査	火曜～木曜日	午前9時～11時	事前予約が必要	結果は約1時間後、面談で本人にのみ伝えます。一部の方は結果の通知が1週間後以降になります。	無料・匿名です。梅毒の検査も同時に受けられます。
特例検査	臨時の検査を行う場合があります。詳しくは市ホームページまたは感染症予防課へ。				

※内容が変更となることがあります。詳しくは市ホームページまたは感染症予防課へ

※随時、電話相談も受け付けています。

熊本市市民病院

市民の生命と健康を守るために、安全で良質な医療を提供します。

診療科目	新生児内科、小児科、小児循環器内科、小児心臓外科、小児外科、産科、脳神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、血液・腫瘍内科、腎臓内科、代謝内科、感染症内科、精神科、消化器外科、乳腺・内分泌外科、呼吸器外科、婦人科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科口腔外科、放射線科、救急科、病理診断科、麻酔科、リハビリテーション科
診療時間	午前8時半～午後5時(予約されていない方の受付時間は午前11時まで) ※各科で異なります。手術日は休診になる場合もあります。
休診日	土曜・日曜日、祝日、年末年始
受診方法	初診の方、又は予約をされていない方は、総合受付で受付後、各ブロック受付へ。 再診で予約をされている方は、再来受付機で受付後、各ブロック受付へ。 予約については、外来予約センター(☎365-1607 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後3時)にお申し込み下さい。 ※時間外の場合は、救急外来受付へ。

- ◆ 東区東町4丁目1-60 ☎365-1711 「健軍町」電停から徒歩15分、「東町」、「東町中央」、「運輸支局前」バス停下車徒歩5分

植木病院

地域に密着した北部の拠点施設として、医療の提供に努めています。

診療科目	内科・外科・整形外科・循環器内科・リハビリテーション科・脳神経外科・放射線科
診療時間	午前8時半から正午まで(受付時間は午前8時15分～11時半) ※一部の診療科は午後も診療を行います。診療科、曜日ごとに異なりますので、詳細は下記QRコードをご確認ください。
休診日	土曜・日曜、祝日、年末年始(ただし、休診日や夜間の急患の場合は救急外来があります。お問い合わせください)
受診方法	初診の方は、総合受付で受付後に受診科へ。 再診の方は、診察券を自動再来受付機に通して受診科へ。時間外の場合は、救急外来受付へ。

◆ 北区植木町岩野285-29 ☎273-2111 「植木病院・かがやき館前」バス停下車

詳しくはこちら→



休日や夜間に急病になったとき

【電話相談】

救急安心センター(#7119)や熊本県子ども医療電話相談(#8000)があります。詳しくは79ページへ

【休日当番医】

休日の急病患者のために、市内の病院・診療所が交代で診療しています。医療機関は変更になることがありますので、出かける前に医療機関のホームページ等でご確認ください。受診する場合は、必ずマイナ保険証(または資格確認書)を持参してください。

日曜・祝日:午前9時～午後5時

《診療科目》内科・外科・小児科・眼科・整形外科・産婦人科・耳鼻咽喉科・泌尿器科等
当番表は、市公式LINEや市ホームページから休日当番医で検索するか、
ひごまるコール(☎334-1500)でご確認ください。



詳しくはこちら

【休日夜間急患センター】

○熊本地域医療センター 中央区本荘5-16-10 ☎363-3311

《診療科目》内科・外科 《診療時間》平日:午後6時～午後11時 日曜・祝日:午前8時～午後11時

《診療科目》小児科 《診療時間》平日:午後6時～翌日午前8時 日曜・祝日:午前8時～翌日午前8時

○熊本赤十字病院 東区長嶺南2-1-1 ☎384-2111

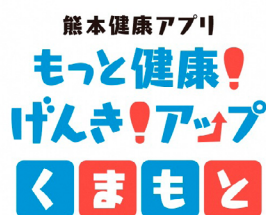
《診療科目》小児科・内科・外科・整形外科 《診療時間》日曜・祝日:午後6時～午前0時

健康ポイント事業

問 健康づくり推進課

☎328-2145

熊本健康アプリ「もっと健康!げんき!アップくまもと」



【iOS向け】



【Android向け】



詳しくはこちら

熊本健康アプリ 検索



満18歳以上の方を対象に、スマートフォン専用アプリ等を利用して、各種健診の受診やウォーキング等、日々の健康づくり活動を「健康ポイント」として貯めることができ、貯まったポイントに応じて、抽選でプレゼントが当たる健康ポイント事業を実施しています。気軽に楽しみながら、健康づくりに取り組みましょう!

問い合わせ 「熊本健康ポイント事業」運営事務局

☎ 0120-040-037 [受付時間] 9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

各種がん検診・節目年齢歯科健診

問 健康づくり推進課

☎328-2145

検診名	対象者	検診内容	自己負担金	検診会場
肺がん(結核)検診	40歳以上の方	胸部エックス線検査	40歳～64歳 800円	指定医療機関 集団検診会場 (巡回検診車が巡回します) ※毎月の市政だよりでお知らせします。
			65歳以上 600円	
		喀痰細胞診(問診(喫煙歴)で医師より必要と認められた方)	40歳～64歳 400円	
			65歳以上 300円	
胃がん検診	40歳以上の方	胃部エックス線検査	1,100円	指定医療機関
	年度内に50歳以上の偶数年齢になる方	胃内視鏡検査	3,700円	
大腸がん検診	40歳以上の方	便潜血検査	600円	指定医療機関
			400円	集団検診会場
乳がん検診	年度内に40歳以上の偶数年齢になる女性	マンモグラフィ・乳がんセルフチェック	40歳代 1,900円	指定医療機関
			50歳以上 1,400円	集団検診会場 (一部地域で実施)
			40歳代 1,500円	
			50歳以上 1,100円	
子宮頸がん検診	年度内に20歳以上の偶数年齢になる女性	内診・細胞診	1,500円	指定医療機関
			1,000円	集団検診会場 (一部地域で実施)
胃がんリスク検査	年度内に40～49歳になる方以下に該当する方は受診することができません。 ①ピロリ菌の検査歴または除菌歴がある方(過去に一度でも検査を受けた方) ②胃切除の方(全摘出)	採血(血液検査)によりピロリ菌の有無を調べ、胃がんになる危険性を判定します。 <u>がんを発見するがん検診ではありません。</u>	800円	指定医療機関
節目年齢 歯科健診 	年度内に20歳・30歳・40歳・50歳・60歳・70歳になる方	歯ぐき、むし歯、口腔粘膜、歯列・かみ合わせ、顎関節など	400円	指定医療機関

※熊本市に住民票がある方が対象です。

※対象者の年齢は、受診年度の3月31日時点の(4月から翌年3月までに達する)年齢です。

※実施医療機関などは、市ホームページで確認するか、健康づくり推進課へお問い合わせください。

※がん検診を受診する際は、身分証明書(住所・氏名・生年月日を確認できるもの)、自己負担金をお持ちください。

胃内視鏡検査を受ける場合は、マイナ保険証又は資格確認書のいずれかが必要です。

がん検診は、70歳以上の方は自己負担金免除となります。

※節目年齢歯科健診を受ける際は、①健診票、②マイナ保険証又は資格確認書、③自己負担金の3点をお持ちください。健診票がない場合は、健康づくり推進課へご相談ください。

※以下の自己負担金免除対象の方は、必要な証明書を提示すると自己負担金が無料になります。

自己負担金が免除になる方	必要な証明書
市民税非課税世帯の方	市県民税(所得・課税)証明書「世帯分」(最新年度分)または市県民税(所得・課税)証明書、主たる生計者の「個人分」(最新年度分)または介護保険料決定通知書等(最新年度分) ※市県民税証明書の発行は有料 ※介護保険料決定通知書等は、65歳以上の方へ毎年8月頃に発送されます
生活保護受給世帯の方	生活保護緊急時医療依頼証(最新年度分)または生活保護適用証明書(最新年度分)



高齢者

介護保険制度

問 区役所福祉課、総合出張所、介護保険課

介護が必要な状態になっても、高齢者等が、住みなれた地域で安心して生活できるよう社会全体で介護を支えていく制度です。利用者の所得に応じて1割～3割の自己負担(保険対象部分に限る)で、サービスを利用することができます。

●利用するには

日常生活において介護が必要であると認定されると介護サービスを利用できます。この認定を要介護(要支援)認定といいます。

この認定の申請ができるのは、次のいずれかに該当する方です。

- 65歳以上の方(第1号被保険者)
- 40歳～64歳の方(第2号被保険者)で、厚生労働省が指定する16種類の疾病が原因で介護が必要となった方(初老期における認知症や脳血管疾患、パーキンソン病など)

●申請手続き

要介護(要支援)認定の申請は区役所または総合出張所の窓口で受付を行うほか、自宅等からのオンライン申請も可能です。申請には介護保険被保険者証とかかりつけの医師がわかるもの(受診券など)が必要です。この手続きは、本人や家族以外にも担当のケアマネジャーや高齢者支援センターささえりあの職員などが代行することができます。

●熊本市へ転入した方へ

以前の住所地で要介護認定を受けていた場合はその要介護度を引き継ぐことができます。転入日から14日以内に引継ぎの手続きを行ってください。

●熊本市から転出する方へ

要介護認定を受けていた方が市外へ転出する場合は、転出先の市町村にて、転出日から14日以内に引継ぎの手続きを行ってください。

おでかけICカード②(高齢者用)

問 区役所福祉課、総合出張所

高齢者の方が積極的に社会参加し健康でいきいきとした生活を送るため、おでかけICカードを交付しています。

※障がい者の方のおでかけICカードは、[47](#)ページ参照。

「おでかけICカード②」を利用することで、市内を運行する路線バス・電鉄電車、市電を下記の負担額で利用することができます。

※通勤・通学・営業活動には利用できません。

対象者	70歳以上の方
運賃負担額	通常運賃の2割
受付・交付窓口	区役所福祉課、総合出張所
必要なもの	手数料500円、本人確認書類

老人福祉センター

問 高齢福祉課

☎328-2963

高齢者の健康づくりや生涯学習、レクリエーション、集会の場として市内6か所にあります。また、浴場も備えています(入浴できる曜日は施設によって異なります)。

施設名	所在地	電話番号
東老人福祉センター	東区健軍本町31-20	☎367-9331
北老人福祉センター	北区八景水谷1丁目2-6	☎343-8074
天明老人福祉センター	南区銭塘町2172	☎223-2498
西里老人福祉センター	北区徳王町870	☎352-2131
城南老人福祉センター	南区城南町宮地1050	☎0964-28-3820
富合老人福祉センター	南区富合町木原2319	☎358-1592

入館料	無料(入浴料100円)
休館日	日曜日、祝日、年末年始



介護保険料

問 区役所福祉課、介護保険課 ☎328-2347

●40歳～64歳の方

介護保険料は加入している健康保険によって異なります。その額は、加入している健康保険の算定方法によって決まり、健康保険料と併せて支払うことになります。

●65歳以上の方

基準額(第5段階:年額76,800円)をもとに、本人の所得や世帯の課税状況に応じた料率を乗じ、15段階に分かれます。

段階	対象者			料率	保険料月額	保険料年額
第1段階	生活保護の受給者			0.285	1,824円	21,888円
	老齢福祉年金 ^(※1) の受給者で本人および世帯全員が市民税非課税の場合					
	本人が市民税非課税	世帯非課税	本人の「公的年金等収入金額 ^(※2) 」と「合計所得金額 ^(※3) －譲渡特別控除額 ^(※4) －公的年金等所得金額 ^(※5) 」の合計が82.65万円以下の場合			
第2段階			本人の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が82.65万円を超え、120万円以下の場合	0.37	2,368円	28,416円
第3段階			本人の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が120万円を超える場合	0.645	4,128円	49,536円
第4段階		世帯課税	本人の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が82.65万円以下の場合	0.875	5,600円	67,200円
第5段階 (基準額)	本人の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が82.65万円を超える場合		1	6,400円	76,800円	
第6段階	本人が市民税課税	本人の合計所得金額－譲渡特別控除額	120万円未満の場合	1.1	7,040円	84,480円
第7段階			120万円以上210万円未満の場合	1.3	8,320円	99,840円
第8段階			210万円以上320万円未満の場合	1.5	9,600円	115,200円
第9段階			320万円以上420万円未満の場合	1.7	10,880円	130,560円
第10段階			420万円以上520万円未満の場合	1.9	12,160円	145,920円
第11段階			520万円以上620万円未満の場合	2.1	13,440円	161,280円
第12段階			620万円以上720万円未満の場合	2.3	14,720円	176,640円
第13段階			720万円以上820万円未満の場合	2.5	16,000円	192,000円
第14段階			820万円以上920万円未満の場合	2.7	17,280円	207,360円
第15段階			920万円以上の場合	2.9	18,560円	222,720円

(※1) 老齢福祉年金：明治44年4月1日以前に生まれた方などに支給される年金。

(※2) 公的年金等収入金額：前年の税法上課税対象となる公的年金等(国民年金、厚生年金など)の収入。非課税となる年金(障害年金、遺族年金など)は含まれない。

(※3) 合計所得金額：収入金額から必要経費などに相当する金額を差し引いた金額の合計額(各種控除前の金額。合計所得金額が0を下回った場合には0とみなす。)。第1段階～第5段階の方においては、給与所得がある場合、所得金額調整控除前の給与所得金額から10万円を控除した金額。

(※4) 譲渡特別控除額：土地、建物等の長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額。

(※5) 公的年金等所得金額：公的年金等収入金額から公的年金等控除額を差し引いた金額。

※第1段階～第3段階までの料率は、公費投入により軽減されています。

※介護保険法施行令の一部改正により、令和8年度に限り、65歳以上の人の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員に係る合計所得金額及び市民税課税・非課税の判定において、令和7年度税制改正による給与所得控除の最低保障額引き上げの影響を遮断するため、控除が従前のものとなるよう調整されます。

これにより、令和8年度に市民税非課税となった方が、介護保険料の所得段階においては市民税課税とみなされる場合があります。



高齢者支援センターささえりあ

問 区役所福祉課

本市では市内を27の日常生活圏域に分け、それぞれに1か所ずつ高齢者支援センターささえりあを設置しています。各センターには、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーなどの専門的スタッフを配置し、在宅生活に関する様々な相談や介護予防のマネジメントなど、高齢者への総合相談窓口として地域の方へ支援を行います。

圏域	対象校区	名称	住所	問合せ
中央1	壺川、城東、慶徳、一新、五福	熊本市高齢者支援センターささえりあ 熊本中央	中央区新町4丁目1-26	☎319-0222
中央2	本荘、春竹、向山	熊本市高齢者支援センターささえりあ 本荘	中央区本荘4丁目1-3	☎221-3242
中央3	碩台、黒髪	熊本市高齢者支援センターささえりあ 子飼	中央区西子飼町8-18 RIXBambino1階	☎243-2233
中央4	白川、大江、白山	熊本市高齢者支援センターささえりあ 天神	中央区大江5丁目5-28 阿部ビル1階103	☎327-9327
中央5	出水、出水南、砂取	熊本市高齢者支援センターささえりあ 水前寺	中央区出水1丁目4-21 1階	☎362-0065
中央6	託麻原、帯山、帯山西	熊本市高齢者支援センターささえりあ 帯山	中央区保田窪1丁目1-33 第2大田ビル1階	☎241-0230
東1	尾ノ上、東町、健軍東、山ノ内、月出	熊本市高齢者支援センターささえりあ 尾ノ上	東区尾ノ上1丁目14-27	☎377-8056
東2	西原、託麻西	熊本市高齢者支援センターささえりあ 保田窪	東区保田窪本町10-114 グランフィーネ保田窪1階	☎387-8201
東3	託麻東、託麻北、託麻南、長嶺	熊本市高齢者支援センターささえりあ 託麻	東区戸島西2丁目6-132	☎282-8249
東4	画図、健軍、泉ヶ丘	熊本市高齢者支援センターささえりあ 江津湖	東区健軍2丁目11-58 ライズ神水1-A	☎214-6888
東5	秋津、若葉、桜木、桜木東	熊本市高齢者支援センターささえりあ あさひば	東区花立2丁目4-5 花立ヒルズ1階	☎360-5550
西1	城山、高橋、池上	熊本市高齢者支援センターささえりあ 三和	西城区山下代4丁目10-16B号室	☎329-6743
西2	城西、花園、池田	熊本市高齢者支援センターささえりあ 井芹	西区島崎2丁目11-13	☎311-5311
西3	古町、春日、白坪	熊本市高齢者支援センターささえりあ 花陵	西区春日6丁目19-2 マーブル春日1階	☎247-6030
西4	芳野、河内	熊本市高齢者支援センターささえりあ 金峰	西区河内町野出1948-1	☎277-2588
西5	小島、中島	熊本市高齢者支援センターささえりあ 熊本西	西区小島8丁目9-13	☎329-2016
南1	富合	熊本市高齢者支援センターささえりあ 富合	南区富合町廻江599-4	☎358-5556
南2	田迎、田迎南、田迎西、御幸	熊本市高齢者支援センターささえりあ 幸田	南区田井島2丁目9-9 田井島スクエアI	☎370-5055
南3	力合、力合西、城南、川尻、日吉、日吉東	熊本市高齢者支援センターささえりあ 熊本南	南区南高江6丁目7-35 (南部まちづくりセンター内)	☎358-7222
南4	飽田東、飽田西、飽田南	熊本市高齢者支援センターささえりあ 飽田	南区会富町1333-1 (飽田まちづくりセンター内)	☎227-1695
南5	銭塘、奥古閑、川口、中緑	熊本市高齢者支援センターささえりあ 天明	南区銭塘町2138-2	☎223-2660
南6	杉上、隈庄、豊田	熊本市高齢者支援センターささえりあ 城南	南区城南町宮地1050 (城南まちづくりセンター内)	☎0964-28-1131
北1	植木、山本、田原、菱形、桜井、山東、吉松、田底	熊本市高齢者支援センターささえりあ 植木	北区植木町植木555	☎272-6914
北2	川上、北部東、西里	熊本市高齢者支援センターささえりあ 北部	北区鹿子木町66 (北部まちづくりセンター内)	☎275-6355
北3	高平台、清水	熊本市高齢者支援センターささえりあ 清水・高平	北区山室6丁目8-2	☎343-0170
北4	城北、麻生田	熊本市高齢者支援センターささえりあ 新地	北区清水新地2丁目19-24	☎288-4800
北5	龍田、武蔵、弓削、龍田西、楠、楡木	熊本市高齢者支援センターささえりあ 武蔵塚	北区武蔵ヶ丘1丁目9-1 1階	☎339-8130



その他高齢者向けの事業

事業名	内容	問合せ
高齢者介護用品支給事業	65歳以上の要介護度4又は5の高齢者(40歳以上65歳未満で特定疾病に該当する方を含む)を在宅で介護する家族の方に対して、紙おむつなどを現物支給します(ただし、市民税非課税世帯の方に限ります)。	区役所福祉課、 高齢者支援センター ささえりあ
住宅改造費助成	65歳以上の要支援および要介護認定者で、日常生活を営むのに支障がある住宅を改造する場合に、必要な経費の一部を助成します(所得制限があります)。	
難聴高齢者介護予防促進事業	聞こえづらさから、日常生活に不安のある高齢者に対し、補聴器の購入費用を助成します。適切な補聴器使用につなげることでコミュニケーション能力の維持・向上を図るとともに、フレイル予防や社会参加を促進します。 (対象:生活保護、非課税世帯のみ)	
養護老人ホームへの入所	環境上の理由および経済的理由により在宅での生活が難しい方などの養護老人ホーム入所の相談を受けています。	
高齢者安心支援事業	おおむね65歳以上のひとり暮らしなどの高齢者で見守りの必要がある方に、簡単な操作で自動通報ができる装置を貸与します。	
日常生活自立支援事業	認知症や障がいなどによって、日常生活上の判断に不安がある方々が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るためのお手伝いをします。 ●福祉サービス利用援助:安心して生活するため福祉サービス利用に関する相談や利用料を支払う手続き等を支援します。 ●日常的金銭管理サービス:公共料金の支払いなど生活上の金銭管理や諸手続きを支援します。 ●書類等預かりサービス:年金証書や契約書類、預貯金通帳などを預かります。	熊本市社会福祉協議会 ☎247-7720
寝具無料乾燥事業	本人や家族による布団の衛生管理が困難な、65歳以上のひとり暮らしの方、高齢者のみの世帯の方、障がいのある方(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神保健福祉手帳1級)に対して、布団を無料で丸洗い、乾燥、消毒します(ただし、生活保護又は市民税非課税世帯の方に限ります)。受け付け期間は6月です。	区役所福祉課、 総合出張所、 高齢者支援センター ささえりあ
敬老祝賀	満100歳の誕生日を迎える方に祝品をお渡しします。	高齢福祉課 ☎328-2963
高齢者住宅バリアフリー化改修補助事業	65歳以上の要支援又は要介護認定を受けていない方の住宅バリアフリー化改修工事費用の一部を補助します(所得制限があります)。	住宅政策課 ☎328-2989

高齢者向けの施設など

施設名	概要	所在地	電話番号・問合せ
お達者文化会館	高齢者の健康増進や生きがいづくりを促進し、介護知識や介護方法などの普及を図り、高齢者がいきいきとした健康で文化的な生活を送れるようにするための施設です。	南区馬渡1丁目7-1	☎370-1672
南部万年青会館		南区八幡6丁目9-25	☎358-7105
東部はつらつ交流会館		東区秋津3丁目17-23	☎360-6885
高齢者技能習得センター	高齢者の技能習得の機会と場を提供し、高齢者の積極的な社会参加を促進するための施設です。	西区島崎4丁目2-95	☎325-7616
夢もやい館 (介護予防トレーニング室)	高齢者の健康維持や介護予防のため、トレーニング器具を使った運動や高齢者スポーツ教室などを開催します。(利用は登録が必要) 利用時間:午前9時～午後8時 対象:市内に住む60歳以上の方 休館日:日曜日、祝日、年末年始	北区楠1丁目 20-5-101	☎338-3210

施設名	概要	所在地	電話番号・問合せ
老人農園	高齢者の健康づくり・仲間づくりに役立ててもらうために農園を開設しています。	市内3か所 (健軍・若葉・島崎)	☎328-2963 (高齢福祉課)
老人憩の家	高齢者がレクリエーションや集会などのために気軽に利用できるよう設置しています。	市内126か所	
シルバー人材センター	健康で働く意欲のある高齢者が会員として登録し、家庭・事業所・公共団体などから受けた仕事を会員に提供し、働いた仕事に応じた配分金を支払っています。 対象:市内に住む60歳以上でセンターの趣旨に賛同した方 仕事の内容:木の手入れ、家事手伝い、子育て支援、除草、屋内外清掃、管理、宛名書き、日曜大工など、臨時的・短期的なもの	南区平成1丁目10-8 健康センター平成分室2階	☎322-3300

障がい者

身体障害者手帳の交付

問 区役所福祉課、総合出張所

身体の障がいの種類や程度を記載した手帳で、いろいろな支援を受ける際に必要です。

☑必要なもの

指定医師の診断書(所定の用紙)、顔写真(縦4cm×横3cm)、マイナンバー確認書類など

療育手帳の交付

問 区役所福祉課、総合出張所

知的障がいのある方に交付する手帳で、いろいろな支援を受ける際に必要です。

☑必要なもの

顔写真(縦4cm×横3cm)、マイナンバー確認書類など

精神障害者保健福祉手帳の交付

問 区役所福祉課、総合出張所

精神障がいのある方に交付する手帳で、いろいろな支援を受ける際に必要です。

☑必要なもの

医師の診断書または障害年金証書(特別障害給付金受給者証)と年金振込通知書(国庫金振込通知書または国庫金送金通知書)の写し、顔写真(縦4cm×横3cm)、個人番号(マイナンバー)がわかるものなど

指定難病医療費の助成

問 区役所福祉課

国が指定した「指定難病」と診断され、「重症度分類等」に照らして病状の程度が一定程度以上の難病患者の方に医療費の助成を行います。
(世帯の所得などに応じ自己負担上限額(月額)が異なります)

☑必要なもの

申請書、臨床調査個人票(診断書)、健康保険及び保険世帯を確認できる書類(写し)など

特別児童扶養手当

問 区役所福祉課、総合出張所

20歳未満で在宅の心身障がい児(施設入所中を除く)を持つ父母、養育者に手当を支給します(所得制限があります)。

支給額

こども一人につき手当等級が1級の方は月額58,450円、手当等級が2級の方は月額38,930円

☑必要なもの

戸籍謄本、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、診断書(所定の用紙)、受給者名義の金融機関の通帳、マイナンバー確認書類など

特別障害者手当

問 区役所福祉課、総合出張所

重度の障がいのために日常生活で常に特別な介護を必要とする20歳以上の方に支給します。ただし、病院に3カ月以上入院しているときや施設に入所しているときは支給されません(所得制限があります)。

支給額	月額30,450円
-----	-----------

障害児福祉手当

問 区役所福祉課、総合出張所

重度の障がいのために日常生活で常に介護を必要とする20歳未満の方に支給します。ただし、施設に入所しているときは支給されません(所得制限があります)。

支給額	月額16,560円
-----	-----------

重度心身障がい者(児)医療費助成

問 区役所福祉課、総合出張所

重度の障がいのある方が各種健康保険による診療を受けた場合、医療費の一部負担金のうち、全額または3分の2を助成します。

対象	手帳	助成
20歳未満	身体障害者手帳1級・2級 療育手帳A1・A2 精神保健福祉手帳1級	全額助成
20歳以上 (所得制限あり)	身体障害者手帳1級 療育手帳A1 精神保健福祉手帳1級 (入院期間連続15年以上)	全額助成
	身体障害者手帳2級 療育手帳A2 精神保健福祉手帳1級 (入院期間連続15年未満)	3分の2 助成

自立支援医療(更生医療)の給付

問 区役所福祉課、総合出張所

体が不自由な方の障がいを軽くしたり、障がいの進行を防いだり、または取り除いたりして、日常生活を容易にするために必要な医療費(手術、人工透析など)を給付します(1割は自己負担。なお、市町村民税額が一定以上のときは対象とならない場合があります)。

☑必要なもの

身体障害者手帳、指定医療機関による意見書、健康保険の情報が見えるもの、マイナンバー確認書類など

自立支援医療(精神通院)の給付

問 区役所福祉課、総合出張所

精神疾患のために通院中の方の通院医療費を給付します(1割は自己負担。なお、市町村民税額が一定以上のときは対象とならない場合があります)。

☑必要なもの

指定医療機関による意見書、健康保険を確認できる書類、1年間の収入額が分かる書類(非課税世帯のみ)、個人番号(マイナンバー)がわかるもの

補装具の購入費等の助成

問 区役所福祉課、総合出張所

体が不自由な方の機能を補うための義肢、装具、車椅子、補聴器、眼鏡などの購入・借受け・修理の助成を行います(1割は自己負担)。購入前にご相談ください。

日常生活用具の給付

問 区役所福祉課、総合出張所

重度の身体障がい・知的障がい・精神障がいがある方や難病患者が使用する福祉用具などを給付します(1割は自己負担)。購入前にご相談ください。

おでかけICカード①(障がい者用)

問 区役所福祉課、総合出張所

障がい者の方が積極的に社会参加し健康でいきいきとした生活を送るため、おでかけICカードを交付しています。

※高齢者の方のおでかけICカードは[42ページ](#)参照。

「おでかけICカード①」を利用することで、市内を運行する路線バス・電鉄電車、市電を下記の負担額で利用することができます。

※通勤・通学・営業活動には利用できません。

対象者	身体障害者手帳1～3級 療育手帳A1・A2・B1 精神障害者保健福祉手帳1～3級 をお持ちの方
運賃負担額	通常運賃の1割
受付・交付窓口	区役所福祉課、総合出張所
必要なもの	手数料500円、お持ちの各手帳



福祉(高齢者・障がい者・他)

※令和8年(2026年)4月1日現在の情報です。内容が変更となっている場合があります。

市外局番096を省略しています。

区役所、まちづくりセンターなどの電話番号は各課電話番号一覧(6、7ページ)をご覧ください。

障害者住宅改造費助成

問 障がい福祉課

☎361-2519

身体や知的に障がいのある方が安全で快適に自宅での生活が送れるように、玄関、廊下、浴室、便所などを改造するための費用を助成します(所得制限あり)。

自立支援給付等

問 区役所福祉課

国の制度として、介護給付(居宅介護、短期入所、施設入所など)、訓練等給付(自立訓練や就労支援、グループホームなど)、障害児通所給付、計画相談支援給付等があります。

市町村の制度として、自立支援給付の対象となるサービス以外に、地域生活支援事業によるサービスがあります。

障がい者相談支援センター

障がいのある方が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、各種の相談や必要な支援を行います。障がいのある方や家族等からの福祉に関する各種相談に応じ、情報の提供や助言、福祉サービス利用援助等の必要な支援を行っています。

名称	住所	電話番号
熊本市障がい者相談支援センター ちゅうおう	中央区萩原町3番21号1-B	☎285-7144
熊本市障がい者相談支援センター ウィズ	中央区新大江3丁目20-3	☎200-1571
熊本市障がい者相談支援センター 青空	東区長嶺西3丁目1-35	☎237-6777
熊本市障がい者相談支援センター きらり	東区健軍1丁目27-3	☎237-7563
熊本市障がい者相談支援センター すてっぴ	西区城山下代2丁目1-3	☎276-6454
熊本市障がい者相談支援センター じょうなん	南区出仲間6丁目1番1号	☎285-8757
熊本市障がい者相談支援センター 絆	南区城南町宮地1050(城南まちづくりセンター内)	☎0964-28-7799
熊本市障がい者相談支援センター アシスト	北区武蔵ヶ丘1丁目9-1	☎288-5012
熊本市障がい者相談支援センター チャレンジ	北区西梶尾町451-1西嶋第2ビル102号	☎215-9500

障がい者福祉相談所

身体及び知的障がいに関する判定を行います。医師や心理判定員、理学療法士、言語聴覚士などが、専門的な立場から支援します。

- 身体障害者手帳の相談
 - 18歳以上の方の療育手帳の相談・面接
 - 義肢・装具・車椅子等、補装具についての相談・判定
- ※来所相談は事前の予約が必要です。

◆中央区大江5丁目1-50 こどもセンター(あいぱるくまもと)1階
☎362-6500「交通局前」電停、「交通局前」バス停下車

こころの健康センター

様々なこころの健康についての相談や、知識の普及などを行います。

電話・来所相談

平日 午前9時～午後4時

※来所相談は、電話による事前の予約が必要です。

◆中央区大江5丁目1-1ウェルパルクまもと3階
☎362-8100「交通局前」電停、「交通局前」バス停下車

りんく(ひきこもり支援センター)

ひきこもりでお悩みの本人、家族などからの相談をお受けしています。

電話・来所相談

平日 午前9時～午後4時

※来所相談は、電話による事前の予約が必要です。

◆中央区大江5丁目1-1ウェルパルクまもと3階
☎366-2220「交通局前」電停、「交通局前」バス停下車

発達障がい者支援センターみなわ

発達障がいに関して本人や家族、関係者への支援(相談支援、発達支援、就労支援)を行っています。

電話・来所相談

月曜～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前8時半～午後5時15分

※来所相談は電話にて要予約

メール相談

kchssc@kumamoto-minawa.com

◆中央区大江5丁目1-1ウェルパルクまもと2階
☎366-1919「交通局前」電停、「交通局前」バス停下車

障がい者福祉センター希望荘

障がいのある方や家族などに交流・研修の場を提供したり、学習講座や総合相談、日常生活や社会適応の訓練、入浴サービスなどいろいろな事業を行っています。詳しくはお問い合わせください。

◆中央区大江5丁目1-15 ☎371-5533 FAX 364-5309



福祉(高齢者・障がい者・他)

※令和8年(2026年)4月1日現在の情報です。内容が変更となっている場合があります。

市外局番096を省略しています。

区役所、まちづくりセンターなどの電話番号は各課電話番号一覧(6、7ページ)をご覧ください。

くまもと障がい者ワーク・ ライフサポートセンター「縁」

就労及びそれに伴う日常生活の支援を必要とする障がいのある方の相談及び支援を行っています。

◆中央区白山2丁目1-1白山堂ビル1階

☎288-0500 「味噌天神前」電停、「味噌天神前」バス停下車

点字・音声版市政だより

問 広報課

☎328-2043

目の不自由な方のために毎月、「点字版市政だより(B5判)」「音声版市政だより(CD)」を発行しています。

郵送による図書の貸し出し

問 市立図書館

☎363-4522

身体が不自由で来館できない方(身体障害者手帳1級～3級の交付を受けている方)に、郵送貸出(無料)を行っています。

貸出資料	図書、カセットテープ、朗読CD、大活字本など
貸出点数	1回に8点まで(重量3kg以内)
貸出期間	30日

その他の制度

制度	問合せ
・在宅重度障害者緊急通報システムの貸与 ・重度身体障害者用自動車改造費助成 ・障害者自動運転免許取得費助成 ・心身障害者扶養共済制度	障がい福祉課 ☎361-2519
・有料道路割引 ・NHK受信料減免 ・障がい者福祉タクシー利用券 ・障がい者燃料費助成券	区役所福祉課、 総合出張所

障がい者虐待に関する相談・通報窓口

問 障がい福祉課

障がい者虐待に関する相談・通報窓口として、障がい者虐待防止センターを設置しています。

虐待に対する相談をしたい方や、家庭・施設・職場などで虐待を受けたり、または見聞きした方は連絡ください。

☎363-9111 (24時間受付)

ごみ出しの支援を行っています(ふれあい収集)

問 区役所総務企画課、廃棄物計画課(☎328-2359)

同居する全ての方が次の要件のいずれかに該当し、ごみステーションまでごみを出すことが難しく、他の方の協力を得ることができない場合、自宅の玄関前など、事前に取り決めた場所に出されたごみを収集に伺います。

●対象となる要件

- ・要介護1～5までの方
- ・身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方(肢体不自由または視覚障害の方のみ)
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
- ・療育手帳Aの交付を受けている方
- ・その他、何らかの事情でごみをごみステーションまで出すことが困難と認められる方

ハートフルパス制度

問 健康福祉政策課

☎328-2340

障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方などの移動に配慮が必要な方が安心して外出できるように、県内共通の利用証(ハートフルパス)を交付することで、協力施設の「障がい者等用駐車場」を必要な方に利用できるようにする制度です。

●申請窓口:県 健康福祉政策課、市 健康福祉政策課、市 障がい福祉課

※郵送・電子申請をご希望の場合は、熊本県 健康福祉政策課 ☎333-2202へお問い合わせください。

●対象になる方・必要書類

身体障がい	身体障害者手帳をお持ちの方で次頁の別表に該当する方	身体障害者手帳の写し
知的障がい	療育手帳をお持ちの方で障がい程度欄が「A」の方	療育手帳の写し
精神障がい	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で等級が「1級」の方	精神障害者保健福祉手帳の写し
高齢者等	介護保険被保険者証をお持ちの方で要介護状態区分が「要介護1」以上の方	介護保険被保険者証の写し
難病	指定難病医療受給者証または小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方	指定難病医療受給者証または小児慢性特定疾病医療受給者証の写し
妊産婦	妊産婦で妊娠7か月～子が満1歳を迎えるまでの方 ※多胎児の特例あり	親子健康手帳(母子健康手帳)の写し
その他(けが等)	けがなど医師の診断により移動に配慮が必要な方	医師による診断書の写し

(別表)

身体障がい区分と等級	視覚障がい		4級以上	
	聴覚または 平衡機能障がい	聴覚障がい	該当なし	
		平衡機能障がい	5級以上	
	音声機能、言語機能障がいまたはそ しゃく機能障がい		該当なし	
	肢 体 障 がい	上肢	2級以上	
		下肢	6級以上	
		体幹	5級以上	
		乳幼児期以前の 非進行性の脳病 変による運動機 能障がい	上肢機能	2級以上
			移動機能	6級以上
	・心臓機能障がい ・じん臓機能障がい ・呼吸器機能障がい ・ぼうこうまたは直腸の機能障がい ・小腸機能障がい ・肝臓機能障がい ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機 能障がい		4級以上	

その他

民生委員・児童委員(主任児童委員)

問 健康福祉政策課 ☎328-2340、区役所福祉課

民生委員・児童委員は厚生労働大臣から委嘱を受け、地域の福祉を充実させるため、社会福祉全般にわたる相談に応じたり関係機関につなぐ役割を担います。主任児童委員は地域の児童福祉に関する事項を専門的に担当しています。

問題解決や予防に向け、地域の方や相談者と一緒に取り組んでいきます。相談内容や身の上などの個人の秘密が外に漏れることはありません。安心してご相談ください。

生活困窮についての相談

問 中央生活自立支援センター(中央区役所2階)

☎328-2795

東生活自立支援センター(東区役所2階) ☎367-9233

南生活自立支援センター(富合雁回館内(南区役所隣))

☎358-5571

生活費や仕事、住まいなど、生活に困窮している方からの相談を受け付け、必要な情報提供や関係機関へのつなぎを行います。あわせて、中長期的な対応が必要な場合には、就労、家計の見直し、住居確保給付金の支給(要件あり)などについて、相談員が一人ひとりの状況に応じたプランを作成し、生活再建に向けた取り組みを支援します。

※センターを設置していない西区役所、北区役所については、週2回の出張相談を行っています。

生活保護

問 区役所保護課

自分の生活のために、あらゆる資産等を活用してなおかつ生活に困るとき、その方の生活を援助する制度です。生活に困っている方が定められた条件にあてはまるとき、国が暮らしや住まい、教育、医療などの援助を行い最低限度の生活を保障し、自立のためのお手伝いをします。

●申請

生活保護に関することは、区役所保護課か総合出張所へご相談ください。

やむを得ない理由で本人が申請できない場合には親族が本人に代わって申請することができます。

●生活保護の決定

申請により担当職員が家庭を訪問し、実状を調査したうえで福祉事務所(保護課)が決定します。保護費の額は、年齢や家族構成、困窮の程度によって異なります。

詳しくはお住まいの区の保護課へお問い合わせください。



ごみの出し方

問 区役所総務企画課

家庭から出されるごみを分けて収集しています。種類によって収集や処理の方法が異なります。それぞれのごみに適した正しい処理ができるよう「決まったごみを」「決まった日に」「決まった場所に」というごみ出し3原則を守って出しましょう。また、事業所から出るごみは市では収集しません。

●決まったごみを

種類		回収 頻度	出し方	
			入れる袋など	注意事項
燃やすごみ	生ごみ、紙くず、プラスチック製の商品、繊維くず、革類、ゴムくず、木くず、草・花・芝生など	週2回	指定ごみ袋 (燃やすごみ 指定袋または 共通指定袋)	・生ごみは水を切る ・紙おむつの汚物は取り除く ・せん定枝や落ち葉は無料(ヒモで縛るか、透明ごみ袋に入れ、できるだけ週後半の収集日に出す) ・草や花、木の幹や木の根は指定袋で出す
紙	新聞紙・折込チラシ、段ボール、紙パック(500ml以上)、その他の紙	水曜日	ヒモで十字に縛る	・「新聞紙・折込チラシ」「段ボール」「紙パック(500ml以上)」「その他の紙」の種類に分別し、それぞれをヒモで十字に縛る(「その他の紙」は紙袋に入れて出せます) ・段ボールや紙箱は開いてたたむ ・雨の日は出しひかえるかヒモで縛ったものを透明ごみ袋に入れて出す ・特殊な紙(ビニールコート紙、油紙、写真、感熱紙、カーボン紙、ノーカーボン紙など)は「燃やすごみ」に出す
プラスチック製容器包装	カップ類、袋類、ボトル類、パック・トレイ類、緩衝材、ふた・ラベルなど	週1回		・二重袋では出さない ・汚れているものやプラスチック製の商品は「燃やすごみ」に出す ・風の強い日には出しひかえる
資源物	空きびん・空き缶、古着類、なべ類、自転車	月2回	45リットル(おおむね80cm×65cm)以下の無色透明または半透明のごみ袋	・空きびん・空き缶は中をすすいで、必ずふたを外す ※金属製のふたは「資源物」に、プラスチック製のふたは「プラスチック製容器包装」に出す ・自転車は防犯登録抹消後「不用品」と明示する ・拠点回収にご協力ください ※使用済み天ぷら油、乾燥生ごみ、一部の使用済み小型家電の拠点回収を行っています。回収日時、場所は「家庭ごみ・資源収集カレンダー」で確認してください
ペットボトル	ペットボトル	月2回		・ふたとラベルを必ず外し、中を軽くすすいでつぶして出す ※プラスチック製のふたとラベルは「プラスチック製容器包装」に出す ・左図のマークのついたものを出す
特定品目	蛍光管、水銀体温計・水銀血圧計、ガス缶・スプレー缶、ライター、電池類、電池類が取り外せない小型家電製品	月2回		・蛍光管や水銀体温計・水銀血圧計は買ったときのケースに入れるか、新聞紙などに包んで出す ・ガス缶やスプレー缶、ライターは必ず中身を使い切ってから出す ※長い蛍光管は一部がはみ出しても収集します ※白熱電球、LED電球、電子血圧計、電子体温計は、「埋立ごみ」に出す
埋立ごみ	ガラス類、せともの類、小型家電製品類など	月2回	指定ごみ袋 (埋立ごみ 指定袋または 共通指定袋)	・小型家電製品類の中にある電池類は取り外して出す なお、取り外した電池類は「特定品目」に出す ・割れた物や刃物などは丈夫な紙で包み「危険」と表示する ・注射器や注射針は、絶対に出さないでください
大型ごみ	45リットルの指定ごみ袋に入れて、きちんと口を結べない大きさのもの ※60kg以上のものや、2.5mを超えるものを除く ※1m以内の棒状のものを除く	事前 申込制 (有料)	—	・ごみゼロコール(☎0570-00-5374)に電話で申し込んでください 月曜～土曜日(年末年始を除く) 受付時間 午前8時半～午後5時 ※大型ごみ処理券シールは市内の指定コンビニなどで取り扱っています ※申し込みから収集までに2週間以上かかる場合があります。 早めの申し込みをお願いします

※ごみ袋は、口をしっかりと結んでから、ごみステーションに出してください。



●決まった日に

ごみの収集日は、地域によって異なります。「家庭ごみ・資源収集カレンダー」※や「ごみカレンダーアプリ」で収集日を確認し、当日の朝8時半までに出してください。
※区役所総務企画課、まちづくりセンター、廃棄物計画課等で配布しています。郵送はしていません。

●決まった場所に

家庭から出るごみはステーション(ごみ収集場所)方式で収集します。決められた場所に正しく出さないと収集できません。なお、ごみ収集場所はそれぞれの町内自治会などで決められています。「資源物」や「埋立ごみ」などの収集場所が「燃やすごみ」や「紙」の収集場所と異なる場合がありますので、お住まいの自治会もしくは集合住宅の管理者に確認してください。

- ・ごみステーション(ごみ収集場所)は、そこを利用する方々で管理することになっています。
- ・交代で掃除するなどごみ収集場所の清潔保持に努めてください。
- ・ごみは居住する町内の決められた場所に出してください。ほかの町内への持ち込みは絶対にしないでください。

※北区植木町にお住まいの方は、「燃やすごみ」以外のごみ収集ルールが異なりますので、北区役所総務企画課(272-1112)へお問い合わせください。

ごみカレンダーアプリ

問 廃棄物計画課

☎328-2359

ごみの収集日やごみの分別方法をスマートフォンやタブレットで確認することができる「ごみカレンダーアプリ」を配信中です。品目ごとに、ごみの分別方法を検索できる「ごみ分別辞典」機能を搭載しており、各ごみの収集日前日または当日にお知らせするプッシュ通知も設定できます。また、アプリ内で「やさしい日本語」にも設定が可能です。使用端末の言語設定に合わせ、英語及び中国語(簡体字・繁体字)表記にも対応しています。次のQRコードからダウンロードしてご利用ください。

引っ越したらぜひ登録!!
「熊本市ごみカレンダーアプリ」のダウンロードはこちらから



【iOS向け】



【Android向け】

市民リサイクル活動(廃品回収)への助成

問 区役所総務企画課、廃棄物計画課

☎328-2359

資源物の回収量・活動実施月数に応じて助成します。営利を目的としない市内の住民で構成される団体(町内会、子ども会、PTA、老人会など)が助成対象で、助成額は資源物の回収量(1キログラム)につき7円。また、実施した月数につき1千円の助成もあります。事前に団体登録が必要です。

電気式家庭用生ごみ処理機・ 生ごみ堆肥化容器購入費助成制度

問 区役所総務企画課、廃棄物計画課

☎328-2359

家庭から出される生ごみの減量とリサイクルを促進するため、処理機や堆肥化容器を購入する方(インターネット販売は除く)に費用の一部を助成します。

- ・電気式家庭用生ごみ処理機
- ・生ごみ堆肥化(コンポスト)容器

※おしゃれな「都市型コンポスト」も助成対象です。

※市内販売店での購入に限ります。

※助成基数には制限がありますので、購入前にお問い合わせください。

※助成額などについてはお問い合わせください。

熊本市路上喫煙及びポイ捨ての 禁止等に関する条例

問 廃棄物計画課

☎328-2359

安全・安心で美しい街づくりにご協力をお願いします。

	区域	規制の内容	過料
路上喫煙	路上禁煙区域 (上通、下通、新市街のアーケード内)	路上喫煙は禁止	1千円
	路上禁煙区域を除く市内全域	歩行中や吸い殻入れのない場所では路上喫煙をしないよう努めなければならない	なし
ポイ捨て	美化重点推進区域 (上通、下通、新市街のアーケード内)	ポイ捨ては禁止	1千円
	美化重点推進区域を除く市内全域		なし



上下水道の使用を「開始」「中止」するとき

問 上下水道局 お客さまセンター ☎381-1118

●「開始」するとき

玄関などに取り付けてある上下水道使用申込書(口座振替申込書兼用)をご返送ください。申込書がない場合や水が出ない場合は、ご連絡ください。

●「中止」するとき

料金の清算が必要です。4・5日前までに、「最後にお使いになる日」「移転先住所」「支払方法」などをご連絡ください。実際の使用期間に対して請求時期が遅れていますので、2〜3カ月分を一括してお支払いいただくことになります。届出がない場合、使用してなくても基本料金がかかりますのでご注意ください。

※開始・中止の申し込みは、インターネットでの手続きもできます。
詳しくは、上下水道局ホームページをご覧ください。



水道料金・下水道使用料

問 上下水道局 お客さまセンター ☎381-1118

水道料金等の支払いは口座振替が便利です。申込書が必要なときは、郵送しますのでお気軽にご連絡ください。また、一部の金融機関においてはインターネットでの手続きも受け付けています。
詳しくは、上下水道局のホームページをご覧ください。



(ホームページ)→

●口座からの支払い

毎月25日が定期振替、翌月10日が再振替日です(金融機関が休みの場合翌営業日)。

●納入通知書による支払い

「納入通知書」をご持参のうえ、金融機関でお支払いください。バーコードが印字されている納入通知書はコンビニでのお支払い、スマートフォン決済もご利用いただけます。

●クレジットカード継続払いによる支払い

事前に専用申込サイトでクレジットカード情報を登録することにより、クレジットカードで継続的にお支払いいただく方法です。詳しくは、上記QRコードからアクセスしてください。

下水道を使うとき

問 上下水道局 給排水設備課 ☎381-1153

●接続するには

下水道を使うには接続工事が必要です。上下水道局指定の排水設備指定工事店に依頼してください。費用は自己負担ですが、融資あっせん・利子補給制度があります。

●気をつけること

- 台所からゴミや油を流さないようにしましょう。
- 石油や薬品を流さないようにしましょう。
- トイレにトイレットペーパー以外のものを流さないようにしましょう。

断水・濁水等の相談

問 水運用課 水質管理室 ☎381-7092

●ある日突然赤水が出た

管内のサビがはく離・流出して赤く濁ることがあります。しばらく水を流すときれいな水になります。

●水の中にキラキラした物が出る

湯を沸かしたときや氷が溶けたときにキラキラした物が出る場合があります。これはフレークス現象と呼ばれ、溶性ケイ酸やミネラル分が結晶化したものです(人体には無害です)。

●白く濁ったような水

透明なコップに水を取り1〜2分間置いて下の方から澄んでくれば空気の混入が原因ですので心配いりません。透明にならない場合は、鉄・亜鉛等の溶出が考えられます。給水管を布設替えるか(費用は自己負担)、しばらく水を出して給水管の中の水を排出してから使用してください。

●塩素のにおい(カルキ臭)

カルキのにおいがするのは、塩素(消毒用薬剤)が入っているからです。これは水が殺菌されている証拠です。安心してお飲みください。

この他、水に関するご相談は、水運用課水質管理室へご連絡ください。



水道の新設・改造・修繕・撤去

問 上下水道局 給排水設備課

☎381-1152

新しく水道を引いたり、水道の改造・修繕・撤去工事をするときは、上下水道局の指定給水装置工事業者に依頼してください(費用は自己負担)。

止水板設置補助

問 河川課

☎328-2571

戸建住宅・マンション・店舗・事務所等の建物内部に、道路等からあふれた雨水が浸入するのを防ぐための止水板の設置に補助します。

※止水板の設置工事や購入をされる前に、申し込みが必要です。
※詳しくは、熊本市ホームページをご確認ください。(「熊本市止水板設置補助」で検索)

雨水浸透枳設置補助

問 河川課

☎328-2571

住宅等の屋根に降った雨水を地下に浸透させて、道路等へ流出する量を減らし、流出するまでの時間を遅らせることにより、道路等の冠水被害を軽減し、併せて地下水のかん養にもつながる雨水浸透枳の設置に補助します。

※雨水浸透枳の設置工事をされる前に、申し込みが必要です。
※詳しくは、熊本市ホームページをご確認ください。(「熊本市雨水浸透枳」で検索)

水道管の凍結防止

問 上下水道局 水道維持課

☎381-5600

気温が-4℃以下(風当たりの強い所では-1℃~-2℃)になると、水道管が凍結・破裂しやすくなります。

- 予防策:蛇口から鉛筆の芯くらいの水を一晩中流します(バケツに水を貯めて、再利用しましょう)。ソーラー温水器やボイラーの元栓を閉め水抜きをします。露出した水道管は、タオルなどで覆ってビニール袋をかぶせるなどしてください。
- 凍結して水が出ないとき:凍った部分にタオルなどをかぶせ、ぬるま湯をかけゆっくり溶かしてください(管が破裂する恐れがあるため、熱湯は絶対にかけないでください)。
- 破裂したときの対処法:必要な水を鍋などに確保したうえで、水道メーターボックス内にあるリングバルブか止水栓(日頃から位置を確認しておきましょう)を止めてください。止まらない場合は、破裂した部分にタオルやビニールテープを巻いてください。その後、上下水道局指定の給水装置工事業者へ修理を依頼してください(費用は自己負担)。

合併処理浄化槽設置補助

問 浄化対策課

☎328-2366

生活排水による川や海の水質汚濁を防止するため、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する方への補助制度があります。補助対象となる地域、対象建築物などについてはお問い合わせください。

水道水源保全奨励金交付制度

問 上下水道局 計画調整課

☎381-3021

生活排水による水道水源の汚濁を防止するため、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する方に奨励金を交付しています。交付対象となる地域、対象建築物等についてはお問い合わせください。

※上記、「合併処理浄化槽設置補助」制度の対象の方は、本制度の対象となります。

雨水貯留タンク等設置補助

問 水保全課(☎328-2436)、区役所総務企画課

雨水を有効利用し節水につなげるため、使わなくなった浄化槽を雨水貯留槽に転用または雨水貯留タンクを設置する方に補助します(雨水貯留槽:転用に必要な費用の2分の1、上限7万円、雨水貯留タンク:設置に必要な費用の2分の1、上限3万5千円)。事前に申し込みが必要です。

緑化助成制度

問 花とみどり協働課

☎328-2352

民有地の緑化推進のための助成を行っています。事前に申し込みが必要です。

●つながりの森づくり補助金

- 個人住宅または共同住宅の敷地内に2m以上の樹木を3本以上植栽する方(限度額10万円)
- 個人住宅または共同住宅の敷地内に生垣を延長5m以上設置する方(樹高1m以上の樹木で延長5m以上連続して植栽、限度額7万円)

※詳しくは、市ホームページをご確認ください。

問 みどり公園課

☎328-2409

●記念樹プレゼント

結婚された方、家を新築された方(マンション・中古住宅購入を含む)、お子さんが生まれた方、銀婚(結婚25周年)を迎えた方、パートナーシップ宣誓をされた方等が配布対象です。

※配布日時や申し込み期間は、市政だよりなどでお知らせします。



省エネルギー機器等導入補助

問 脱炭素戦略課

☎328-2355

省エネ設備への更新(事業者向け)以外のメニューは前期・後期の二期制です。

省エネ機器等を導入する方への補助制度です。

- ・電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車:1件につき10万円
- ・ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス):1件につき15万円
- ・太陽光発電設備、蓄電池、エネファーム:1件につき8万円
- ・エコキュート:1件につき4万円
- ・省エネ家電製品(多段階評価点が☆4以上のエアコン):1世帯につき2万円
- ・戸建て住宅用宅配ボックス:1世帯につき5千円
- ・集合住宅用宅配ボックス:補助対象経費の2分の1(上限10万円)
- ・省エネ設備への更新(事業者向け):補助対象経費の3分の1(下限20万円～上限100万円)

※詳しくは、市ホームページをご確認ください。

土木センター

- ・道路、河川、公園の維持補修や改良工事、除草、清掃、樹木せん定作業、境界立会※、占用許可等の許認可※
 - ・私道の整備補助金の取り扱い※
- (※の取り扱いは土木センターのみ)

●問い合わせ先

中央区土木センター		西区蓮台寺5丁目7-1 ☎355-2936
東区土木センター		東区佐土原3丁目1-65 ☎367-4360
西区土木センター	西区土木センター	西区蓮台寺5丁目7-1 ☎355-2937
	河内分室 (河内まちづくりセンター内)	西区河内町船津2069-5 ☎276-1115
南区土木センター	南区土木センター (南区役所内)	南区富合町清藤405-3 ☎357-4801(総務課) ☎357-4877(維持課)
	城南地域整備室 (城南まちづくりセンター内)	南区城南町宮地1050 ☎0964-28-2133
北区土木センター	北区土木センター	北区鹿子木町66 ☎245-5050
	植木地域整備室 (北区役所内)	北区植木町岩野238-1 ☎272-1115

農地を農地以外にするには(農地の転用)

問 農業委員会事務局

☎328-2781

西南分室 ☎329-1179/富合・城南分室 ☎0964-28-3211/北区分室 ☎272-6908

●市街化区域の農地の転用

自分の農地を転用する場合は農地法第4条の転用届が、農地を買って(借りて)転用する場合は農地法第5条の転用届が必要です。届出書に必要な事項がすべて記載され、必要書類が揃っていれば受理し、翌週水曜日の午後には受理通知書を交付します。

この受理通知書は、所有権移転登記や地目変更登記の際に必要となりますので、交付後は法務局での登記申請まで大切に保管してください。

●市街化調整区域の農地の転用

自分の農地を転用する場合は農地法第4条の許可申請が、農地を買って(借りて)転用する場合は農地法第5条の許可申請が必要です。

市街化調整区域の場合は、農地の優良性や周辺の土地利用状況などで農地が区分されていて、場所によっては転用できない場合があります。また、転用目的によっては開発許可など他法令の許可が必要となる場合があります、これら許可の見込みがないと農地転用もできないことになりますので、転用を計画している方は事前にご相談ください。

※農地の場所によって、相談窓口が異なります。

農地の売買・貸し借り

問 農業委員会事務局

☎328-2781

西南分室 ☎329-1179/富合・城南分室 ☎0964-28-3211/北区分室 ☎272-6908

問 北東部農業振興課 ☎272-1117/東農業振興室 ☎367-9137/
西南部農業振興課 ☎329-1158/南農業振興室 ☎0964-28-3115/
農地中間管理機構(熊本県農業公社) ☎213-1234

耕作目的での農地の所有権移転(売買・贈与・交換など)や賃借権(有償での貸し借り)、使用貸借権(無償での貸し借り)の設定をする場合は農業委員会の許可が必要です。この許可を受けずに行った売買や貸し借りは効力がありません。

手続きには、権利を取得される方の要件と農地の場所などにより、①農地法第3条によるものと、②農地中間管理事業の推進に関する法律(機構法)に基づく、農地中間管理機構(熊本県農業公社)を利用するものの、2つの方法があります。

どちらの手続きも、いくつかの条件を満たさない場合は、許可(承認)できませんので、事前にご相談ください。

①農地法第3条による手続きは、農地の場所によって相談(受付)窓口が異なります。

- ・中央区・東区内の農地→農業委員会事務局
- ・富合町城南町を除く西区・南区内の農地→西南分室
- ・富合町城南町の農地→富合・城南分室
- ・北区内の農地→北区分室

※なお、農地を相続するときは許可を受ける必要はありませんが、相続により農地の権利を取得した方は、



農業委員会にその旨を届け出る必要があります。

②農地中間管理機構(熊本県農業公社)を利用するもの

農地を集積・集約して耕作の効率化を図るため、農業振興地域内の農用地等の貸す側と借りる側を組み合わせる、農地中間管理機構(熊本県農業公社)という組織があります。

※なお、農地中間管理機構を利用する農地売買の相談(受付)は、農業委員会事務局(各分室)、農地貸借の相談(受付)は、各農業振興課(室)で行っています。

ファミリー農園

問 農業政策課

☎328-2403

野菜や花などの栽培を通して、食の大切さや農業への理解を深める場として、ファミリー農園を指定しています。家族みんなで野菜を作ってみませんか。

※農園の利用には、農園開設者との利用契約が必要です。詳しくは、農園開設者までお問い合わせください。

	農園名	連絡先
中央区	国府本町	新規受付休止中
東区	花立	☎382-6694
	桜木	☎080-1709-0254
西区	小島	☎090-5084-7696
南区	近見	☎090-4998-8840
	元三町	新規受付休止中
	幸田	新規受付休止中
	めど 曙町(城南)	☎090-2510-3656
北区	麻生田	☎090-4357-9765
	高平	新規受付休止中
	立田山	☎080-5254-8283

熊本市の物産館

植木地域農産物の駅 『道の駅すいかの里植木』

場所:北区植木町岩野160-1

営業日:毎日(定休日:毎月第3木曜日、1月1日～3日)

営業時間:9:00～18:30

☎272-2333

担当課:北東部農業振興センター 農業振興課

城南地域物産館 『火の君マルシェ』

場所:南區城南町坂野65-1

営業日:毎日(定休日:毎月第2水曜日、1月1日～3日)

営業時間:9:00～18:30

☎0964-28-8831

担当課:西南部農業振興センター 農業振興課

犬・猫を飼っている方へ

問 動物愛護センター

☎380-2153

●飼い犬は登録、狂犬病予防注射をしてください。

生後91日以上の子犬を飼っている方には、犬の登録と年一回狂犬病予防注射を受けさせる義務があります。登録事項に変更がある場合(引っ越し等)や犬が死亡した場合は届出が必要です。

●ペットが行方不明になったら

ペットが行方不明になったときは、すぐに探し始めると同時に、動物愛護センターと最寄りの警察署に連絡してください。保護・収容されていたり、保護情報が寄せられていることがあります。

市民活動支援センター・あいぽーと

●相談・登録

ボランティア活動を始めたい、活動スタッフや参加者を募集したい、ほかの団体と交流したいなど、様々な相談に応じます。また、登録した方には活動に関する様々な情報を提供します。

●情報収集・提供

あいぽーとホームページや情報誌、掲示板にNPOやボランティア団体の募集情報や団体が主催するイベントなどのポスター、チラシを掲示・閲覧することができ、活動のPRにも使用できます。

●活動の拠点

公益的な活動を行う場合、活動の場を提供する事業を行っています。また、市民公益活動の資料作成などに使用できる機器を設置しています。

●市民活動団体への事業費助成

市民や事業者の皆さまなどの寄附金からなる市民公益活動支援基金に登録し、事業費助成の申請をすると、基金運営委員会での助成事業の審査を経て、事業費助成を受けることができます。

●NPO法人認証

市内にのみ事務所を置くNPO法人や法人化を検討している団体のNPO法に関する相談や申請手続きができます。

利用時間	午前8時半～午後8時50分 ※事前相談時間は午前10時～午後7時まで
休業日	毎月第2木曜日、年末年始

◆ 中央区大江5丁目1-1 ウェルパルクまもと1階

☎366-0168 FAX 366-8830

「交通局前」バス停下車



男女共同参画センター はあもにい

●活動と交流の拠点

男女共同参画社会の実現を目指した活動と交流を支援する施設です。また、様々な芸術・文化活動のための練習・創作・発表の場としてご利用ください。

●意識啓発・社会参画支援

男女共同参画意識を高めるための啓発セミナーや女性の社会参画支援、資格取得の講座などを実施しています。

●はあもにい働き方相談所

ハローワーク熊本の職員が就業に関する様々なご相談にお答えします。毎月(4月を除く)第3水曜日午前10時～午後3時予約制(1人1時間程度)託児有り

●情報収集・発信

男女共同参画や暮らしに関する様々な情報・図書等を収集し、提供しています(情報資料室)。

また、インターネット環境を整えた「コワーキングスペース」を設けています。利用についてはご相談ください。

開館時間	午前9時～午後9時半 (情報資料室は午後7時まで)
休館日	第2・4月曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始
使用料	利用する施設や時間によって異なります

◆中央区黒髪3丁目3-10 ☎345-2550

国道経由「男女共同参画センターはあもにい前」バス
停車、三軒町経由「済々黶前」バス停車

男女共同参画出前講座

問 男女共同参画課 ☎328-2262

地域や学校、企業などで男女共同参画についての講座や勉強会を開催される場合に講師を原則無料で派遣します。気軽にご相談ください。

働く人のための施設

勤労青少年ホーム	北区鶴羽田2丁目13-10 ☎343-8878
勤労者福祉センター (サンライフ熊本)	中央区黒髪3丁目3-12 ☎345-3511

技術を身につけよう

職業訓練センター	西区花園7丁目19-10 ☎325-6947
市立総合ビジネス専門学校	西区上熊本3丁目25-5 ☎352-1768

起業に関する相談

くまもと森都心プラザ ビジネス支援施設 XOSS POINT.	西区春日1丁目14-1 ☎355-7402
---------------------------------------	--------------------------

バザーなどで食品を提供するときは

問 食品保健課 ☎364-3188

食品を取り扱うバザーなどを開催するときには、食品による事故防止などのため、開催日の1週間前までにバザー等開催届の提出をお願いします。

「熊本市住まいのガイドブック」 ～ 補助制度などのお知らせ ～

問 住宅政策課 ☎328-2438

熊本市での暮らしに役立つ、住まいに関する様々な情報をまとめました。新しい住まいをお探しの方、今の住まいをもっと快適にしたい方、マンションをお持ちの方、空き家を所有されている方など、ぜひご利用ください。

内容については市ホームページをご覧ください。



市営住宅

問 市営住宅課 ☎328-2461

市営住宅は、現に住宅に困窮し月額所得がおおむね15万8千円以下の世帯を対象とする住宅です。また、高齢者・障がい者向け、重度身体障がい者向け、多家族向けなどの住宅もあります。定期募集は「年3回(5月、9月、1月の予定)」行っています。

また、「募集時に申し込みがなかった住宅の二次募集」や、「通年募集」も行っています。

問合せ	熊本市(中央・北・西区) 市営住宅管理センター 熊本市(東・南区) 市営住宅管理センター ☎327-5101 ☎311-7833
-----	---



公共交通(路線バス、電鉄電車、市電)

問 公共交通推進課

☎328-2522

●路線案内や運賃等に関するお問合せ先

路線バス	産交バス	0570-09-1121
	熊本バス	378-3447
	熊本電鉄	343-3023
	熊本都市バス	312-5077
電鉄電車	熊本電鉄	343-2552
市電	熊本市交通局	361-5211

●おでかけICカード(高齢者、障がい者)

おでかけICカードを利用すると、路線バス・電鉄電車、市電の割引を受けることができます。詳しくは、高齢者の方は42ページ、障がい者の方は47ページをご覧ください。

●定期券

通勤・通学など毎日利用される方は、定期券を作るとお得な料金で利用することができます。路線バスは、定期券の区間内であれば、全社ご利用可能です。

●乗車券(わくわく1dayパス)

熊本県内の路線バス(熊本バスを除く)と市電、電鉄電車において、指定区間内の各社のバス・電車に共通して1日に何度も繰り返し使用できるお得な乗車券です。

●免許返納者割引乗車証

熊本県内の路線バスと市電、電鉄電車降車時、免許返納者割引乗車証をご提示いただくと、運賃が半額になります。※対象年齢は65歳以上。

●市電ナビ

スマートフォンやパソコンから熊本市電(路面電車)の現在位置や電車の接近情報、運行状況をリアルタイムで確認できます。その他、熊本市電からのお知らせやお得な情報は熊本市交通局ホームページをご確認ください。

詳しくはこちらでご確認ください



熊本市電ナビ

検索

熊本市交通局

検索

熊本市電ナビ

<https://www.kumamoto-city-tram.jp/Sys/web01>

熊本市交通局ホームページ

<https://www.kotsu-kumamoto.jp/>

●バスきたくまさん

スマホやパソコンでいつでも乗りたいバスの接近情報等が確認できます。全バス会社共通で運行情報を表示しています。

詳しくはこちらでご確認ください



バスきたくまさん

検索

<https://km.bus-vision.jp/kumamoto/view/searchStop.html>

●Myバス時刻表

共同経営推進室ホームページの「Myバス時刻表」ページで出発地と到着地のバス停を入力すると、県内バス事業者5社全ての時刻表を1つに表示して印刷することができます。

<https://mytt.kumamoto-toshibus.co.jp>

●右後方から接近する市電にご注意

軌道敷を右折する時には、右後方から市電が接近していないか、十分にご確認ください。

町内自治会

問 区役所総務企画課、まちづくりセンター

地域住民により自主的に組織され、豊かで住みよいまちをつくるため、防犯、防災、交通安全、環境美化、福祉など、日常生活の中で発生する地域課題に協働で取り組んでいます。

町内自治会への加入は、区役所総務企画課またはまちづくりセンター、お住まいの地域の自治会長へお問い合わせください。

校区自治協議会

問 区役所総務企画課、まちづくりセンター

町内自治会をはじめ社会福祉協議会、青少年健全育成協議会など小学校区の地域団体で構成され、団体相互の連携のもとに、地域課題への取り組みや地域活動を推進し、円滑な校区運営を図るための組織です。

校区自治協議会は、住民自治の理念に基づき、校区のコミュニティづくりを進める核となる組織であり、市ではその活動を支援しています。



まちづくりセンター

問 まちづくりセンター

平成29年度から地域の自主・自立のまちづくりを支えるため、まちづくりセンターを17か所設置し、そこにまちづくり専任の地域担当職員を配置しました。

地域担当職員は、地域の様々な要望相談の窓口として、地域情報の収集や行政情報の発信、地域課題解決のためのお手伝いなど地域コミュニティ活動の支援に関する取り組みを行います。

くまもとアプリ

問 地域政策課

☎328-2036

地域活動等の活性化を図るため、ボランティア活動等への参加に応じてポイントが貯まるスマートフォンアプリ「くまもとアプリ」を配信中です。

●ボランティアの検索・申し込み機能

自分の身近な場所で開催される、地域の活動やボランティア活動を検索できて、簡単に参加申し込みができます。また、ボランティア活動参加の履歴を確認できます。

●活動証明書の発行機能(マイナンバーカードとの連携必須)

アプリから参加申し込みをして、ボランティア活動等に参加するとアプリ上で「ボランティア活動証明書」が発行されます。

●ポイントの受け取り(マイナンバーカードとの連携必須)

アプリを使って活動に参加すると、ポイントを受け取る事ができます。アプリ内に貯まったポイントは、くまもとポイント事業の協賛店舗で使える共通クーポンやアプリ内抽選会参加券と交換できます。

次のQRコードからダウンロードしてぜひご利用ください。

「くまもとアプリ」のダウンロードはこちらから↓



《iOS向け》



《Android向け》

「くまもとアプリ」に関する詳しい情報はここから↓



地域コミュニティセンター

問 区役所総務企画課

地域のまちづくり活動、保健福祉活動、ボランティア活動、交流事業などの拠点施設として、市内に76か所設けています。

(区毎に50音)

区	地域	所在地	電話番号
中央区	出水	水前寺2丁目8-7	☎385-8439
	出水南	出水7丁目30-30	☎370-7301
	一新	新町1丁目10-36	☎323-8522
	大江	大江5丁目12-8	☎276-6440
	帯山	帯山4丁目11-43	☎384-5829
	帯山西	帯山2丁目1-7	☎387-5580
	黒髪	子飼本町15-20	☎344-4480
	慶徳	紺屋今町46-1	☎325-6688
	向山	本山4丁目5-27	☎322-4402
	壺川	京町本丁1-43	☎325-6655
	白川	新屋敷1丁目18-27	☎366-0611
	砂取	神水本町6-29	☎384-6559
	碩台	北千反畑町5-18	☎342-0067
	託麻原	渡鹿2丁目3-48	☎364-0112
	白山	白山1丁目10-12	☎371-4466
東区	春竹	琴平1丁目9-39	☎366-1739
	本荘	本荘6丁目5-22	☎364-1010
	画図	下江津8丁目1-10	☎370-5778
	尾ノ上	錦ヶ丘8-20	☎340-8731
	桜木	花立2丁目23-2	☎360-0244
	桜木東	花立6丁目17-43	☎368-8568
	庄口	健軍4丁目19-2	☎365-4501
	託麻北	石原1丁目2-30	☎388-5430
	託麻西	八反田1丁目3-18	☎385-1555
	託麻東	戸島3丁目15-5	☎380-1112
	月出	月出6丁目2-147	☎383-7779
	長嶺	戸島西2丁目6-37	☎360-5030
	西原	西原1丁目6-28	☎385-3885
	東町	佐土原3丁目1-43	☎368-5626
	若葉	若葉4丁目23-23	☎360-5005



区	地域	所在地	電話番号
西区	池田	上熊本3丁目15-55	☎328-8668
	池上	谷尾崎町1035-3	☎323-5502
	小島	小島6丁目10-40	☎329-8033
	春日	春日6丁目4-2	☎351-0111
	河内	河内町船津3227	☎276-0066
	城山	上代9丁目6-35	☎329-8767
	城西	島崎2丁目21-3	☎328-8828
	白坪	蓮台寺5丁目6-3	☎325-5553
	中島	中島町685	☎329-2100
	花園	花園7丁目19-5	☎323-0211
	古町	二本木4丁目9-62	☎356-5454
	松尾	中松尾町1464	☎329-4433
	松尾北	松尾町平山77-1	☎329-9855
	松尾西	西松尾町3619-19	☎329-6050
南区	飽田	浜口町76-1	☎227-0123
	隈庄	城南町宮地1041-1	☎0964-28-5515
	城南	南高江1丁目16-31	☎358-4777
	杉上	城南町高476-1	☎0964-28-3877
	田迎	出仲間8丁目1-16	☎370-1270
	田迎西	田迎3丁目12-30	☎379-3079
	田迎南	良町2丁目6-3	☎370-5922
	富合	富合町清藤465-1	☎358-5551
	豊田	城南町塚原82-3	☎0964-28-7272
	日吉	近見1丁目9-20	☎323-8171
	御幸	御幸笛田7丁目16-2	☎370-0911
北区	力合	島町5丁目5-25	☎358-8266
	麻生田	清水新地7丁目5-37	☎338-6277
	植木	植木町舞尾600-10	☎272-4959
	川上	鹿子木町53-1	☎245-3555
	楠	楠3丁目9-16	☎339-2088
	桜井	植木町滴水2190-2	☎272-4361
	山東	植木町有泉837-3	☎272-4368
	清水	清水本町17-27	☎345-3103
	大和	植木町大和70-22	☎272-7986
	高平台	高平1丁目17-11	☎353-2525

区	地域	所在地	電話番号
北区	田底	植木町正清536	☎274-6835
	龍田	龍田8丁目2-7	☎337-6884
	田原	植木町富応1578	☎272-4933
	西里	硯川町900	☎245-3707
	楡木	楡木4丁目20-42	☎339-0010
	菱形	植木町円台寺176	☎272-4934
	北部東	鶴羽田2丁目13-8	☎346-9171
	武蔵	武蔵ヶ丘5丁目15-15	☎337-3938
	山本	植木町内1449	☎272-4369
	弓削	弓削3丁目14-1	☎337-2102
	吉松	植木町豊田665	☎272-4362

熊本市川尻公会堂

地域まちづくり活動、保健福祉活動、ボランティア活動、交流事業などの拠点施設として利用できます。

利用時間	午前9時～午後10時
休館日	火曜日、祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)
所在地	南区川尻4丁目8番25号 (「川尻町(旧道)」バス停下車 徒歩5分) ☎357-9043

消費者センター

皆さんがより安全で安心できる消費生活を送るためのお手伝いをしています。

●消費生活相談(無料)

商品、サービスなどの契約に関することや多重債務などの相談を受け付け、皆さんとともに考え、解決するためのお手伝いをします。

日時	月曜～金曜日 午前9時～午後5時 相談受付専用電話 ☎353-2500
----	--

●多重債務相談(無料・要予約)

法律の専門家が面談または電話により対応します。消費生活相談員も同席し、相談後のフォローやアドバイスをし、生活再建と一緒に考えます。

日時	第3金曜日 午後1時～4時 ☎353-2500
----	----------------------------



●法律相談(無料・要予約)

弁護士が面談または電話により消費生活に関する相談をお受けします。消費生活相談員も同席のうえ、課題を整理し、相談後のフォローやアドバイスをを行い、問題解決に向けて一緒に考えます。

日時	第2・第4金曜日 午後2時～4時 ☎353-2500
----	-------------------------------

●消費生活出張相談(無料・要予約)

より身近な区役所で相談できるよう、消費生活出張相談を実施しています。

場所	実施曜日
東区役所(3階相談室)	木曜日
西区役所(2階相談室)	火曜日
南区役所(3階相談コーナー)	水曜日
北区役所(1階相談室)	月曜日

※相談場所は変更になる場合があります。

時間:午後1時～4時

申し込み:実施曜日の前日(土・日、祝日を除く平日)の午後5時までに電話(353-2500)で申し込み

●消費生活出前講座、情報提供

暮らしに役立つ「消費生活出前講座」を開催しています。

◆中央区手取本町1-1 市役所別館(自転車駐車場)5階「熊本城・市役所前」電停下車 ☎353-5757

くまもと出会いサポートセンター“Kumarry”

問 こども政策課 ☎328-2156

結婚を希望する独身者の出会いを応援するため、熊本市と近隣市町村が共同で「くまもと出会いサポートセンター”Kumarry”(クマリー)」を運営しています。

AIマッチングシステムを活用した1対1のお見合い支援や婚活イベント・セミナーの開催など多様な出会いの機会を提供するとともに婚活相談も行っています。

Kumarry専用サイトはこちらから→



開所時間	11:00～19:00 (火曜・水曜・年末年始を除く)
所在地	熊本市中央区中央街6-7 東洋銀座ビル4F ☎326-3378

亡くなったら

火葬をするには

火葬場は、2か所あります。このうち、熊本市斎場には通夜・告別式に利用できる式場を併設しています。

火葬には、死亡の届出(17ページ参照)の際に発行された死体火葬許可証が必要です。火葬時間などは、それぞれの連絡先にお問い合わせください。

名称	所在地
熊本市斎場(15炉)	東区戸島町796 ☎380-3350
熊本市植木火葬場(2炉)	北区植木町滴水626 ☎272-0161

市営墓地

問 健康福祉政策課 ☎328-2340

市営の墓地は7か所あります。申し込みの時期・方法など、詳しくはお問い合わせください。

名称	所在地
花園墓地	西区花園4丁目13-75
小峯墓地	中央区黒髪4丁目10-49
立田山墓地	中央区黒髪7丁目763
城山墓園	西区上代9丁目8-1
清水墓園	北区清水新地7丁目5-37
浦山墓園	中央区黒髪7丁目486
桃尾墓園	東区戸島町777

納骨堂(桃尾霊堂)

問 健康福祉政策課 ☎328-2340

納骨堂は桃尾墓園の敷地内にあります。空き状況など詳しくはお問い合わせください。

名称	期間	使用料
家族納骨壇	10年	20万円
短期納骨壇	1年	5千円

※期間は更新できません。

●市営墓地・納骨堂の利用者が亡くなられた場合は、承継の手続きが必要です。

●埋葬された遺骨を別の埋葬場所へ移す場合は、改葬許可が必要です。

改葬許可については、健康福祉政策課、生活衛生課、区役所福祉課、総合出張所へお問い合わせください。

ふれあい文化センター

生活文化や福祉の向上および人権啓発を図るため、地域に密着したコミュニティセンターを2か所設置しています。

- ・生活上の各種相談(法律相談含む)
- ・地域福祉…地域の実情に応じた福祉サービス
- ・啓発・広報…人権行事の開催・広報紙の発行など
- ・地域交流…各種講座の開催など
- ・教養文化…教養講演会の開催など

施設名	住所・問合せ
ふれあい文化センター	中央区本荘4丁目6-6 ☎366-7310
植木ふれあい文化センター	北区植木町宮原912 ☎274-7147

熊本市教育センター

教育に関する調査研究、主に教職員対象の研修講座の開設、資料収集や活用、教育情報ネットワークの充実等を実施しています。

また、教育センター内の教科書センターでは、検定に合格して採択の対象となった教科書の見本が閲覧できます。

閲覧時間:午前9時～正午、午後1時～5時
(土・日、祝日除く)

住所:中央区千葉城町2-35 ☎359-3200

「城東町」、「市役所前」バス停下車

ホームページアドレス

<http://www.kumamoto-kmm.ed.jp>

幼児教育・保育の無償化に関する手続き

問 保育幼稚園課 ☎328-2568

幼稚園の預かり保育や私学助成幼稚園、認可外保育施設等を利用され、幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、お住まいの市町村にて事前に「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

転入されたときは、転出された市町村で受けていた認定は転出日で終了します。認定が必要なときは、至急、保育幼稚園課へ申請書を提出してください。

なお、認定開始日は、申請書受理日より前に遡ることはできません。

人権の尊重

問 人権政策課 ☎328-2333

すべての市民は、人間として、また個人として尊重されなければいけません。本市は、互いに認め支えあい、だれもが平等に参画できる社会の実現を目指しています。

人権教育・啓発

問 人権政策課 ☎328-2333

熊本市人権啓発市民協議会と連携し、様々な人権教育および人権啓発事業を推進しています。

●人権研修

地域や職場などのグループで学習会を開きませんか。登録講師の情報や資料・教材の利用は気軽にご相談ください。

●熊本市人権啓発市民協議会

熊本市人権啓発市民協議会(略称「人権協」)は、加盟する約150の企業・団体との連携・協働により、様々な人権課題の解消と全ての市民の人権が尊重される市の実現を目指して活動を展開しています。

人権相談

●人権擁護委員による人権相談

人権侵害を受け、お困りのときは気軽に相談ください。

- ・体罰やいじめを受けた。
- ・インターネット上でプライバシーを侵害された。
- ・高齢者、こどもが虐待を受けている。
- ・セクシュアルハラスメントを受けている。
- ・いわれのないうわさをたてられ、名誉や信用を失った。

【区役所での人権相談】

場所	相談日
中央区役所総務企画課 ☎328-2610	第1・第3火曜日 午前9時～正午
東区役所総務企画課 ☎367-9121	第1・第3木曜日 午後1時～4時
西区役所総務企画課 ☎329-1142	第2・第4水曜日 午後1時～4時
南区役所総務企画課 ☎357-4112	第2・第4水曜日 午前9時～正午
北区役所総務企画課 ☎272-1110	第1・第3木曜日 午前9時～正午

※事前予約をお願いします。

【法務省の電話による相談窓口】

みんなの人権110番(法務局) ☎0570-003-110

【法務省インターネット人権相談窓口】

<https://www.jinken.go.jp/>

●人権擁護委員

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱され、人権相談や人権啓発活動を行う民間のボランティアです。

全国に配置され、本市でも地域や学校等で活動しています。

人権擁護委員の活動

- ・法務局、区役所などでの人権相談
- ・小学校での人権教室や人権の花運動
- ・こどもの人権SOSミニレターへの返事 など

※人権擁護委員の活動(相談や啓発)については、法務局人権擁護課(☎364-2145)へお尋ねください。

図書館

様々な分野の約167万点の本を備えています。皆さんの本棚として気軽に利用ください。

●本を借りるとき

市内に住むか通勤・通学および図書資料の貸出に関する協定を締結している市町村に住む方ならどなたでも利用できます。図書館カード(下記の施設共通)が必要です。初めてのの方は住所、氏名が分かるものをお持ちください。その場で図書館カードを発行し、本を貸し出します(一人10点2週間まで)。

●本を返すとき

下記の施設と中央区役所、東区役所のどこでも返却することができます。時間外や休館日は、返却ポストが利用できます。各図書館(室)などへお問い合わせください。

●図書館サービス

本の予約、調べもの(レファレンス)、インターネットサービス、コピーサービス(有料)などがあります。身体が不自由で来館できない方には、郵送貸し出しも行っています(49ページ参照)。また、自治会や子ども会などにDVDなどの無料貸し出しも行っています(市立図書館のみ)。

※ご利用については、各図書館(室)などへお問い合わせください。

●移動図書館

市立図書館・植木図書館・城南図書館を拠点として、移動図書館車が約80か所を巡回し、貸し出しを行っています(1人10点以内、次回巡回日まで)。巡回日程などについては、各図書館へお問い合わせください。

●電子図書館

市内に住むか通勤・通学している方で、市の図書館カードをお持ちの方であれば、どなたでもご利用いただけます。インターネットを通して、約20,000タイトルの電子書籍を、お手持ちのパソコン、タブレット、スマートフォンから閲覧することができます。(一人3点2週間まで)

●熊本県立図書館資料の貸出・返却サービス

県立図書館で予約した本を市立図書館等22か所で受け取り・返却ができます。県立図書館のホームページで、借りたい本と受け取りたい市の図書館(室)を指定して予約してください。貸出準備完了のメールが届いたら、指定した図書館(室)で受け取ることができます。

※予約と受け取りには県立図書館の貸出カードが必要です(市の図書館カードは不要)。

●催しもの

おはなし会、映画会(市立図書館・プラザ図書館)、展示など多彩な催しを行っています。

施設名	住所	開館時間	休館日	問合せ
市立図書館	中央区大江6丁目1-74 「味噌天神」バス停・電停下車	午前9時半～午後7時 (土曜・日曜日、祝日は午後6時まで)	月曜日(祝日のときは翌平日)、年末年始、特別整理期間(14日以内)	☎363-4522
植木図書館	北区植木町岩野238-1 植木文化センター内 「北区役所前」「五霊中学校」バス停下車	午前9時半～午後7時 (10月～5月は午後6時まで。土曜・日曜日、祝日は午後6時まで)		☎272-6915
とみあい図書館	南区富合町清藤400 「南区役所」バス停下車	午前9時半～午後7時 (土曜・日曜日、祝日は午後6時まで)		☎357-4580
城南図書館	南区城南町舞原451-9 「火の君文化センター前」バス停下車	午前9時半～午後8時 (日曜日、祝日は午後6時まで)	毎月第4水曜日(祝日のときは翌平日)、年末年始、特別整理期間(5日以内)	☎0964-27-5945

施設名	住所	開館時間	休館日	問合せ
くまもと森都心プラザ図書館	西区春日1丁目14-1 「熊本駅前」バス停・電停下車	午前9時半～午後8時 (日曜日、祝日は午後6時まで)	毎月第3水曜日(祝日のときは翌平日)、年末年始、特別整理期間(7日以内)	☎355-7401
公民館図書室	公民館(南部・幸田・秋津・龍田・託麻・東部・清水・花園・五福・飽田・北部・河内・天明・西部)	火曜～日曜日、祝日 午前9時半～午後5時	月曜日(祝日のときは翌平日)、年末年始、室内整理日(毎月)、特別整理日(7日以内)	各公民館図書室へお問い合わせください。
	中央公民館	火曜～土曜日 午前9時半～午後8時 (日曜日・祝日 午前9時半～午後6時)	月曜日(祝日のときは翌平日) 年末年始、特別整理日(5日以内)	
男女共同参画センターはあもにい情報資料室	中央区黒髪3丁目3-10 「男女共同参画センターはあもにい前」・「済々黌前」バス停下車	午前9時～午後7時	毎月第2、第4月曜日(祝日のときは翌平日)、年末年始	☎345-2550
議会図書室※	中央区手取本町1-1 「市役所前」バス停下車	午前9時～午後5時	土・日・祝日、年末年始	☎328-2685

※議会図書室は予約本の貸出・返却のみ。

<図書館(県)>

施設名	住所	問合せ
熊本県立図書館	中央区出水2丁目5-1	☎384-5000
くまもと文学・歴史館		☎240-1500
こども本の森		

文化ホールなどの施設

入館料や申し込みについて詳しくは各施設へお問い合わせください。

施設名	住所	利用時間	休館日	問合せ
熊本城ホール	中央区桜町3-40	午前9時～午後10時	年末年始	☎312-3737
市民会館シアーズホーム夢ホール	中央区桜町1-3		第1・3月曜日(祝日の場合は翌平日)、年末年始	☎355-5235
国際交流会館	中央区花畑町4-18		第2・4月曜日(祝日の場合は翌平日)、年末年始	☎359-2020
男女共同参画センターはあもにい	中央区黒髪3丁目3-10	午前9時～午後9時半	第2・4月曜日(祝日の場合は翌平日)、年末年始	☎345-2550
市立図書館ホール	中央区大江6丁目1-74	午前9時半～午後10時	月曜日(祝日の場合は翌平日)、年末年始・特別整理日	☎363-4522
健軍文化ホール	東区若葉3丁目5-11	午前9時～午後9時半	第1・3月曜日(祝日の場合は翌平日)、年末年始	☎368-1221
くまもと森都心プラザプラザホール	西区春日1丁目14-1	午前9時～午後10時	第3水曜日(祝日の場合は翌平日)、年末年始	☎355-7400
火の君文化センター	南区城南町舞原394-1		月曜日(祝日の場合は翌平日)、年末年始	☎0964-28-1800
富合ホール	南区富合町清藤400			☎357-4580
天明ホール	南区奥古閑町2035番地			☎223-0118
植木文化ホール	北区植木町岩野238-1	午前9時～午後10時		☎272-6906

(県の施設)

施設名	住所	問合せ
熊本県立劇場	中央区大江2丁目7-1	☎363-2233
熊本産業展示場(グランメッセ熊本)	上益城郡益城町福富1010	☎286-8000

楽しみながら学ぶ施設

入館(園)料や申し込みについて、詳しくは各施設へお問い合わせください。

施設名	住所	利用時間	休館日	問合せ
熊本博物館	中央区古京町3-2	午前9時～午後5時 (入場は午後4時半まで) ※詳しくは熊本博物館 ホームページへ	月曜日 (祝日の場合は翌平日)、 年末年始	☎324-3500
現代美術館	中央区上通町2-3	午前10時～午後8時 (企画展の入場は午後 7時半まで)	火曜日 (祝日の場合は翌平日)、 年末年始	☎278-7500
こども文化会館	中央区新町1丁目3-11	午前9時～午後5時 (多目的ホール・会議室 は午後8時半まで)	第2・第4火曜日(祝日 の場合は翌平日)、年 末年始	☎323-0505
桜の馬場 城彩苑 熊本城ミュージアム わくわく座	中央区二の丸1-1-1	午前9時～午後5時半 (入館は午後5時まで) ※営業時間変更の可能 性あり。ホームページ でご確認ください。	年末 (12月29日～31日) ※変更となる場合があ ります。	☎288-5600
動植物園	東区健軍5丁目14-2	午前9時～午後5時 (入園は午後4時半まで)	月曜日(ただし、第4月 曜日は開園し翌日が休 園(祝日の場合は翌平 日))、年末年始(12月 30日～1月1日)	☎368-4416
金峰森の駅 みちくさ館	西区河内町岳1192	4月～9月: 午前9時～午後6時 10月～3月: 午前9時～午後5時	年末年始 (12月29日～1月3日)	☎277-2727
くまもと工芸会館	南区川尻1丁目3-58	午前9時～午後5時 (会議室等は午後9時まで)	月曜日(祝日の場合は 翌平日)、年末年始(12 月28日～1月4日)	☎358-5711
塚原歴史民俗 資料館	南区城南町塚原1924	午前9時～午後4時半 ※詳しくは塚原歴史民俗 資料館ホームページへ	月曜日(祝日の場合は 翌平日)、年末年始	☎0964-28 -5962
水の科学館	北区八景水谷1丁目11-1	午前9時～午後5時	月曜日(祝日の場合は 翌平日)、年末年始	☎346-1100
フードパル熊本	北区貢町581-2	午前10時～午後5時	店舗により異なる	☎245-5630
食品交流会館	北区貢町581-2	午前9時～午後9時半	第1・3月曜日(祝日の場 合は翌平日)、年末年始	☎245-5111

歴史・文化について学ぶ施設

入館(園)料や申し込みについて詳しくは各施設か担当課へお問い合わせください。

施設名	住所	利用時間	休館日	問合せ
熊本城	中央区本丸1-1	9月～翌6月:午前9時～午後5時(最終入園は午後4時)、7月～8月:午前9時～午後7時(最終入園は午後6時)	12月29日 ※変更となる場合があります	観覧に関する問合せ ☎223-5011 (熊本城運営センター) その他の問合せ ☎352-5900 (熊本城総合事務所)
旧細川 ^{ぎょうぶ} 刑部邸	中央区古京町3-1	平成28年熊本地震のため休園・休館中		
熊本洋学校教師 ジェーンズ邸	中央区水前寺公園12-10	午前9時半～午後4時半	月曜日(祝日の場合は 翌平日)、年末年始	☎382-6076
夏目漱石内坪井旧居	中央区内坪井町4-22			☎325-9127
徳富記念園	中央区大江4丁目10-33			☎362-0919
リデル、ライト両女史 記念館	中央区黒髪5丁目23-1			☎345-6986
横井小楠記念館	東区沿山津1丁目25-91			☎368-6158
小泉八雲熊本旧居	中央区安政町2-6			☎354-7842
後藤 ^{ごぜん} 是山記念館	中央区水前寺2丁目6-10			☎382-4061
御馬下 ^{みまげ} の角小屋	北区四方寄町1274			☎245-2963
夏目漱石大江旧居	中央区水前寺公園21-16			☎385-2266
熊本藩川尻米蔵	南区川尻3丁目3-30			☎358-8008
田原坂西南戦争資料館	北区植木町豊岡 858番地1	午前9時～午後5時 (入館は午後4時半まで)	12月29日～1月3日	☎272-4982
石光真清旧居	中央区本山4丁目7-63	午前8時半～午後5時 15分	—	☎328-2740 (文化財課)
三賢堂・原泉荘・備於斉	西区島崎5丁目32-27	午前9時～午後5時	月曜日(祝日の場合は 翌平日)、年末年始	見学をご希望の 場合は文化財課 へお問合せくだ さい。
明治天皇小島行在所	西区小島7丁目6-18	—		
立田自然公園・仰松軒 (熊本藩主細川家墓所・泰勝寺跡)(お茶室)	中央区黒髪4丁目610	午前8時半～午後5時 (入園は午後4時半まで)	12月29日～31日	☎344-6753
北岡自然公園 (熊本藩主細川家墓所・妙解寺跡)	中央区横手2丁目5-1			☎356-8005
池 ^{ちへんじ} 辺寺跡	西区池上町 (西平山公園)	—		
				☎328-2740 (文化財課)

自然と学ぶ施設

詳しくは各施設が担当課へお問い合わせください。

施設名	住所	利用時間	休館日	問合せ
環境総合センター	東区画図町所島404-1	午前9時～午後5時	土日祝 12月28日～1月4日	☎379-2511
金峰山自然の家	西区池上町3071-5	〈宿泊室〉 午後1時～翌日の午前10時 〈テントサイト〉 午前11時～翌日の午前10時 〈日帰り〉 午前11時～午後9時	12月28日～1月3日	☎273-6166 (金峰山自然の家) ☎328-2276 (地域教育推進課)
香りの森	東区戸島西7丁目3	常時	—	☎328-2409 (みどり公園課)
石神山公園	西区島崎3丁目56ほか	バーベキュー利用は 4月～9月 午前11時～午後5時 10月～3月 午前11時～午後4時	—	☎090-7398-5951 (管理事務所)
八景水谷公園	北区八景水谷1丁目920ほか	—	—	☎245-5050 (北区土木センター)
立田山憩の森	北区龍田陳内2丁目43-23ほか	—	—	☎346-5090 (立田山憩の森管理センター) ☎328-2409 (みどり公園課)
峠の茶屋公園 資料館	西区河内町岳5-4	午前9時～午後5時	火曜日(祝日の場合は翌平日)、年末年始	☎277-2157

スポーツ施設

申し込みや利用料金について詳しくは各施設が担当課へお問い合わせください。また、申し込み手続きが簡単で便利な予約システム「熊本市公共施設予約システム」もご利用ください。(市の施設に限ります。)

※県の施設の予約には、「熊本県スポーツ施設等予約システム」をご利用ください。

熊本市公共施設予約システム→



(市の施設)

名称	施設概要	利用時間	休館日	問合せ
ナースパワーアリーナ (総合体育館・青年会館)	体育室、武道場、室内温水プールほか	午前9時～午後10時 ※種目や季節によって異なります。	月曜日(祝日の場合は翌平日)、 12月29日～ 1月3日	☎385-1010
浜線健康パーク (田迎公園運動施設)	体育室、武道場、室内温水プール、テニスコート、ゲートボール場、グラウンドほか			☎379-6020
南部総合スポーツセンター	体育室、武道場、弓道場、室内温水プール、テニスコートほか			☎358-4311
託麻スポーツセンター	体育室、テニスコートほか			☎388-6177
アクアドームくまもと (熊本市総合屋内プール)	メインプール・スケートリンク(使用できる期間は異なります)サブプール・合宿所・トレーニングルームほか(通年利用可)		水曜日(祝日の場合は翌平日)、12月29日～1月3日 ※スケートリンクは12月31日、1月1日が休館です。	☎358-2711
龍田体育館	体育室	午前9時～午後10時	12月29日～ 1月3日 ※一部施設では臨時休館があります。	☎338-9795
明德体育館	体育室			☎245-0823
城山運動施設	テニスコート			☎329-0857
清水スポーツセンター	体育室、ゲートボール場			☎345-3837
北部体育館	体育室			☎245-3581
天明運動施設	体育室、グラウンド	午前9時～午後10時 ※グラウンドは季節によって異なります		☎223-0933 (体育室) ☎223-1430 (グラウンド)
河内グラウンド	グラウンド	午前6時～午後7時 ※季節によって異なります。		☎277-2148
富合雁回館	体育室	午前9時～午後10時		☎358-4400
坪井川緑地運動施設	野球・ソフトボール、テニスコート、陸上競技用トラック、フィールド	主に午前6時～午後10時 ※季節によって異なります。		北区土木センター ☎245-5050 坪井川緑地管理事務所 ☎344-8600

名称	施設概要	利用時間	休館日	問合せ
植木総合スポーツセンター(公園)	武道場、テニスコート、グラウンド	午前9時～午後10時 ※種目や季節によって異なります。	12月29日～1月3日	☎273-0800
城南B&G海洋センター	体育室、プール			☎0964-28-6928
城南総合スポーツセンター	グラウンド、テニスコート、弓道場、体育室、トレーニングルーム			☎0964-28-7985
城山公園	テニスコート、フットサルコート、グラウンド			☎329-4008
五福小学校	プール	夏期のみ(要問合せ) 火曜～金曜日： 午後6時～午後9時 土曜・日曜日、祝日： 午前10時～午後9時	月曜日(祝日の場合は翌平日)	五福交流室 ☎359-0300
小・中学校	体育館、グラウンド、武道場、テニスコート	午後7時半～午後9時半	日曜日、祝日、8月13日～8月15日、12月25日～1月7日	スポーツ振興課 ☎328-2727
水前寺競技場	陸上競技用トラック、フィールド	午前6時～午後10時 ※施設や季節によって異なります。	12月29日～1月3日 ※一部施設では臨時休館があります。	☎381-9323
野球場・運動場	水前寺野球場			☎381-9272
	清水新地野球場			☎338-0814
	北部公園運動場			☎245-0983
	今熊公園運動場			☎245-2965
	飽田公園運動場			☎227-3288
	吉松スポーツ公園運動場			☎273-3716
	田原スポーツ公園運動場			☎272-3093
	雁回公園			☎358-2501
	川鶴団地・渡鹿・坪井中央公園			中央区土木センター ☎355-2940
	蓮台寺・中島中央・柿原・小島公園			西区土木センター ☎355-2937
	錦ヶ丘・庄口・秋津中央公園	午前8時～午後6時 ※施設や季節によって異なります。		東区土木センター ☎367-5509
	御幸中央公園			南区土木センター ☎357-4878

名称	施設概要	利用時間	休館日	問合せ
植木中央公園運動施設	体育室、テニスコート、グラウンドほか	午前9時～午後10時	12月29日～1月3日	☎288-3343
テニスコート	新屋敷公園	午前8時～午後6時 ※施設や季節によって異なります。	12月29日～1月3日 ※一部施設では臨時休館があります。	☎371-9860
	清水新地			☎339-0954
	熊本城公園(三の丸)			☎326-1337
	八王寺中央公園			中央区土木センター ☎355-2940
	錦ヶ丘・庄口			東区土木センター ☎367-5509
	御幸中央公園			南区土木センター ☎357-4878
	北部公園			☎245-0983
武道場	北部武道館	午前9時～午後10時		☎245-4606
	武蔵塚武道場			☎338-0817
	川尻武道館			☎358-6880
	北岡自然公園弓道場	午前8時半～午後7時		☎354-8963
	植木弓道場	午前9時～午後10時		☎272-3991

(県の施設)

名称	住所	問合せ
えがお健康スタジアム	東区平山町2776	☎380-0782
パークドームくまもと	東区平山町2972	☎388-2180
熊本県民総合運動公園	東区石原町2-9-1	☎380-7599
熊本県立総合体育館	西区上熊本1-9-28	☎356-1233
リブワーク藤崎台球場 (藤崎台県営野球場)	中央区宮内4-1	☎322-3367
熊本武道館	中央区水前寺5-23-2	☎383-4912

講座を開催する施設

地域の特性を考慮しながら、市民生活にかかわる課題や教養的、実用的なものなど多種多様な学習内容の主催講座を開催しています。また、趣味、娯楽、健康、実用的なものなど各種講座が自主的に運営されています。

施設名	所在地	休館日	電話番号
公民館	中央公民館	月曜日 (祝日の場合は翌平日)、 年末年始	☎353-0151
	五福公民館		☎359-0500
	大江公民館		☎372-0313
	託麻公民館		☎380-8118
	秋津公民館		☎365-5750
	東部公民館		☎367-1134
	西部公民館		☎329-7205
	河内公民館		☎276-0133
	花園公民館		☎359-1261
	富合公民館		☎357-4580
	飽田公民館		☎227-1195
	天明公民館		☎223-0118
	幸田公民館		☎379-0211
	南部公民館		☎358-0199
	城南公民館		☎0964-28-1800
	植木公民館		☎272-6906
	北部公民館		☎245-0046
	(北部東分館)	日曜・月曜日(祝日の場合は翌平日)、祝日、12月28日～翌年1月4日	☎345-4460
	(西里分館)	月曜日 (祝日の場合は翌平日)、 年末年始	☎245-3280
	清水公民館		☎343-9163
	龍田公民館		☎339-3322

施設名	所在地	休館日	電話番号
その他の施設	ふれあい文化センター	日曜日・祝日・年末年始	☎366-7310
	植木ふれあい文化センター		☎274-7147
	母子家庭等就業・自立支援センター	月曜日・祝日・年末年始	☎331-6737
	夢もやい館	日曜日・祝日・年末年始	☎338-3210
	植木健康福祉センター かがやき館	月曜日(祝日の場合は翌平日)、年末年始	☎272-2600
	勤労青少年ホーム	日曜日・祝日・12月28日～翌年1月4日	☎343-8878
	勤労者福祉センター (サンライフ熊本)	第2・4月曜日(祝日の場合は翌平日)、年末年始	☎345-3511
	職業訓練センター	日曜日・祝日・年末年始	☎325-6947
	食品交流会館	第1・3月曜日(祝日の場合は翌平日)、年末年始	☎245-5111

出前講座

問 生涯学習課

☎328-2736

自治会・職場・子ども会などのグループでの学習会や研修会に熊本市や国、大学、病院、NPO法人等から講師を派遣します。楽しく学べる「出前講座」を利用しませんか？

教育・文化、子育て、福祉と健康、市政・まちづくり、環境など多彩なジャンルの講座メニューがあります。

※講師料はすべて無料です。(講座によっては材料費が必要な場合があります。)

※政治・宗教・営利を目的とする場合は、利用できません。

申し込み

各講座担当部署へご連絡ください。



詳しくはホームページをご覧ください。

熊本市 出前講座

検索

観光案内所

熊本市内を中心に県内の観光地、宿泊施設の紹介、交通機関の案内、外国人の皆さんへの情報提供などを行っています。パンフレット類もそろえていますので気軽にご利用ください。

施設名	所在地	利用時間	休館日	電話番号
桜の馬場 城彩苑 総合観光案内所	中央区二の丸1-1-3	午前9時～午後5時半	無休	☎322-5060
熊本駅総合観光案内所	西区春日3丁目15-30	午前9時～午後5時半	無休	—

くまもと森都心プラザ

熊本の新たな魅力と活力を創り出していくための複合施設です。ビジネス支援施設、プラザ図書館、子育て支援施設、ホール、会議室などさまざまな施設が併設され、訪れる人の好奇心をくすぐる「知の拠点」を形成するとともに、上質な生活都市の実現に資する役割を担っています。

施設名	開館時間	休館日	問合せ
プラザ図書館	午前9時半～午後8時 (日曜・祝日は午前9時半～午後6時)	毎月第3水曜日 (プラザ図書館・子育て支援施設は年7日以内の特別整理日)、年末年始	☎355-7401
ビジネス支援施設XOSS POINT.			☎355-7402
駅前子育てひろば	午前10時～午後3時 (土曜・日曜・祝日は午前10時～午後5時)		☎355-7409
託児室	午前9時～午後5時 (午後6時～10時は貸室営業)		☎355-7400
ホール・多目的室・会議室	午前9時～午後10時		

◆ホームページアドレス <https://stsplaza.net> 西区春日1丁目14-1 ☎355-7400(管理事務室)

熊本国際観光コンベンション協会

国内外の観光客誘致・教育旅行の誘致受入や、様々な分野の会議・大会などを誘致することで、地域経済の活性化及び文化の向上を図り、熊本のまちづくりに貢献します。協会では次のようなことに取り組んでいます。

- ①観光客・教育旅行の誘致・受け入れ
- ②着地型旅行商品の開発や、旅行商品造成のための招へい事業・説明会開催
- ③会議や学会、スポーツ大会等のコンベンションの誘致活動を行う団体への助成

- ④コンベンション開催への助成、歓迎看板設置や観光パンフレット等の提供
- ⑤コンベンション開催に伴う会場等の紹介
- ⑥コンベンションや観光客に関する情報の収集と提供

ホームページアドレス

<https://kumamoto-icb.or.jp>

◆中央区細工町4丁目30-1 扇寿ビル5階

☎359-1788

「祇園橋」電停、「祇園橋」バス停下車

国際関係

国際交流会館

誰もが気軽に集える「交流」と「学び」の場を提供する施設です。フリーWi-Fiを全館で利用できます。

1階エントランスホールには、フェアトレードやSDGsの活動を紹介するlink caféがあり、国際協力に貢献、仕組みを学ぶことができます。海外の新聞雑誌も揃えています。

2階交流ラウンジには、国際交流・協力関係、留学・海外生活など様々な書籍や資料があり、いつでも閲覧でき、学習や待ち合わせのスペースとしてどなたでも利用できます。また、熊本市外国人総合相談プラザでは、行政・生活全般の情報提供や相談を多言語で行っています。

そのほか、多彩な機能を備えたホール、研修室、

会議室などがあり、各種会議やサークル活動など、市民の皆さんの出会いの場、交流の場として利用できます。

開館時間	午前9時～午後10時 ※2階交流ラウンジは午前9時～午後8時まで
休館日	第2・4月曜日(祝日の場合は翌平日)、年末年始
使用料	使用する会議室、時間帯によって異なります。

◆中央区花畑町4-18 ☎359-2020

「花畑町」電停、「桜町バスターミナル」バス停下車

国際交流

海外の友好姉妹都市などとの交流

問 国際課

☎328-2070

本市と交流がある、桂林市(中国)、サンアントニオ市(アメリカ)、ハイデルベルク市(ドイツ)、ローム市(アメリカ)、蔚山広域市(韓国)、エクサンプロヴァンス市(フランス)、蘇州高新区(中国)、高雄市(台湾)との交流について知りたい、交流したいなどの相談に応じます。

地域で国際理解や異文化理解のための学習会などを開催したいときは

問 熊本市国際交流振興事業団(国際交流会館内)

☎359-2121

外国人の方を講師として派遣し、料理教室、自国の紹介や生活・文化などの様々な話題について、講話やゲームを取り入れた国際理解・異文化理解のためのプログラムを提供します。

10人以上で構成された学習会・子ども会・婦人会・各サークルなど、団体やグループでご利用ください。

国際交流イベント

問 熊本市国際交流振興事業団(国際交流会館内)

☎359-2121

国際交流に関するイベントや交流事業について、また、海外について知りたい、留学について聞きたいなど気軽に相談できる窓口を設けています。

- ・留学相談:毎月第2土曜日 午後1時～3時※要予約
- ・その他イベント等問合せ(随時) 午前9時～午後8時

多文化共生

災害時外国人支援システム(外国人向け災害・防災メール登録)(K-SAFE)

問 熊本市国際交流振興事業団(国際交流会館内)

☎359-2121

メールを登録した外国人の方に台風や地震、津波など災害についてのいろいろな情報を、やさしい日本語、英語、中国語、韓国語で知らせます。

右のQRコードからメール(pj-info@kumamoto-if.or.jp)で申し込んでください。

【K-SAFE】



ボランティア活動

問 熊本市国際交流振興事業団(国際交流会館内)

☎359-2121

- 手紙などの簡易な翻訳や、市政だよりなど、情報を多言語化していただける語学・情報ボランティアの募集をしています。
- ホストファミリーを募集しています。熊本でのホームステイ・ホームビジットを希望する方へ紹介します。
- 外国人の方へ日本語学習をお手伝いいただく生活日本語支援ボランティアを募集しています。
外国人の方が熊本でより暮らしやすくなるように、ボランティアが生活に必要な日本語や文化・風習を教える日本語教室を開催しています。
- 外国人の方で、公民館や小学校などで自国の紹介や料理を紹介いただける地域国際化推進ボランティアを募集しています。

外国の方でどこに相談して良いか分からないときは

問 熊本市国際交流振興事業団(国際交流会館2F)

☎359-4995

●熊本市外国人総合相談プラザ 利用時間:午前10時～午後6時

外国人の方で困ったことや分からないことは何でも相談してください。いろいろな言葉で相談できます。ひとりで悩まないで相談してください。

	対応言語	相談日	相談時間
定期	やさしい日本語、英語	常時(国際交流会館の開館日と同様) 休館日:毎月第2・4月曜日、12月29日～1月3日	午前10時～午後6時
	中国語	毎週火曜日	午後1時～5時
	韓国語	毎週木曜日	
	ドイツ語	毎週水曜日	
	ベトナム語	毎月第1・第3水曜日、第1・第3日曜日	
	タガログ語(フィリピン語)	毎月第2水曜日	
	スペイン語	毎月第1金曜日	
	ネパール語	毎月第3日曜日	
	中国の方向けの生活・教育相談	毎週水曜日・金曜日・日曜日 ※第3土曜日は相談対応・翌日曜日が休み	午後1時～6時
	台湾の方向けの生活相談	毎月第3水曜日・第4日曜日	午後1時～5時
随時	インドネシア語、タイ語	必要に応じて相談日時を調整	

※ほかにポルトガル語、クメール語(カンボジアの言葉)、ミャンマー語、シンハラ語、モンゴル語、マレー語、ロシア語、フランス語、イタリア語、ヒンディー語、ベンガル語、ウルドゥー語、トルコ語、アラビア語は電話通訳で話せます。

相談内容	相談日	時間	備考
無料法律相談	毎月第3土曜日	午後2時～4時	要予約
出入国管理相談	毎月第1水曜日、第3日曜日	午後1時～4時	在留資格に関する相談
住まいの相談	毎月第3水曜日	午後1時～5時	
お仕事相談	毎月第2水曜日	午後1時～5時	就職に関する相談
こころの相談	毎月第2水曜日	午後3時半～5時半	
外国ルーツの子どもに関する教育相談	第2・第4日曜日	午前10時～午後3時	

●熊本にほんご教育プラザ 利用時間:午前10時～午後6時

日本語の学習について相談できます。

ひとりで悩まず、まず相談

種類	相談内容	相談日時	問合せ
市民相談	市政全般にかかる日常生活上の問題など	区役所、まちづくりセンターの業務時間内	区役所総務企画課、まちづくりセンター
人権擁護委員による人権相談	人権に関する相談	62ページ参照	区役所総務企画課
民事介入暴力相談	暴力団に関するあらゆる相談 ※電話または面接による相談 ※相談員:暴力追放相談委員	月曜日 午前9時～正午 ※年末年始、祝日を除く	相談時間内に広聴課(市役所3階)へ来庁または相談専用電話 ☎328-2933
税務相談	所得税、相続税、贈与税など ※電話または面接による相談 ※1人30分まで ※相談員:税理士	月曜日(毎月3回) 午後1時～4時 ※年末年始、祝日を除く	予約専用電話 ☎234-7499 受付開始/相談日の2週間前の週の水曜日(祝日の場合翌日) 受付時間/平日の午前8時半～午後5時 ※先着順、税務相談 各6人、相続登記相談 各12人
相続・登記相談	相続や土地・建物登記など ※電話または面接による相談 ※1人30分まで ※相談員:司法書士	木曜日(毎月3回) 午後1時～4時 ※年末年始、祝日を除く	
法律相談	個人に関わる法的解釈を必要とするものなど ※電話による相談 ※1人20分まで ※相談員:弁護士	月曜・水曜・金曜日 (各曜日毎月4回まで) 午後1時～4時 ※年末年始、祝日を除く	予約専用電話 ☎234-7499 受付開始/相談日の2週間前の週の月曜日(祝日の場合翌日) 受付時間/平日の午前8時半～午後5時 ※先着順、各8人
	個人に関わる法的解釈を必要とするものなど ※電話または面接による相談 ※1人20分まで ※相談員:弁護士	火曜日(毎月4回まで) 午後1時～4時 ※年末年始、祝日を除く	予約専用電話 ☎325-0020 受付開始/相談日の2週間前の週の月曜日(祝日の場合翌日) 受付時間/平日の午前9時～午後5時(8月13日～15日、年末年始を除く)※先着順、各8人
	個人に関わる法的解釈を必要とするものなど ※面接による相談 ※1人30分まで ※相談員:弁護士	第2・4土曜日 午前9時～正午 ※祝日を除く	ふれあい文化センター ☎366-7310 受付開始/相談日の前の週の月曜日(月曜日が祝日の場合は翌平日)ただし、5週目の土曜日がある月の翌月第2土曜日の受付開始は相談日の前々週の月曜日 受付時間/日曜・祝日、年末年始を除く午前8時半～午後9時 ※先着順、各6人
	消費生活に関するトラブル	第2・第4金曜日 午後2時～4時 ※要相談	消費者センター ☎353-2500
労働者等からの公益通報	外部通報(事業者内部の労働者などから、会社の法律違反行為を通報すること)の相談	月曜～金曜日 午前8時半～午後5時15分 ※年末年始、祝日を除く	担当課が分かる場合は担当課へ、担当課が分からない場合は広聴課(☎328-2075)へ
交通事故相談(予約優先)	損害賠償の請求方法、示談の仕方など	水曜、金曜日 午前9時～午後3時 (正午～午後1時を除く)	交通事故相談室 (市役所別館自転車駐車場5階) ☎328-2799
犯罪被害者等相談	犯罪被害者等への支援に関することなど	午前8時半～午後5時15分	生活安全課 ☎328-2397
労働相談	労働、社会保険、年金、個別労働問題など	水曜日(祝日を除く) 午後2時～5時	雇用対策課 ☎328-2377
しごとに関する相談	【15歳～おおむね45歳までの方】 求職・転職に関する相談、職場・仕事内容の悩み相談(キャリアコンサルタントが相談をお受けします)	毎月第3木曜日 ①午後7時～午後7時40分 ②午後7時40分～午後8時20分 ③午後8時20分～午後9時 ※1名につき40分 ※開催日の3日前までに要予約	勤労青少年ホーム ☎343-8878 ✉ kinrouseishounen@city.kumamoto.lg.jp



困ったとき

※令和8年(2026年)4月1日現在の情報です。内容が変更となっている場合があります。

市外局番096を省略しています。

区役所、まちづくりセンターなどの電話番号は各課電話番号一覧(6、7ページ)をご覧ください。

種類	相談内容	相談日時	問合せ
男女共同参画に関する相談	DV相談(弁護士) ※要予約	第2・3木曜日 午後1時～4時	男女共同参画課相談室 予約専用電話 ☎352-2587 (平日 午前9時～午後4時)
	法律相談(弁護士) ※要予約	第4木曜日 午後1時～4時	
DV電話相談	配偶者等からの暴力	月曜～金曜日 午前8時半～午後5時15分	相談専用電話 ☎328-3322
消費生活相談	消費生活における商品、サービスの契約などに関すること	月曜～金曜日 午前9時～午後5時 ※来所相談は要予約。	消費者センター ☎353-2500
多重債務相談(要予約)	クレジット・消費者金融に関することなど	第3金曜日 午後1時～4時	
こころの健康相談	本人や家族のこころの健康に関する相談	月曜～金曜日 午前9時～午後4時 ※年末年始、祝日を除く ※来所相談は要予約	こころの健康センター ☎362-8100
ひきこもり相談	ひきこもりで悩む本人、家族などからの相談		りんく ☎366-2220
福祉総合相談	福祉に関する総合的なこと	月曜～金曜日 午前8時半～午後5時15分 ※年末年始、祝日を除く ※窓口受付時間は午前9時～午後4時30分	区役所 福祉課福祉相談班 (中央区は福祉相談支援センター ☎328-2301)
家庭・女性相談	困難な問題を抱える女性への支援などに関すること		
生活困窮相談	生活困窮に関する相談	月曜～金曜日 午前8時半～午後5時15分 ※年末年始、祝日を除く ※窓口受付時間は午前9時～午後4時30分	区役所 福祉課福祉相談班 (中央区は福祉相談支援センター ☎328-2301) 生活自立支援センター (中央 ☎328-2795・東 ☎367-9233・南 ☎358-5571)
妊娠に関する悩み相談	妊娠に関する悩み	区役所の業務時間	こども家庭センター (区役所保健こども課地域健康班)
	妊産婦等生活援助事業 予定せぬ妊娠・出産、養育に関する悩み等	〈電話・メール相談〉24時間365日 〈来所相談〉要予約	にんしんSOS熊本 ☎080-9068-7528 ✉ kumamotonyujiin.soudanshien@ezweb.ne.jp
妊娠・不妊・性に関する相談	予定せぬ妊娠や不妊、性の悩みに関すること(匿名相談可)	〈電話相談〉 午前8時半～午後5時15分 ※夜間・休日はにんしんSOS熊本と連携して対応 〈メール相談〉24時間受付 ※夜間・休日は翌営業日の対応	妊娠内密相談センター ☎366-3060 ✉ naimitsusoudan@city.kumamoto.lg.jp
妊娠・出産・育児に関する健康相談	妊娠期のからだのことや、出産・健診にかかるお金のこと、さまざまな育児支援サービスなど	区役所の業務時間	こども家庭センター (区役所保健こども課地域健康班)
母子父子相談	母子・父子・寡婦の方の子育てや生活、就労などに関すること	火曜～金曜日 午前9時～午後7時、 土・日曜日 午前9時～午後5時	母子家庭等就業・自立支援センター ☎331-6737
熊本市若者・ヤングケアラー支援センター	おおむね18歳から39歳の若者、ヤングケアラーに関する相談 若者やヤングケアラーが安心して自由に過ごせる居場所を提供。	〈電話・面接相談〉月～金曜日 午前9時～午後6時 ※祝日・年末年始を除く 〈メール・LINE相談〉24時間受付 ※夜間・休日等は翌平日に返信	【若者相談】 ☎243-5600 ✉ wakamono-owl@aioros.ocn.ne.jp 【ヤングケアラー相談】 ☎243-1300 ✉ young-owl@aioros.ocn.ne.jp
こどもホットライン	まわりの人から嫌なことをされている、いじめを受けているなど、自分自身のこと・家族のこと・友達のこと・学校のことに関するこどもの権利について、相談員が相談をお受けします。	●電話相談:月～金曜日 午前10時～午後6時 ※祝日、年末年始を除く。 ●メール相談:24時間対応 ※土・日、祝日、年末年始の相談は、翌平日に返信。 ●チャット相談:24時間365日受付 ※連携協定を結んでいる「NPO法人あなたのいばしょ」の相談員が対応します。	こども専用 ☎0120-273-070(無料) おとなの方 ☎070-3367-9330 ✉ kodomohotline@city.kumamoto.lg.jp チャット相談:こどもホットラインホームページより「NPO法人あなたのいばしょ」のサイトにアクセスできます https://talkme.jp/wellness/kumamoto_city

種類	相談内容	相談日時	問合せ
こどもに関する相談	18歳未満のこどもの養育、心身の障がい、虐待、非行などのこどもに関するさまざまな相談や里親の相談	＜来所相談＞月曜～金曜日 午前8時半～午後5時15分 ※祝日、年末年始を除く。 ※要予約	児童相談所 ☎366-8181
	育児に関する悩みや相談	午前9時～正午、午後1時半～4時 ※こども文化会館休館日は除く	相談専用電話(こども文化会館) ☎323-0783
		区役所の業務時間	こども家庭センター (区役所保健こども課 健康増進班、地域健康班)
	児童虐待に関する相談の通告窓口	区役所の業務時間	こども家庭センター (区役所保健こども課 児童支援班)
	18歳以下のこどもや家庭に関する相談	＜電話相談＞24時間365日 ＜来所相談＞月曜～金曜日 午前9時～午後6時 ※要予約 ※土・日、祝日、年末年始を除く。	児童家庭支援センター ☎227-6824
	未就学児の育児に関する悩みや相談	月曜～土曜日 午前9時～午後5時	各子育て支援センター (35ページ参照)
教育相談	・いじめ・友人関係の悩み ・不登校・登校しぶり ・学習や生活の心配ごと ・先生や学校との関係 ・学校に直接は相談しにくいこと	月曜～金曜日 午前9時～午後5時 ※祝日、年末年始を除く	熊本市教育相談コールセンター (学校教育コンシェルジュ) ☎328-2216 ✉7171con@city.kumamoto.kumamoto.jp
	発達や就学、不登校などの教育に関する来所相談 ※要予約	月曜～金曜日 午前9時半～午後3時45分 ※祝日、年末年始を除く	教育相談室 ☎362-7070
教育行政相談	教育行政全般について	市役所の業務時間内	教育政策課 ☎328-2704 FAX 359-6951 ✉kyouikuseisaku@city.kumamoto.lg.jp
建築相談	建築基準法に関すること	市役所の業務時間内	建築指導課 ☎328-2513
住宅相談	住宅に関すること	月曜～金曜日 午前8時半～午後5時15分 ※祝日、年末年始を除く。	住宅政策課 ☎328-2438
	耐震に関すること		住宅政策課 ☎328-2449
動物相談	動物の飼育方法や生態など	午前9時～正午、午後1時～3時 ※休園日を除く	動植物園 いきもの学習センター ☎331-2502
みどりの相談	草花や樹木の育て方	午前9時～正午、午後1時～3時 ※休園日を除く	動植物園 緑の相談所 ☎368-7321
公害の相談	大気汚染、悪臭、騒音、振動	月曜～金曜日 午前8時半～午後5時15分 ※祝日、年末年始を除く	環境政策課 ☎328-2427
	水質汚濁、土壤汚染		水保全課 ☎328-2436
金融相談 (予約優先)	運転資金、設備資金、創業資金について	月曜～土曜日 午前10時～午後8時 日曜日・祝日 午前10時～午後6時 ※毎月第3水曜日、年末年始を除く	くまもと森都心プラザ ビジネス支援施設 XOSS POINT. ☎355-7402
経営相談 (予約優先)	財務、仕入、販売、労務など経営全般及び創業について		
起業相談 (予約優先)	起業の流れやビジネスプラン・新規事業の展開等に関する相談		
食品の相談	食品についての疑問、苦情(異物の混入、体調異常など)、飲食店、食品の製造・販売に関すること	月曜～金曜日 午前8時半～正午、午後1時～5時 ※祝日、年末年始を除く。ただし、 体調異常などの健康被害に関しては緊急連絡体制で常時対応	食品保健課 ☎364-3188



困ったとき

※令和8年(2026年)4月1日現在の情報です。内容が変更となっている場合があります。

市外局番096を省略しています。

区役所、まちづくりセンターなどの電話番号は各課電話番号一覧(6、7ページ)をご覧ください。

種類	相談内容	相談日時	問合せ
住まいの衛生相談	飲用井戸・カビ・シックハウス症候群などの生活衛生、ネズミやゴキブリなどの衛生害虫に関する相談	月曜～金曜日 午前8時半～午後5時 ※祝日、年末年始を除く	生活衛生課 ☎364-3187
道路相談	国道3号、57号、208号の穴ぼこ、段差、路上障害に関すること	①月曜～金曜日 午前9時半～午後5時 ②土・日・祝日・平日夜間	道の相談室 (国土交通省九州地方整備局) ①☎092-672-5614 ②☎#9910 FAX 092-476-3514
	上記以外の国・県・市道の穴ぼこ、段差、路上障害に関すること	月曜～金曜日 午前8時半～午後5時15分	各土木センター (55ページ参照)
		土・日・祝日・平日夜間	道の相談室 (国土交通省九州地方整備局) ☎#9910
各種健康相談	市保健所・区役所保健こども課で、健康に関するさまざまな相談業務を行っています(39ページ参照)		
市民公益活動相談	ボランティアやNPO活動などについての情報提供	午前8時半～午後8時50分 ※毎月第2木曜日、年末年始を除く。	市民活動支援センター・あいぽーと (ウェルパルクまもと1階) ☎366-0168
NPO法人認証等相談	NPO法人認証等に関する相談	午前10時～午後7時 ※毎月第2木曜日、年末年始を除く。	
受動喫煙の相談	受動喫煙の被害に関する相談	月曜～金曜日 午前9時～午後4時30分 ※祝日、年末年始を除く	熊本市受動喫煙防止対策専用コールセンター ☎328-2140
医療安全相談	医療の安全に関すること	月曜～金曜日 午前10時～正午、午後1時～午後3時 ※祝日、年末年始を除く	熊本市医療安全相談窓口(医療対策課) ☎211-4756 ✉: iryoutaisaku@city.kumamoto.lg.jp
救急安心センター(#7119)	急なけがや体調不良に対する応急処置等の助言や休日夜間に診療可能な医療機関の案内 ※対象はおおむね15歳以上	年中無休(24時間)	救急安心センター ☎#7119(県内統一) ダイヤル回線電話、IP電話、光電話からは ☎03-6456-3290
子ども医療電話相談(#8000)	こども(おおむね中学生まで)の急な病気に係る応急の対応や処置に関する助言	平日:午後7時～翌日午前8時 土曜日:午後3時～翌日午前8時 日・祝日:午前8時～翌日午前8時	熊本県子ども医療電話相談 ☎#8000(県内統一) ダイヤル回線電話、IP電話、光電話からは ☎364-9999
在宅医療相談窓口	在宅療養に関する医療・介護について在宅医療を行っている医療機関の情報など	月曜～金曜日 午前9時～正午、午後1時～3時 ※祝日、年末年始を除く	熊本市在宅医療相談窓口(医療対策課) ☎364-2600 FAX 371-5172
がん相談ホットライン	がんに関すること(がんについての悩みや生活の不安など) ※治療法などに関する医療相談ではありません	月曜日・木曜日 午前9時半～正午、午後1時～3時半 ※祝日、年末年始を除く	熊本市がんサポートセンター(医療対策課) ☎364-3355
水道料金下水道使用料	料金・使用料のお支払 水道・下水道の使用開始・中止、メーター検針や使用水量についてのお問い合わせなど	月曜～金曜日 午前8時半～午後5時15分 ※祝日、年末年始を除く	上下水道局お客さまセンター ☎381-1118
その他上下水道に関する相談	上下水道に関する相談	月曜～金曜日 午前8時半～午後5時15分 ※夜間、土日祝日は時間外窓口へ	上下水道局お客さまセンター ☎381-1118 時間外窓口☎381-0012